

令和7年 10 月作成

あ い ち

農林漁業

ガイドブック



愛知労働局・ハローワーク

INDEX



農 業



P1～P64



林 業



P65～P84



漁 業



P85～P94



ハローワーク



P95～P98

記載内容について質問等がある場合には、各関係機関までお気軽にお問い合わせください。（お問い合わせ先は、各記事の中に記載されています。）

農業

農業

MEMO

[illegible]

就農案内読本 2025

農業を仕事にしたい人の
完全攻略マニュアル



きっと見つかる あなたの農業

全国新規就農相談センター
(一般社団法人全国農業会議所)

<https://www.be-farmer.jp>

Tel.03-6910-1133 Mail : guide@nca.or.jp

農という生き方

農業は、自然と向き合う職業です。雨の日も風の日も、炎天下の日も極寒の日も作業をしなければいけないことがあります。時季によっては、朝は早くから夜は遅くまで作業することもあるでしょう。一方で、四季の変化を感じ取りながら、自然の中で伸び伸び働くことができる職業とも言えます。

また、農業経営者であれば自分の都合の良い時間で作業計画を立てることもできます。

ただし、自分一人で農業をすることは困難です。家族や地域の人との協力がなければ、農業を仕事としてやっていくことはできません。

独立して就農する場合、農業技術を習得することはもちろん、農業機械や農地、住居など、様々なものを準備する必要があります。就農への道のりは遠いと思う人もいるかもしれません。しかし、これまでに新規就農した先輩、農業技術の習得をサポートしてくれるベテラン農家や普及指導員、相談にのってくれる農業委員会・JAなど、就農を支える人がたくさんいることも事実です。

農業に興味がある、農業をやってみたい！という気持ちがあるのなら、きっと道は開けるでしょう。

INDEX もくじ

農業ってどんな仕事？	1	経営計画を立てるには	21
就農までのみちすじ	2	農村社会について	22
就農イメージに応じた対応方向	6	自治体による新規就農支援の利用	24
農業体験をする場合	8	就農後の留意事項	24
農業法人等に就職する場合の基礎知識	10	知っておきたい主な農業関係の組織	24
「農業法人」とは	10	就農を支援するさまざまな仕組み	26
農業法人への就職	11	農業技術習得の支援	26
就職先の農業法人を探す	12	農地等確保の支援	27
求められる人材	12	資金確保の支援	27
農業法人に就職する際の留意事項	13	青年等就農計画制度	28
農業法人等による雇用等（雇用就農資金）	13	青年等就農資金	28
研修を経て独立就農するための基礎知識	14	就農準備資金・経営開始資金	30
充実した研修を受けよう	14	世代交代円滑化タイプ	32
公的な研修を受けて独立就農するには	14	経営発展支援事業	33
法人就職から独立就農するには	15	農業保険	34
自ら農業経営を始めるための基礎知識	16	全国新規就農相談センター	37
めざす農業経営のビジョンを明確に	16	都道府県新規就農相談窓口一覧	44
農業を始めるのに必要な5つの要素と確保のポイント	17		

農業ってどんな仕事？

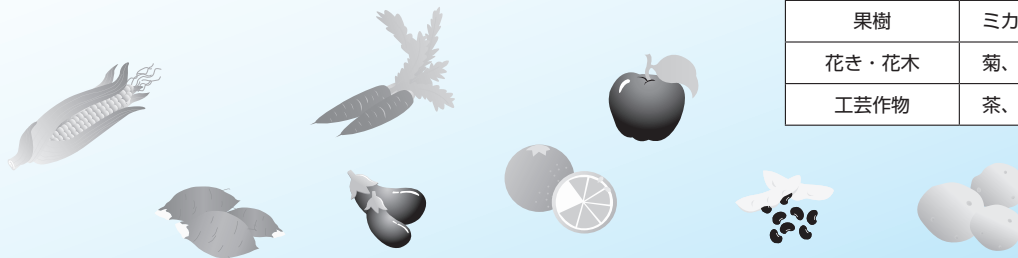
農業に関心がある、農業を始めたい・・・。
でも、農業ってどんな仕事？

農業は、土を耕して作物を育てる耕種農業と、家畜を育てる畜産の大きく2つに分けられます。農業総産出額の約61%が耕種農業で、約39%が畜産です。農業では、作物や家畜の種類を「作目」として分類します。どの作目を選ぶかによって農業経営のやり方、仕事の内容が変わってきます。

耕種農業

耕種農業には、穀類、豆類、イモ類、野菜、果樹、花き・花木、工芸作物があります。野菜や果樹、花きは普通の畑で栽培する露地栽培と、ハウスの中で栽培する施設栽培に分けられます。

種類	例
穀類	米、麦、トウモロコシ
芋類	ジャガイモ、サツマイモ
豆類	ダイズ、アズキ
野菜	キュウリ、トマト、キャベツ、ナス
果樹	ミカン、リンゴ
花き・花木	菊、バラ
工芸作物	茶、タバコ



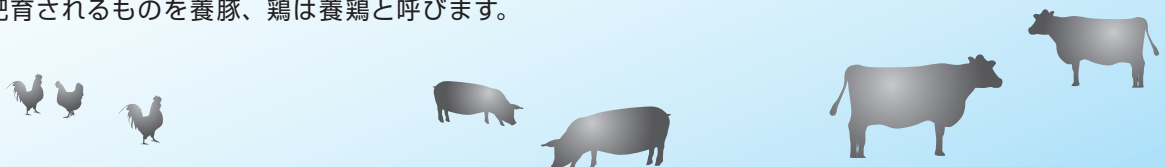
畜産

畜産は、家畜の大きさによって大家畜（牛、馬）、中家畜（豚、羊）、小家畜（鶏）に分類されます。

牛はさらに肉を生産する肥育経営（肥育用の子牛を生産する繁殖経営もある）と、牛乳やチーズなどの乳製品の原料となる生乳を搾る酪農に分けられます。

豚は肥育されるものを養豚、鶏は養鶏と呼びます。

種類	例
大家畜（牛、馬）	肥育・繁殖（肉）、酪農（生乳）
中家畜（豚、羊）	肥育（肉）
小家畜（鶏）	採卵、ブロイラー（肉）



6次産業化

生産した作物や畜産物を食品加工するなどして付加価値を高める経営の多角化も進んでおり、生産（1次）×加工（2次）×販売（3次）まで一貫した取組を6次産業化と呼んでいます。事業内容は食品加工（総菜、漬物、菓子等）、直販、レストラン、農業体験・交流などで、農業の楽しさと事業としての高い可能性を有しています。

就農までのみちすじ

※実際にはいろいろなパターンやケースがあります。
記述はおおまかなモデルケースとお考えください。

情報や基礎知識の収集

- ① 農業を始めるための情報を集めたり、就農相談のために全国・都道府県などの相談窓口を訪ねてみる。
また、こうした窓口を開設しているホームページなどで情報を集める。
- ② 就農相談会である「新・農業人フェア」に参加する。
- ③ 農業の基礎知識を身につける。

P3へ

体験・現場見学・短期研修

農業体験をする・・・・・・・・・・・・・・・・ P8へ

■ 農業就業体験 (チャレンジ・ザ・農業体験)

農業法人へ就職する・・・・・・・・・・・・・・・・ P10へ

■ 求人情報の収集

相談センターのホームページや
ハローワーク

■ 就職活動

- ① 都道府県の新規就農相談窓口へ相談する。
- ② 就農相談会(新・農業人フェア等)に参加する。
- ③ 希望する地域・作目・労働条件を確認する。
- ④ 農業法人等へ電話・訪問する。

研修を経て独立・自営就農する・・・・・・・・ P14へ

■ 研修情報の収集

(農業教育機関・農業法人・市町村等の
受入支援情報)

■ 研修機関へ事前体験・ 申し込み・面接

独立・自営就農する・・・・・・・・・・・・・・・・ P16へ

■ めざす農業経営像を描こう

- ① どんな作物を栽培するか、作物を考える。
- ② 作目は単一の専作経営か、複数以上の複合経営か、経営のタイプを決める。
- ③ 露地栽培か施設栽培か、慣行栽培か有機栽培か、栽培方法を決める。
- ④ 農作業に従事できる労働力と作目・経営タイプ・栽培方法の選択、経営規模などがマッチしているか、考える。
- ⑤ 選択作目や生活条件、都道府県、市町村の支援措置などから就農候補地を検討する。
- ⑥ 地域で生きていくためには人間関係が大切なので、できるだけ現地を訪ね、自分の脚で農地・住宅・研修先・生活・農業経営環境などの関連情報を収集する。

■ 5つの生産資源を取得しよう

技術や
ノウハウの習得

資金の
確保

農地の
確保

機械や施設の
確保

住宅の
確保

■ 営農計画の作成 生産計画、販売計画、資金計画を明確にする。

■ 就農 農業経営者としての第一歩が始まります。

1 情報収集・就農相談

■「全国新規就農相談センター／都道府県新規就農相談窓口（都道府県農業経営・就農支援センター）」

農業に興味がある！農業を始めたい！農業法人に就職したい！そんな方々の相談をはじめ、受入支援情報や求人情報の提供などのお手伝いをしているのが全国新規就農相談センターと都道府県新規就農相談窓口（都道府県農業経営・支援センター）です。

P44へ

■「農業をはじめる.JP」

“農業をはじめる.JP”では、職業として農業に興味を持たれた方、これから農業を始めたい方が、就農に向けて具体的なアクションを起こしていくために必要となる情報を一元的に閲覧できる、ポータルサイトです。

農業を始めるにあたっての検討状況や、体験・研修の実施状況など、皆様の状況に合わせて必要な情報を「就農を知る」、「体験する」、「相談する」、「研修／学ぶ」、「求人情報」、「支援情報」の6つに分類のうえ掲載しています。

P48へ

“農業をはじめる.JP”には、「マイページ」があります。興味のある作物、就農したい地域などを登録すると、当サイト内の情報からおススメの情報をピックアップしてお知らせしますので、ぜひ登録してみてください。

2 新・農業人フェア 農業法人合同会社説明会・新規就農相談会など

都市生活者の地方への移住をともなう新規就農への関心が高まる中で、広く一般の方を対象とした「新・農業人フェア」が開催されています。同フェアは就農希望者の相談に応じ、新規就農の実際の方法や、農業法人等への就職希望者のために情報を提供します。農業法人や相談窓口のブースだけでなく、新規就農に関するセミナーもあり、有益な情報を得ることができます。現在では、多くの就農希望者が集まる一大イベントとなっています。

2025年度の開催日時は、裏表紙を参照してください。



1年目の失敗生かし入念に準備

神奈川県湯河原町 説田 慶樹 さん、有佳 さん

説田慶樹さん（46）、有佳さん夫妻は、農業を通じて地域の活性化を図りたいと、7年間滞在していたマレーシアでなじみ深かったアボカドを栽培することを考えた。国内では和歌山、愛媛、長崎を中心に栽培されていることを知り、ミカン産地が適地なのではないかと湯河原町で新規就農し3年目を迎える。

当初は耐寒性の強い品種を4本植えたが、強い寒波に見舞われ4本とも大きなダメージを受けた。

この失敗経験を生かし、翌年は冬越えの寒さ対策を強化。コメ農家からもらった藁を活用した菰掛けに加え不織布も併用し、入念に冬支度を整えた。

「定植1年後には樹高2m 50cmを超え、花芽も多数つくようになった」と楽しそうに話す説田さんは「地域での成功事例に乏しく試行錯誤だが、3年目となった今年は、より寒さに弱い品種でも食味の良いものなどをさらに24本定植した。耐寒性の強いものを越冬できるようになったので、価値が高く消費者により好まれる品種をこの西湘地区でいかに栽培できるかを意識している」と意欲を高めている。

「自分たちだけでなく、新規就農者や先輩の柑橘農家にもアボカドをやってみようと感じてもらえるような前例を作らなければ、地域の名産を作ることはできない。アボカド栽培のノウハウを蓄積し共有していきたい」と湯河原農業の発展を願っている。

（「全国農業新聞」2024年11月15日）



戦略練りコスト削減に注力

岐阜県本巣市 三村 康之 さん



収量アップとコスト削減をめざし努力を続ける三村いちご農園の三村康之さん（26）は、2021年12月に本巣市で農園を開き、今年で就農4年目になる。

20年まで愛知県の製造業に勤めていた三村さんは、遊休農地を活かして起業したいと一念発起。需要が高く加工に向くイチゴに着目し、栽培技術を学ぶためイチゴ農家で1年研修した後、中古ハウスを買い取り就農した。

売り上げを伸ばすため力をいれたのが多収の追求だ。環境制御下でイチゴ苗の徹底した温度管理により花芽分化を促し、花芽検鏡を重ねて花芽分

化を確認後に定植する。花房間葉数を平均4枚にすることで収量を確保した結果、前作は単収6.5トンを実現した。

コスト削減では、ハウス内での作業やパック詰めから生産性や経費を27人のパート1人ずつ見える化した。正確な生産原価を把握して、主婦層が買う値段ラインでの生産を意識している。

市場価格が下がったときは大型冷凍庫に保存し、削りいちごやスムージーなどの加工品に活用。自社のキッチンカーでイベントに積極的に参加し、直売してファンを増やしている。

三村さんは「昨年は現体制でどれだけできるかを把握した。今年は一度立ち止まって、生産性を上げるための人材育成と設備・事業投資の戦略を練っていく」と話す。

（「全国農業新聞」2025年1月1日付）

新規就農、遊休農地でレンコン作り

山口県防府市 花田 智大朗 さん

防府市中山でレンコンを栽培する花田智大朗さん（37）は、広島でレンコンを栽培する弟の手伝いをする中で農業に興味を持ち、自分もチャレンジしようと就農を決意した。

遊休農地を対象に半年かけて農地を探し、今年、農地26㍓でスタートした。「協力してくれた農業委員の存在がありがたかった」と語る。5月に植え付けした苗は、植え直しの苦労もあったが無事に育ち、夏にはきれいな白い花を咲かせ初めての収穫を迎えた。

収穫したレンコンは市内の農産物直売所で販売している。2人の子の父である花田さんは、レンコンをおいしく食べてもらうため、子どもがもりもり食べるようなレシピを研究している。自身で料理しながら作りやすくおいしいと思ったレシピを、売り場のポップで披露している。

日々レンコンの勉強を続ける花田さん。「肥料や育て方を試行錯誤しながらおいしいレンコンを作っていきたい。今後は拠点となる畑を持って栽培を軌道に乗せたい」と意気込みを語る。



（「全国農業新聞」2024年11月22日）

スマート農業で収量増加

長崎県長崎市 楠元 航平 さん

長崎市でイチゴ28㍓を栽培する楠元航平さん（35）。工業高校を出て自動車会社に就職。入社後2年がたったリーマンショックのとき、テレビで「農業は今を支える仕事、なくてはならないもの」と放送されたのを見た。「自分がやりたいのはこれだ」と感じた。

それを機に、友人の実家でイチゴ栽培を体験し、さらに自身で農業に関する知識を身につけた。会社を退職後は2年間高設栽培や地床栽培の研修を経て就農した。

就農1年目は思うようなイチゴ栽培ができなかったが、地域の農家から助言などを受け、何とか乗り切ることができた。5年目からは環境制御装置付きのハウスを借りて栽培し、年々収量も増え、地区の部会内でもトップクラスになった。



楠元さんは「農業はがんばった分だけ返ってくる。苦勞することはあるが、楽しくやりがいもある」と話す。6次産業化にも取り組んでおり、今年の1月中旬ごろに店をオープンする予定だ。

楠元さんは「今は資材、肥料価格などの高騰で大変な時期だが、今を乗り越えて、農業とオープンするお店を両立しながらこれからもがんばっていききたい」と熱く抱負を語った。

（「全国農業新聞」2025年1月1日）

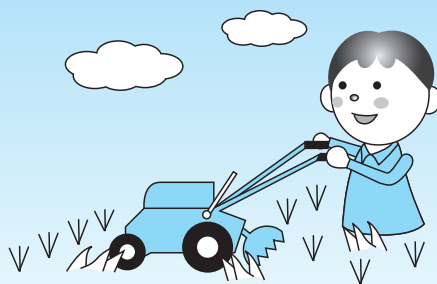
就農イメージに応じた対応方向

あなたの希望

対応方向

相談窓口

まずは農業体験をしたい



農業に関心があるが
未経験なので、
まずは農作業を
体験したい

将来農業をしたいが、
当面は今の仕事を
続けつつ農業の
勉強・体験をしたい

農業体験会・
イベントなどに
参加する

市民農園、滞在
型市民農園を
借りる

各種研修機関で
農業を体験する

全国・都道府県
新規就農相談
窓口
に
問い合わせ

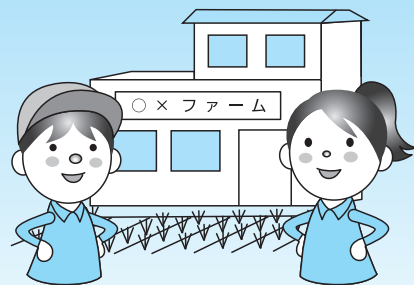
➡ P44、45

市町村役場に
問い合わせ

体験を受け入れ
ている機関に
問い合わせ

➡ P8、9

農業法人等



農業法人に
就職したい

就職について
一般的なこと
を知りたい

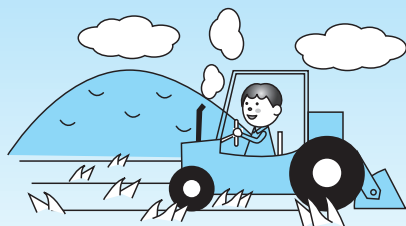
農業法人に
就職する

➡ P10

求人・研修情報を
全国新規就農相談
センターのホーム
ページや民間の農
業に関する求人サ
イトで検索



に就職したい



将来、独立して農業をしたいが、技術や資金に乏しいため、まず農業法人に就職し、農業技術も学びつつ適性も確かめたい

農業法人で研修を受ける

➡ P15

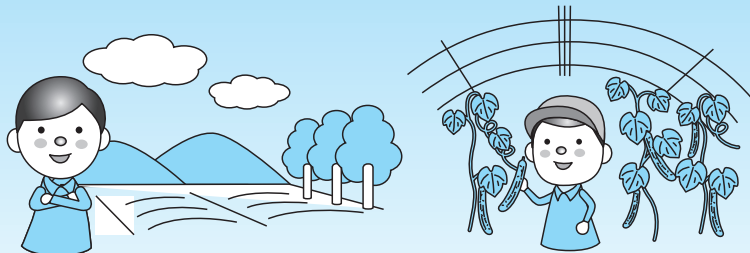
農業法人合同会社説明会（新・農業人フェア等）に参加

➡ P3、裏表紙

全国・都道府県新規就農相談窓口にお問い合わせ

➡ P44、45

独立して農業を始めたい



農業を始めるために必要な情報や事柄など、全般的なことを知りたい

将来、農業経営をしたいが、技術や資金が乏しいため、生活を確保しながら技術を学びたい

農業を始めるため、資金や住宅の確保、農地取得、技術習得等の課題をクリアして、就農したい

国・県・市町村段階の支援措置利用の可能性を探る

➡ P14

酪農の場合、酪農ヘルパーを検討

就農相談窓口で相談しながら就農をめざす

後継者がいない農家の経営を引き継ぐ

全国・都道府県新規就農相談窓口相談

➡ P44、45

酪農ヘルパー全国協会に相談

➡ P26

あなたの希望

対応方向

相談窓口

農業体験をする場合



農業就業体験

(1) チャレンジ・ザ・農業体験〔学校での体験〕

農業者を育成する専門学校（茨城県にある日本農業実践学園）と連携して行っている体験・研修活動で、1日間、3日間、5日間、1カ月間、3カ月間のコースがあります。

稲作、野菜、養牛から希望のコース（時期、作目）を選んで、随時申込みます（時期により、開設できないコースもあります）。

1 短期農業体験コース（原則、月～金曜日の早朝～夕方まで）

- ▶ 5日間…………… 31,200円
- ▶ 3日間…………… 21,300円
- ▶ 1日間…………… 6,500円

2 中期農業体験コース（原則、月～土曜日の午前まで）

- ▶ 1カ月間…………… 128,500円

3 長期農業体験コース（原則、月～土曜日の午前まで）

- ▶ 3カ月間…………… 393,520円

※それぞれ、期間中の食費・宿泊費・研修費・傷害保険料等を含む。
（但し、中期・長期コースの日・祝祭日の食事はありません。）

お問い合わせ・お申し込み

全国新規就農相談センター 一般社団法人全国農業会議所

〒102-0084 東京都千代田区二番町 9-8
中央労働基準協会ビル 2F
TEL：03-6910-1133 FAX：03-3261-5131

体験場所

日本農業実践学園

〒319-0315 茨城県水戸市内原町 1496
TEL：029-259-2002 FAX：029-259-2647
URL：<https://nnjg.ac.jp>

(2) 都道府県が実施する体験事業

各都道府県段階で農業体験の受入を行っている場合があります。詳しくは、P44～45の道府県農業経営・就農支援センターにお問い合わせください。

(参考) 各都道府県の体験事業 (令和7年5月時点)

都道府県	事業名	体験日数
北海道	農業インターンシップ ※1	1日～2泊3日
岩手県	新鮮いわて農業チャレンジ体験研修	チャレンジコース 1～2日 インターンシップコース 5日
秋田県	秋田型農業インターンシップ	2～15日間
山形県	ぶち農業・農村暮らし体験 お試し就農移住体験	年間累計日数15日 1カ月以上6カ月以内
福島県	移住就農お試し体験	2泊3日
栃木県	農業インターン事業	5日以上7日以内
群馬県	農業体験事業	6農場 各2日間
東京都	農業体験研修	5日
神奈川県	新規就農者育成研修 チャレンジ農業体験事業	3日間 最大20日
山梨県	就農トレーニング塾	週末(年間10日)コース、 平日(1日)コース
岐阜県	ぎふ就農体感ツアー ぎふ中期農業体験研修	1泊2日 2泊以上30泊まで
静岡県	短期農業インターン受入事業	・社会人、大学生、専門学校生 1回当たり3日以上7日以内 ・高校生 1回当たり1日以上7日以内
三重県	農林漁業体験事業	1日以上6日以内
新潟県	研修受入農家バンク	概ね3カ月以内
富山県	富山県農林水産公社農業体験研修	5日～30日
石川県	農業インターンシップ研修	3～10日
福井県	お試し就農	最長1カ月
長野県	就農体験研修	2日
滋賀県	農業体験事業	1～2日
京都府	就農インターンシップ事業 ブレインターンシップ事業	1～6カ月 1～3日
大阪府	農業体験・交流会 農業マッチング制度	1日 1日～
兵庫県	農業インターンシップ	15日以内
和歌山県	農業体験研修 ※2	1日
島根県	しまね農業体験プログラム	1～2日程度
岡山県	1DAY農業入門 農×アクティブシニア連携実践事業	1日 1日
徳島県	学生等インターンシップ事業 実践!とくしま「農」キャリアチェンジ事業	3～5日間程度 2日～3か月程度
香川県	お試し就農促進事業 移住就農ツアー	1～3週間 3日間
愛媛県	えひめ農業体験ツアー 愛媛県就農体験ツアー	未定 未定
高知県	こうちで農業体験	1泊2日程度
長崎県	ながさき農業インターンシップ	数日程度
宮崎県	みやざき農業実践塾体験講座 雇用就農者確保・定着支援事業 トライアル雇用就農促進事業 ※3	4日間 31日～最長3カ月 1カ月～最長3カ月

※1 問い合わせ先: 雇用就農サポート・農業労働力確保推進事業運営事務局 TEL:011-769-9739
<https://kurashigoto.hokkaido.jp/information/20250610170000.php>

※2 問い合わせ先: 和歌山県就農支援センター TEL:0738-23-3488

※3 (株)スーパール宮崎支店が実施

農業法人等に就職する場合の基礎知識

農業体験をする場合

農業法人に就職する

研修を経て独立する

自ら農業経営を始める

就農を支援するさまざまな仕組み

新規就農について相談する



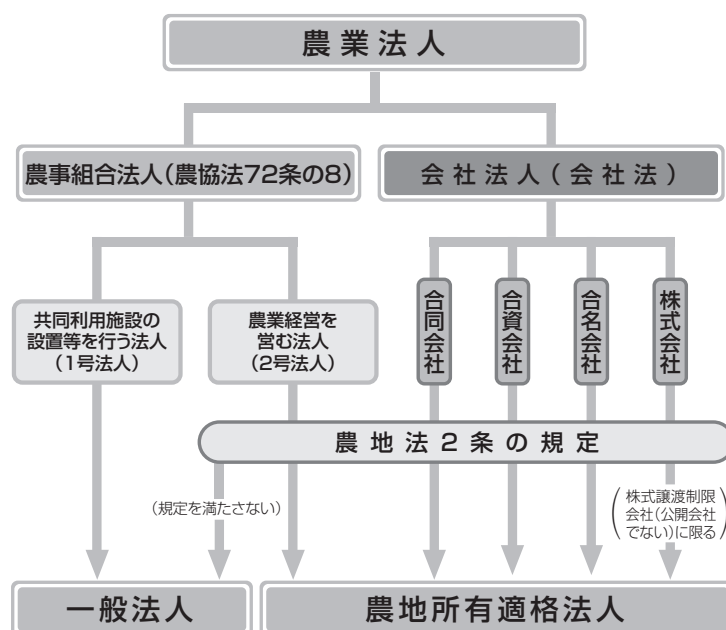
「農業法人」とは

「農業法人」とは、株式会社や農事組合法人などの企業として農業を営む法人の総称です。

このうち、農業経営を行うために農地を買うことができる法人を「農地所有適格法人」といいます。全国で約21,213法人あります（2023年1月1日時点）。

農業法人は、家族だけで設立した法人（一戸一法人）から従業員が数百人といった大規模な法人まで様々なタイプが

あります。経営作目も、稲作だけといった単一作目の法人経営は少なく、ほとんどの法人がたとえば稲作と野菜作や果樹作を組み合わせるなど複合的な経営です。また、6次産業（1×2×3次産業＝6次産業）といわれるような、生産のみならず加工・販売部門などへ経営を多角化して、年間を通して雇用を必要とする農業法人が増えています。また、観光農園や農村レストランなどに取り組む経営も増えています。



※NPO法人や一般社団法人、社会福祉法人も一般法人として農業ができます。

農業法人への就職

就農には、①独立して自営の農業を始める（独立・自営就農）、②農業法人等に就職して従業員として農業に携わる（雇用就農）、という2つの道があります。

「独立・自営就農」のためには相当の資金と農業技術が必要とされますから、20～30歳代の若者たちにとって少しハードルが高くなります。しかし、「雇用就農」は、給与をもらいながら技術も身につけられます。生活を安定させた後に何年かして独立したいという若者たちにも、うってつけの就農スタイルです。

法人で農業をするには、雇用契約を締結せずに農業技術の習得を目的とした「研修」と、雇用契約を結ぶ「雇用」の形があります。「研修」の場合には、研修費用を支払うものから、無報酬のものまで様々な形態があります。また、研修目的であっても雇用契約を締結する場合があります。

農業法人への就職という就農スタイルは近年定着し、多くの農業法人にとって新規就農者は欠かせない存在となっています。農業法人での就業規則の整備が進み、労働保険や社会保険、その他福利厚生も整ってきています。

農業法人で働く 目的の明確化

1. 農業法人で働くこと自体が目的なのか、将来の独立のためのステップなのか考えよう。
2. 作目、地域、労働条件の希望を整理しよう。
3. 勤務内容は、農作業中心か、加工、販売、事務作業が中心か、希望を整理しよう。

希望する 農業法人を探し、 求人に応募しよう

1. 求人情報を収集しよう。情報は、全国新規就農相談センター HP 内の求人情報、都道府県新規就農相談窓口、新・農業人フェア（公社）日本農業法人協会、各農業法人の HP、ハローワーク、民間の求人サイトなどから入手しよう。
2. 農業法人の担当者に、勤務内容、勤務条件、独立就農などの将来像について確認し、求人に応募しよう。

就 農

独立希望の方は、学んだことを活かし、独立に向けて動きだそう。

就職先の農業法人を探す

全国新規就農相談センターのホームページでは、求人をしている農業法人などの情報を提供しています。

ホームページアドレス

<https://www.be-farmer.jp/recruitment/search/>

また、一般社団法人全国農業会議所（全国新規就農相談センター）は職業安定法にもとづく無料職業紹介事業を行っています。



とくに、優秀な人材を全国から広く募集したいという農業法人は、「新・農業人フェア」(裏表紙)などに積極的に参加しています。このフェアでは実際に経営者や採用担当者と対面して、会社の事業内容などを直接聞くことができるため、積極的に参加することをお勧めします。



求められる人材

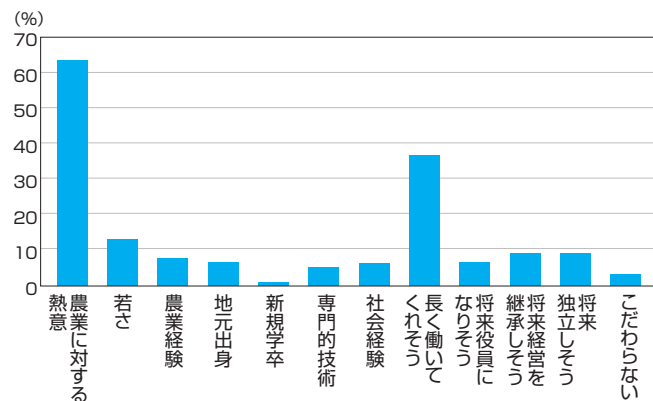
農業法人等の多くが、生産だけでなく加工・販売部門などを取り入れて経営を多角化しています。このため、新製品の企画・開発や販売先の新規開拓などの業務があります。これまで“生産専門”だった農業者にとって、農業以外の産業でこうした企画・販売部門のノウハウを身につけた人たちは重要な人材といえます。

農業経験があるかないかについては、経営者の多くはあまり重要視していないようです。農業経験よりも、農業に対する熱意ややる気、健康・体力面を重視しています。

農業法人等に就職してから何年か後に独立する人もいますが、農業法人の幹部従業員として生産や販売部門の責任者になる人もいます。また、経営の継承者や「右腕」とな

て経営をサポートしてくれる人材を求めている農業法人も少なくありません。

法人経営者が正社員を雇用する際に重視する点(2つまで)



農業法人における雇用に関するアンケート調査結果(2010年)より

農業法人に就職する際の留意事項

特定の農業法人に興味をもち就職を真剣に考えはじめたら、その農業法人の経営現場に実際に足を運ぶことが大切です。農業法人に就職することは、その地域・農村で生活することになります。生活環境に家族全員が満足することが、独立・自営就農の場合と同じように、農業法人への就職を決める場合も大切です。

多くの農業法人が求人の際に、おおむね1〜3か月程度の試用期間を定めていますので、雇用を継続するかの目安にはなります。農業法人への就職は、独立・自営就農に比べてリスクが少ないとはいえ、安易な選択は後悔のもとです。

また、農業法人が短期アルバイトを募集している場合には、そこに応募して事前体験をするのも一つの方法です。

就職（採用）にあたっての約束事は、必ず「雇用契約書」などの書面で行ってください。後々のトラブルを回避するために必要なことです。特に、就業条件は契約時に必ず確認しておきましょう。就業規則がある場合は、それも目を通しておくべきです。労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金への加入状況についても必ず確認しましょう。なお、法人にはこれらの保険への加入が法律で義務づけられています。

農業法人等による雇用等（雇用就農資金）

雇用就農者の確保・育成を推進するため、49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対して資金を助成する「雇用就農資金」を令和4年度から実施しています。

一般社団法人全国農業会議所が事業実施主体となっており、事業の詳細は同会議所が設置する全国新規就農相談センターのホームページ（農業をはじめ.jp）よりご確認ください。（https://www.be-farmer.jp/farmer/employment_fund/）

雇用就農資金には以下の3つのタイプがあります。

①雇用就農者育成・独立支援タイプ

農業法人等が就農希望者を雇用し、当該農業法人等での農業就業又は独立就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を実施する場合に資金を助成します。

（新規雇用就農者一人当たりの助成額：年間最大60万円、期間：最長4年間）

※新規雇用就農者が障がい者、生活困窮者又は刑務所出所者等の「多様な人材」の場合、年間最大15万円を加算

②新法人設立支援タイプ

農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す就農希望者を一定期間雇用し、独立就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を実施する場合に資金を助成します。

（新規雇用就農者一人当たりの助成額：年間最大120万円（3年日以降は年間最大60万円）、期間：最長4年間）

※新規雇用就農者が多様な人材の場合、年間最大15万円を加算

③次世代経営者育成タイプ

農業法人等がその職員等を次世代の経営者として育成していくため、国内外の先進的な農業法人や異業種の法人に派遣して実施する研修を支援します。

（助成額：年間最大120万円、期間：最長2年間）

※雇用就農資金には、「過去に就農準備資金等で同様の研修を受けていないこと（道府県農業大学校等を除く）。」等のほか様々な事業要件がありますので予め事業実施主体や申請・相談窓口（各都道府県農業会議等）へご確認ください。

研修を経て独立就農するための基礎知識

農業体験をする場合

農業法人に就職する

研修を経て独立する

自ら農業経営を始める

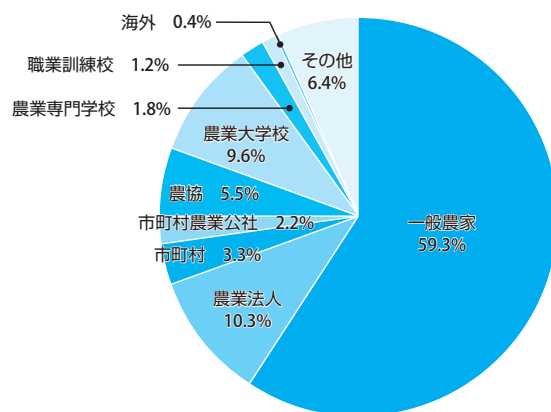
就農を支援するさまざまな仕組み

新規就農について相談する

充実した研修を受けよう

独立・自営就農するには、①技術・ノウハウ、②資金、③農地、④機械・施設、⑤住居の5つの要素が必要ですが、就農希望者が5つの要素の全てを自ら準備することは容易ではありません。そこで、農業法人に就職して技術を学びながら農地を探し、資金を工面したり、あるいは市町村が設立した公社などによる研修・助成を受けて独立就農を目指すことが、有効な独立就農方法の一つといえます。

研修の受け入れ主体(中心となった研修先)



新規就農者の就農実態調査結果(2024年)より

公的な研修を受けて独立就農するには

1

都道府県・市町村・
農業公社など

全国各地のいくつかの都道府県・市町村・農業公社などでは、就農希望者に対して独立就農するための研修を行い、地域農業の新たな担い手を育成しています。研修内容や助成

内容などは様々な形があります。研修地域での就農が前提となることが多いため、就農できる地域、作目が限られています。研修を受けた人が実際に就農できる可能性は高いです。自分の希望する就農スタイルと合致した場合は、非常に魅力的な制度です。募集人数に限りがあるため、こまめに情報をチェックすることをお勧めします。

自治体等の受け入れ支援情報に関するホームページアドレス
https://www.be-farmer.jp/support/municipal_supports/



2

農協出資法人、 第3セクターなど

独立・自営就農を支援する組織には、JAが単独で設立しているもの、JAと町が共同出資しているもの、町と民間企業と地元農家が共同出資

しているものなど、様々な形態があります。

これらの組織のほとんどは、単独で就農を目指すよりも高い就農率、定着率となっています。研修内容や雇用形態、住宅、研修修了生の進路などを確認した上で、活用しましょう。

法人就職から独立就農するには

農業法人は、生産技術、販売・加工、経営管理など様々な分野で新しい試みを行っているため、独立・自営就農を目指す人にとって学べるものがたくさんあります。そのため、いずれ独立・自営就農をしたい人にとっては、まずは農業法人で従業員として働きながら自らの適性を判断するとともに、技術や経営ノウハウを学ぶことが有効です。

農業法人で働くことで、独立・自営就農に向けた人間関係を築くことや、就農可能性のある地域（農地）の紹介を受けることもあります。勤務する農業法人の先輩従業員が独立・自営就農していたり、近隣農家が声をかけてくれることがあるからです。

給料をもらいながら農業をするため、就農資金を調達することも可能となります。

しかしながら、雇用就農者に対しての支援制度や自治体からの支援は用意されていないことが多いので、雇用期間中に自ら動いて農地や機械、施設を探すことが基本です。

雇用される農業法人はもとより、市町村、農業委員会、

JA など様々な関係機関から情報を収集することが、スムーズな独立就農につながります。

早い段階から積極的に動いて独立就農への準備を進めてきましょう。

独立就農の見通しが立ったら、就農希望地の農業委員会等に「営農計画書」を提出し、認定されることで、農地の取得が可能になります。

独立・自営就農を支援している農業法人の中には、近隣農家とともに NPO 法人を立ち上げて、自社の経営とは分離して就農支援を行っているところもあります。なかには、独立・自営就農者を自社グループの一員として位置づけ、販売面で提携することで独立就農者の経営の安定を支援する法人があり、研修生を受け入れていることがあります。

法人就職後に独立就農することを予定している場合は、雇用される法人で自分の学びたい技術が学べるか、就農後もフォローが見込めるかなど、新規就農後のことも考慮して就職先を選ぶことが重要です。

自ら農業経営を始めるための基礎知識

農業体験をする場合

農業法人に就職する

研修を経て独立する

自ら農業経営を始める

就農を支援するさまざまな仕組み

新規就農について相談する



めざす農業経営のビジョンを明確に

新しく農業を始めるということは、新たに事業を開始するということであり、自分が将来「どこで、どんな農業をやるのか」意思を固めることが大事です。



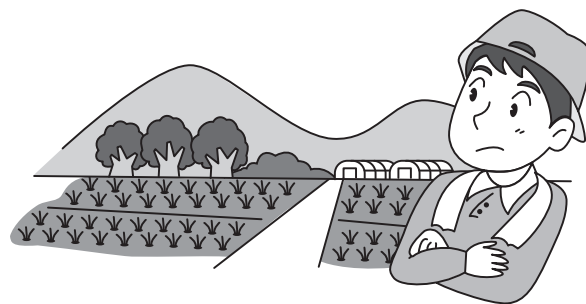
やりたい農業経営のイメージ作り

一概に農業といっても、稲作、野菜、花き、果樹、畜産と作目の幅が広く、しかも、野菜、花きは露地栽培のほか、集約的な施設栽培（水耕栽培等）もあります。さらに栽培方法も農薬や化学肥料を使用する慣行農法のほかに、農薬や化学肥料を使用しない有機農法（考え方によっていろいろなやり方がある）などの独自のやり方もあります。

また、経営のスタイルとして、経営作目を単品に絞る単一経営（専作経営）を採用するか、経営リスクの分散や家族労働力の適正配分、または耕種部門と畜産部門の有機的結合に着目して複数作目を経営する複合経営を採用する方法もあります。

そこで、自分が就農を意識するようになった動機も十分にふまえて、自分がやりたいと頭の中に描いている農業のイメージを固め、窓口での相談などを通じて、

次第に具体化していく必要があります。「どんな農業をやるのか」を具体化したのが営農計画で、一般企業の事業計画にあたります。農産物の販売や簿記記帳も必要になります。



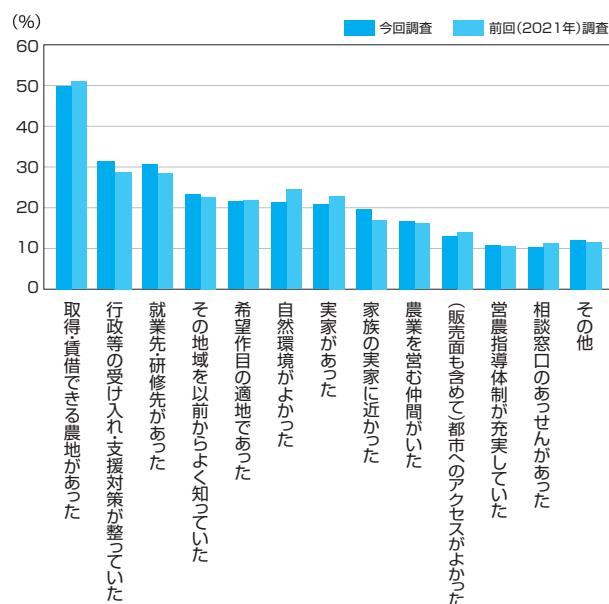
就農地域の選定

就農希望者は、買ったり借りたりする農地があるかないかは別として、ある程度は希望する地域を決める必要があります。その際、作物にはその作物に適した気象条件や土壌条件があることから、「どんな農業をやるのか」「どんな作物を作りたいか」も候補地域を選ぶための重要な要因になります（適地適作）。

希望している作物の主産地では、生産技術の指導体制や生産物の出荷体制が整備されており、初めて農業に取り組む人にとって有利な面が多いと思われます。

また、家族の同意を得るために教育施設や交通の便などの生活条件も考慮する必要があります。

新規就農者の就農地選択の理由



新規就農者の就農実態調査結果(2024年)より

農業を始めるのに必要な5つの要素と確保のポイント

新しく農業を始めるには、①技術・ノウハウ、②資金、③農地、④機械・施設が必要となります。また、多くは移住をとまなうため、⑤住宅も見つける必要があります。

農業経営者になることは、事業を新たに起こすこと（起業）と変わりありません。ただし、自然相手の生物生産であることや、生産と生活の現場が一体化して地域社会との関係が特に密接であるなどの特徴があります。

1 技術やノウハウの 習得

趣味ではなく職業として農業を営むのであれば、しっかりと農業技術を習得しておく必要があります。

新規就農相談者の多くの方が、農業未経験または体験程度です。現在の農業は科学技

術の進歩により機械力や科学力が活用されていますが、農業生産の基本は生物や自然を相手にするものですから教科書通りにはいきません。出荷するような大きな面積になると、家庭菜園程度の広さでやっていた経験が、全く役に立たないことがあります。しかも、自然条件に左右される農業技術は地域によっても少しずつ異なってきます。

そこで、「作りたい作物や飼いたい家畜」、「就農したい

地域」などイメージが決まったら、栽培・飼養技術や経営管理のやり方を身につける必要があります。

少なくともその作物の“種まきから収穫まで”の1サイクルぐらいの経験は積んでおくことが必要でしょう。

また、「何をやりたいか」が決まっていなくても、体験の意味で研修することもひとつの方法です。

なお、近年は新規就農希望者の目的に応じた様々な研修制度が整備されています。その方法も経費負担が自前か、公的支援を受けるか、その研修期間が短期か長期か、研修内容についても、机の上での学問的なものも含むか、実際に農作業を行う実習中心か、などいろいろです。

また、研修のスタイルとしては、指導農業士など先進的な農家や農業法人で実践を通じて知識・技術を習得する農家研修、道府県立農業大学校や民間の農業教育機関での農業の知識や技術を学ぶ方法などがあります。

2

資金の確保

新しく農業を始める場合、農地の貸借・購入、ハウスや畜舎の建設、トラクターの購入等のほか、種代や肥料代、農薬代など営農するのに資金が必要です。

また、現金収入が入るようになるまでの生活資金も必要です。必要な営農資金額は経営作目によって異なりますので、営農計画と生活設計を綿密に立てましょう。

2024年度に全国新規就農相談センターが実施した調査

によると、新規就農者が用意した自己資金の平均額は営農面で278万円、生活資金は170万円となっています。

ところが、実際に営農にかかった金額は896万円と、自己資金を619万円上回っています。できる限り自己資金を活用することが望ましいですが、公的な融資制度を活用するのも有効な方法です（資金確保の支援P27）。

融資制度の利用には一定の資格要件が必要なほか、融資額や信用状況に応じ担保の設定や保証人を求められることがあり、新規参入者にとっては借りにくい場合もあります。

実際に就農した際には不時の出費も多く、自己資金を中心に余裕のある資金計画を十分に練る必要があります。

就農1年目の費用と自己資金

※平均値を採用 単位：万円

		営農面					生活面 自己資金	就農1年目 農産物 売上高
		機械施設等	必要経費	費用合計	自己資金	差額		
		A	B	A+B	C	C-(A+B)		
新規参入者計		670	226	896	278	-619	184	354
就農後経過 年数	1・2年目	764	238	1,002	264	-738	183	305
	3・4年目	674	235	908	310	-598	200	317
	5年目以上	624	217	841	274	-567	179	387
就農時年齢	29歳以下	700	270	970	230	-740	112	436
	30～39歳	677	249	926	230	-697	165	414
	40～49歳	674	200	874	296	-578	210	308
	50～59歳	554	144	698	515	-183	336	147
	60歳以上	341	85	427	457	31	159	29
現在の 販売金額 第1位の 作目	水稻・麦・雑穀類・豆類	662	222	884	280	-604	131	352
	露地野菜	371	143	515	252	-263	163	201
	施設野菜	996	274	1,270	293	-977	207	523
	花き・花木	672	189	861	290	-571	243	261
	果樹	418	153	571	267	-305	185	200
	その他耕種作目	599	296	895	315	-579	225	240
	酪農	2,760	1,956	4,716	858	-3,858	224	2,878
	その他畜産	1,107	472	1,579	317	-1,262	113	338
その他		245	122	367	157	-210	170	136

新規就農者の就農実態調査結果(2024年)より

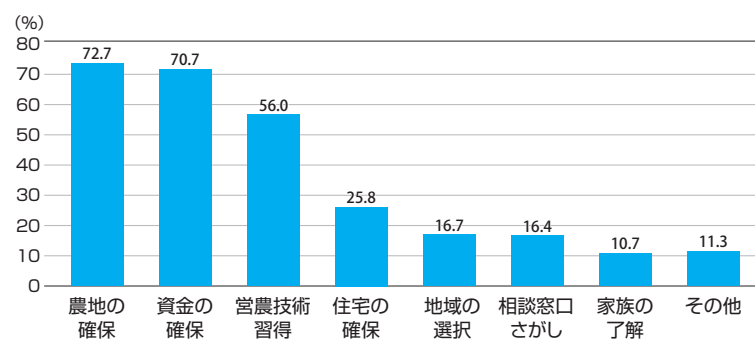
就農時の資金借り入れの状況

単位：%

		資金を 借り 入れた	資金の借り入れ先							
			制度資金					民間資金		
			青年等 就農資金	経営体育成 強化資金	スーパ- L資金	農業近代化 資金	その他	農協	銀行等 金融機関	その他
集計対象全体		54.6	78.4	4.3	4.0	4.7	3.2	18.6	7.8	5.6
現在の 販売金額 第1位の 作目	水稻・麦・雑穀類・豆類	47.9	70.5	2.3	6.8	4.5	2.3	25.0	9.1	11.4
	露地野菜	38.0	75.5	1.8	3.1	3.7	3.1	22.7	5.5	7.4
	施設野菜	74.6	81.5	3.8	4.3	5.8	2.6	16.2	8.1	4.0
	花き・花木	70.0	81.8	3.0	6.1	6.1	0.0	9.1	0.0	12.1
	果樹	44.3	75.8	7.0	0.8	2.3	4.7	20.3	8.6	3.9
	その他耕種作目	56.5	53.8	0.0	0.0	15.4	0.0	7.7	46.2	15.4
	酪農	96.0	89.5	10.5	21.1	0.0	0.0	31.6	0.0	0.0
	その他畜産	62.8	80.8	11.5	0.0	7.7	11.5	7.7	11.5	3.8
その他		44.0	63.6	9.1	9.1	0.0	9.1	36.4	9.1	9.1

新規就農者の就農実態調査結果(2024年)より

新規就農者が就農時に苦労したこと(複数回答)



新規就農者の就農実態調査結果(2024年)より

3

農地の確保

農地は国民・地域の限られた資源であり、最大限に利用されることが重要です。そのため、農地法に基づき、農地の権利（所有・賃借など）を有する者は、農地を農業として適切かつ効率的に利用する

（荒らさず有効利用する）責務が課せられています。

農地を買ったり、借りたりする場合は、所有者と売買・賃借等の契約を結ぶだけではなく、その責務を全うするため、農地法や農地中間管理事業の推進に関する法律など農地に関する法律に基づき、市町村の農業委員会の許可や農地中間管理機構が作成する「農用地利用集積等促進計画」の都道府県知事の認可（公告）が必要になっています。

許可等の要件は下記のア～エで、新規就農者もこれを満たさなければなりません（ウは法人の場合のみで、要件を満たさない場合は条件付きで借入できますが購入はできません）。どのような農業をするのか（営農計画の提出）、農業の技術、機械や施設はあるのか、周辺の農地利用に悪影響を与えないのか等について確認し、許可、不許可等の判断がなされます。

また、市町村は農業者や新たに就農を目指す者（農業へ新たに参入する企業を含む）等の幅広い関係者による話し合いにより、将来の農業の在り方や農地利用の姿を示した「地域計画」を策定しています。今後、新たに就農を目指す者は、農業経営・就農支援センターや市町村等の就農相談窓口へ相談するとともに、地域計画の見直しに向けた話し合いの場へ積極的に参加し、地域との信頼関係の構築に努めて

いただくことで、地域の農業を担う者として位置づけられ、それらの活動が農地の確保に繋がるものと考えます。

就農先で農地を取得するには、自分の目指す農業経営や家族の納得する生活条件などを考慮して就農候補地をいくつか選び、その中で必要な農地面積、日照条件、土壌条件、水利権など、さらに購入する場合は農地価格を十分検討して選定することが望ましいです。

また、実際の取引は相手の人柄をよく知ってからという話をよく聞きます。このため、農地取得の際は、新規就農者の受け入れに積極的な県や市町村の情報を収集するとともに、場合によっては、就農候補地に先に住居を移し、地域における信頼関係を作ることと考えてください。

「eMAFF農地ナビ」では、買ったり借りたりできる農地情報を得ることができます。



農地の権利移動の要件（買ったり、借りたりするには）

I 通常

- ア** 【全部効率利用要件】 農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うこと
- イ** 【農作業常時従事要件】 個人の場合は農作業に常時従事すること
- ウ** 【農地所有適格法人要件】 法人の場合は農地所有適格法人であること
- エ** 【地域との調和要件】 周辺の農地利用に悪影響を与えないこと

II 解除条件付き貸借（上記イ、ウを満たさない場合）

上記ア、エを満たすこと

これに加えて、

- オ** 書面による解除条件付きでの契約
- カ** 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること
- キ** 法人の場合（農地所有適格法人を除く）役員等の1人以上が耕作又は養畜の事業に常時従事すること

注：IIの場合、毎年、利用状況を農業委員会へ報告しなければいけません。適正に利用しない場合、最終的には許可を取り消されることになります。

4

機械や 施設の確保

現代の農業は一部の有機農業などを除いて、一般的には施設化、機械化しており、新規に農業を始める場合、すべてを一度に揃えようとすると多くの資金を必要とします。

稲作の場合、機械整備一式で最低1,000万円は必要です。畜産の場合は畜舎建設、施設園芸ではハウス建設に相当の投資が必要です。県・市町村によっては、様々な支援を行っている所もあります。

しかし新規就農者の場合、まず農地購入の資金や1年は無収入と想定した場合の生活費の準備などに多くの資金を必要とし、施設や農機具の購入まで資金的に余裕がないのが一般的です。そこで、当初は必要最小限の農機具や施設を手当てし、経営が軌道に乗りはじめてから徐々に装備を充実していくほうが堅実です。中古品やリース、



借り受けなどで対応するのも負担を軽減する方法のひとつです。

また、離農した農家などの農機具、施設を農地や住宅と経営内容をセットで買い取るのもひとつの方法です。全国新規就農相談センターでは、このような第三者への経営継承についても相談にのっています。

5

住宅の確保 その他

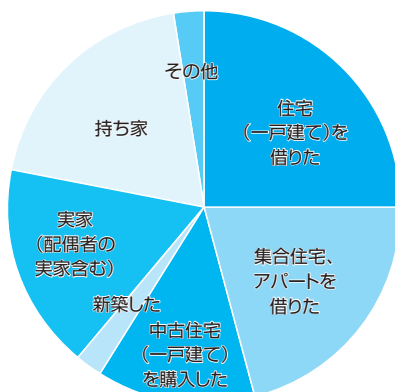
農作物の栽培は、常に自然現象に大きく左右されます。適時、適切な栽培管理をしていくためには、できるだけ住居の近くに取得農地があることが望ましいといえます。住

居は、就農希望先の関係機関・団体や就農のお世話をしてくれた人などを通じて探してもらうのが普通です。なるべく農地と合わせて確保するように、地元の人たちの協力を得ることが大切です。

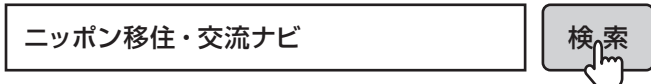
なお、公的住宅は一定の入居条件がありますし、空き家の場合でも築何十年も経過して傷みがひどく、予想以上に補修費がかさむなどの問題もありますので、借りる場合はまだしも買い取る場合は特に注意が必要です。

また、住宅のほかに学校や病院等の生活関連施設が近くにあるか否かも重要なことです。JOIN（一般社団法人移住・交流推進機構）が運営する「ニッポン移住・交流ナビ」や国土交通省が運営する「全国版空き家・空き地バンク」等から住宅、学校・病院等生活関連施設に関する情報を得ることができます。

住宅の確保状況



新規就農者の就農実態調査結果(2024年)より



『農業経営統計調査』（毎年）	営農類型別の農業・農外所得など
『農業物価統計』（毎年）	肥料・農薬・機械の購入価格
『農林業センサス』（5年ごと）	農業者数・農地面積など農業構造全般

※農林水産省ホームページで確認できます。

経営計画の一例

経営計画						
売上(生産販売)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
経営規模(a)						車収力(◇生産用)
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	車収(kg/10a)
売上高	0	0	0	0	0	単価
経営規模(a)						換算
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	車収(kg/10a)
売上高	0	0	0	0	0	単価
経営規模(a)						換算
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	車収(kg/10a)
売上高	0	0	0	0	0	単価
経営規模(a)						換算
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	車収(kg/10a)
売上高	0	0	0	0	0	単価
経営規模(a)						換算
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	車収(kg/10a)
売上高	0	0	0	0	0	単価
経営規模合計 (a)	0	0	0	0	0	換算
◇5人入面積 (a)						労働時間(h)
						◇5人用除(◇h)
農業経費	0	0	0	0	0	
種田費	0	0	0	0	0	経営方法基準(10a)
肥料費	0	0	0	0	0	◇経営指標
農薬費	0	0	0	0	0	◇経営指標
諸材料費	0	0	0	0	0	◇経営指標
動力・光熱費	0	0	0	0	0	◇経営指標
小農具費	0	0	0	0	0	◇経営指標
修繕費	0	0	0	0	0	◇経営指標
土地改良・水利費	0	0	0	0	0	◇経営指標
賃借料・税金	0	0	0	0	0	◇経営指標
減価償却費	0	0	0	0	0	◇経営指標
小作料	0	0	0	0	0	◇経営指標
支払利息	0	0	0	0	0	◇経営指標
共済金・租税公課	0	0	0	0	0	◇経営指標
雇用分賃	0	0	0	0	0	◇経営指標
雑費	0	0	0	0	0	◇経営指標
流通経費	0	0	0	0	0	◇経営指標
農業所得	0	0	0	0	0	◇経営指標
農外収入	0	0	0	0	0	◇経営指標
農外支出	0	0	0	0	0	◇経営指標
農業所得	0	0	0	0	0	◇経営指標
借入金償還額	0	0	0	0	0	◇経営指標

注)色塗りのセルは計算式が入っている

農村社会について

新しく農業を始めるということは、同時に農村に移り住み、農村社会の一員となるわけですので、農村社会の実情を理解しておくことが大切です。

農村は、長年農業とともに生活が営まれてきた場所であり、地域の人同士の付き合いが都市に比べて濃密です。したがって、時として外部からは閉鎖的な社会に見えることもあります。農業を始めるには地域に溶け込み、村の人たちと深く親しく付き合う必要があります。

例えば農村では、農業用水や農道の利用・管理にともなう共同作業など直接営農に関わることや、農村の伝統行事や習慣などにも参加・協力を求められることが少なくあり

ません。

一方、そういった行事などに参加することで、村人とふれあい、情報交換をしながら農村社会にうまく溶け込むことができるのです。

また、その地域内で、農業に限らず何でも腹を割って相談できる人を確保しておくことも重要です。

そのほか、就農前の研修期間中から地元の農家と積極的につきあうことで、実際の就農がスムーズに進むと考えられます。

要は、就農先にできるだけ多くの知り合いをつくっていくことが重要です。

参考 新規就農 野菜作・果樹作・花き作ごとのポイント

野菜

■野菜作経営の現状は

- 野菜作は労働集約的作物（小面積栽培が可能）。
- 作目の選択とともに栽培適地の選択が必要。
- 露地栽培と施設栽培がある。
- 気候によって価格変動が激しい。
- 生鮮用と加工用の栽培・販売がある。

■野菜作の農作業体系は？

野菜作は小面積で生計を立てることもできる反面、労働時間が長時間にわたるものが多い。野菜作経営は収益性を検討する際に面積と労働力の確保が重要となってきます。

■野菜作の経営概況は？

露地野菜に比べて施設野菜が高い水準にあります。露地野菜が根菜類・葉茎類が中心なのに対して、施設野菜は果菜類が中心で収穫が長期間で多収だからといえます。しかも単価が高いとも考えられます。

農林水産省の農業経営統計調査「令和5年 全農業経営体の農業経営収支」によると、露地野菜作経営（全国平均）の1経営体当たり農業粗収益は1,237万円、農業所得は225万円。

施設野菜作経営（全国平均）の1経営体当たり農業

粗収益は1,871万円、農業所得は360万円となっています。

■野菜作経営のポイント

- 野菜作は地域を選択する＝適地での栽培。
- 労働力の確保と年間収入をどの程度に設定するかで農地面積が決まる。
- 公的データはプロ農家のものであり、新規就農の場合は栽培技術水準と労働力を計算して（減じて）面積を決める。
- トラクターや耕運機と軽トラックは必需。
- 水道・電気のある「作業場」を確保する。
- 施設導入はまず自己資金と補助金を確認。レンタルなども行っている地域もある。

■野菜作で新規就農する場合の現実的な対応

- 研修などを活用して野菜の栽培技術を習得。
- 作目の選択と地域を決める。
- 地域での栽培状況などをよく観察して栽培作物の組み合わせや技術の習得・向上を目指す。
- 家族労働などの労働力を確保して経営開始。
- 直接販売は栽培する労働力と荷作りなど同等の労働力が必要となる。

果樹

■果樹作経営の現状は

- 永年作物であり収穫まで年限を要する。
- 気候の影響を受けやすい。
- 市場流通が基本だが、高品質のものは直販が多い。
- ジュースなどの加工用途もあるが、価格が低い。
- 観光果樹などへの業態の展開も可能。
- 品目ごとに栽培技術が異なるため専門的に栽培する経営が多い。

■果樹作の経営概況は？

果樹作で生計を立てるには、ある程度の面積と専門技術が必要となります。例えば、ミカンやリンゴで露地栽培を行う場合は2ha程度は必要です。

またミカンの場合、土地条件も西南暖地など水はけのよい所でないと品質のよいミカンは栽培できません。

ん。

農林水産省の農業経営統計調査「令和5年 全農業経営体の農業経営収支」によると、果樹作経営(全国平均)の1経営体当たり農業粗収益は814万円、農業所得は227万円となっています。

■果樹作で新規就農する場合の現実的な対応

- 技術習得のための研修・実習を実施。
- 全く最初からの栽培では多額の投資をとまう(収穫まで数年を要する)。
- 果樹作物の栽培地域での新規就農者の募集を活用することも検討。
- 最初から栽培する場合、小面積での栽培で経験と技術を積み、徐々に規模拡大していくのが妥当だが一定の資金は必要となる。

花き

■花き作経営の現状は

- 労働集約型で多種類少量生産。
- 市場流通が基本。
- 価格が景気に左右されやすい。
- 流行などの情報に敏感。
- 施設栽培の進展により品質競争が激しい。
- 安価な輸入品が増加傾向にある。
- 高級品と家庭用との二極化が進展。

■花き作の農作業体系は？

花き栽培農家は施設栽培と露地栽培の両方を行っている場合が多い。花きは一般的に20～30aの小面積で生計を立てることもできる反面、野菜と同じように労働時間が長時間にわたるものが多い。

■花き作の経営概況は？

施設栽培が所得の上位を占めていますが、安定した生産を行うための加温施設にした場合などでは多額の投資が必要となります。

農林水産省の農業経営統計調査「令和5年 全農業経

営体の農業経営収支」によると、露地花き作経営(全国平均)の1経営体当たり農業粗収益は971万円、農業所得は183万円となっています。施設花き作経営(全国平均)の1経営体当たり農業粗収益は2,229万円、農業所得は376万円となっています。

■花き作経営のポイント

- 価格を左右する高品質の技術習得が必須。
- 労働力の確保。
- 施設導入に係る経費の準備。
- 種類にもよるが「作業場」の確保。

■花き作で新規就農する場合の現実的な対応

- 先進農家での研修で技術や経営ノウハウを習得することが肝要。
- 花き栽培の農業法人に就職することも選択のひとつ(技術・経営の習得)。
- 家族労働を基本として労働力を確保する。
- 市場動向から流行のトレンドまで多角的な情報収集力を身につけることが必要。

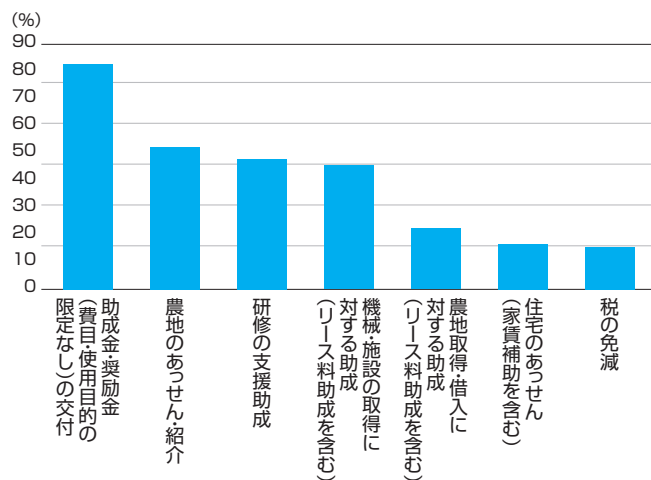
自治体による新規就農支援の利用

都道府県・市町村段階の支援の主な内容は、実際に就農するまでの研修の支援・助成、農地の借り入れにともなう賃貸料の助成、農地取得費の助成、農地・施設の取得にともなう固定資産税等の税負担の減免、機械・施設のリース料助成、低利資金の貸付および制度資金等への利子補給、家賃などの助成、費用・使用目的を限定しない助成金の交付、などとなっています。

就農先を検討する場合、県・市町村の支援措置の内容だけを比較検討するのではなく、あくまでも、自分の目指す経営像などを基本に、複数の就農候補地から最終就農地を決定する際の判断材料のひとつとして支援措置を考慮することが望ましいといえます。

県・市町村の支援措置は、その趣旨および内容をよく吟味して、自分の新規就農イメージの具体化に向けて主体的かつ有効に活用することが大切です。

新規就農者が利用した公的機関による支援措置



新規就農者の就農実態調査結果(2024年)より

就農後の留意事項

サラリーマンなどから新しく個人事業主として農業を始められる方は、次の点に留意してください。

- ◆ サラリーマンのときには、税金・福利厚生費は給与から一括して差し引かれていましたが、就農後は市町村民税・国民健康保険料について、前年度の所得額などに応じて課税されることになります。
- ◆ これまでの厚生年金にかわって、農業経営者など自営業者の加入する「国民年金」は満20歳以上の者すべてが対象になります。さらに、「農業者年金」にも加入することができます。「認定新規就農者」が農業者年金に加入する場合、その保険料（掛け金）に特別の助成を受けることができますので、市町村の農業委員会・JAに相談してください。

知っておきたい主な農業関係の組織

市町村農業委員会・都道府県農業会議・全国農業会議所

市町村役場の中に**農業委員会**があります。農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」に基づいて設置されている行政委員会です。農業委員会では、農地法の許可などの仕事に加えて、本気で農業をしようとする人へ農地をあっせんするなど、地域の農業生産の担い手を育てることに力を入れています。

新規就農を希望する人が農地を取得するには、最終的には農業委員会に行く必要がありますので、あらか

じめいろいろと相談しておくほうがよいでしょう。

都道府県農業会議とは、「農業委員会等に関する法律」に基づき、**全国農業会議所**とともに、「農業委員会ネットワーク機構」として指定されている一般社団法人です。主な業務として、農業委員会の活動支援、農地に関する情報の収集・提供、農業への新規参入者への支援、農業経営者や農業法人等の経営支援や組織活動のサポート、雇用就農資金の受付窓口を担っていま

す。また、都道府県新規就農相談窓口として新規就農に関する相談窓口としても活動しているところがあり、農業

法人等の求人情報や新規就農のための研修情報などの発信も行っています。

農業協同組合（農協、JAは愛称）

各市町村にあるJAやその支所は、農業経営や農村で生活するうえで重要な役割を果たしています。

JAには、農業全般についての事業を行う総合農協と、畜産や園芸など農業の中でも一部特化した専門農協があり、その上に全国段階の連合会があります（都道府県段階には、事業本部や連合会があります）。

農業者の多くが加入しているのは総合農協で、通常、農協という場合、この総合農協をいいます。

JAは、組合員を相手に農業資材・生活物資のあっせん、農畜産物の集荷・販売、営農・生活資金の貸し出し、貯金の引き受け、保険など組合員の営農・生活全般に関わる幅広い事業を行っています。

また、特に各種制度資金を借り入れる場合はJAが主な窓口となり、制度資金ではまかなえない営農資金などもJAが貸してくれます。

普及指導センター（旧農業改良普及センター）

普及指導センターは都道府県の出先機関で、農業の専門技術者（普及指導員）が配属されています。

普及指導センターには就農相談窓口が設けられている場合があり、新規就農希望者に対して就農関連情報の提供、研修先の紹介や制度資金の活用などの相談に

応じています。新規就農にあたっての営農計画の作成において協力を得ましょう。また、新規就農者のための制度資金の相談もできます。

さらに、就農後も経営の発展段階に応じた支援活動を行っています。

農地中間管理機構

農地中間管理機構は、農地を貸したい人（リタイアする人など）から農地を借り受け、必要に応じて、大区画化などの条件整備を行い、まとまった使いやすい形で農業の担い手に貸付け（転貸）を行う公的機関です。

全都道府県に設置された「信頼できる農地の中間受

け皿」であり、貸し手は安心して貸すことができ、農地を借りたい人は、まとまった使いやすい農地を借りられることにより、より効率的に農産物を生産することができます。各都道府県の農業会議・農業公社等に設置されています。

日本政策金融公庫

日本政策金融公庫は100パーセント政府出資の政策金融機関です。農林水産事業を事業の柱の一つに位置付け、融資や経営支援サービスを展開しています。農林水産業には、「天候などの影響を受けやすく収益が不安定」「投資回収に長期間を要する」といった特性があり、これらを考慮した長期の資金を供給するほか、国産農林水産物の安定供給、付加価値向上に寄与する食品産業を支援しています。融資制度には、認定新規就農者を対象とした青年等就農資金（P28、29）や、認定

農業者を対象としたスーパーL資金などがあり、農業者は低利または無利子で設備投資資金などを調達することができます。また、自然災害、家畜伝染病、農産物の価格下落などによる経営悪化時に機動的なサポートを行う農林漁業セーフティネット資金も整備して経営リスクの低減を支えています。経営支援サービスでは、農・林・水産各分野の経営アドバイザーが経営全般に関するさまざまな相談に応えるほか、商談会によるビジネスマッチングなどに取り組んでいます。

就農を支援するさまざまな仕組み

- 新規就農時に機械・施設等の導入の資金を借りたい・・・青年等就農資金【P28～29】
- 研修中の所得を確保したい、経営を初めて間もない時期の所得を確保したい
.....就農準備資金・経営開始資金【P30～31】
- 円滑な経営継承・経営発展を行いたい 世代交代円滑化タイプ【P32】
- 新規就農時に機械・施設等を導入したい 経営発展支援事業【P33】
- 万一の収入減少・園芸施設の損害等に備えたい
.....農業保険（収入保険・農業共済）【P34～36】

農業体験をする場合

農業法人に就職する

研修を経て独立する

自ら農業経営を始める

就農を支援するさまざまな仕組み

新規就農について相談する

農業技術習得の支援

新しく農業をはじめるにあたっては、作物の栽培技術や家畜の飼養技術、経営管理の知識など多くのことを学ぶ必要があります。また、技術や知識を身につけることは、「作りたい作物」、「飼いたい家畜」、「就農したい地域」などのやりたい農業のイメージづくりにも

役立ちます。

近年は、新規就農希望者が必要な技術や知識を習得するための学校が数多く用意されています。就農準備校では、農業以外の職場に勤めながら、農業の初歩的知識や技術の習得、体験ができます。また、作業体験

学校で学ぶ

全国 41 道府県に設置されている道府県立農業大学校や、民間の農業教育機関で地域に根ざした実践的な農業を学ぶことができます。高校卒業程度を対象とした2年間の実践的研修教育コース、短大卒業生などを対象とした1年間または2年間のより高度な研修教育コース、就農希望者・農業者を対象とした短期研修コースや夜間講座を開設しています。

- 参考：農林水産省 農業大学校等のご案内

https://www.maff.go.jp/j/keiei/nougyou_jinzaiikusei_kakuho/kyoiku_syokai.html

酪農ヘルパーになる

酪農は生き物が相手の仕事なので年中無休です。酪農家が休みをとる際に活躍するのが酪農ヘルパーで、酪農家の代わりに搾乳や飼料給与などの作業を行います。中には独立就農のために働く人もいます。酪農ヘルパー全国協会では、酪農ヘルパーになるための相談、酪農体験実習、酪農ヘルパーからの就農希望の相談などを行っています。

- 参考：一般社団法人酪農ヘルパー全国協会

<http://d-helper.lin.gr.jp/>

TEL : 03-5577-5135

やボランティアができる場所が首都圏など主要都市圏に開設されています。専門的な技術を習得するための学校としては、道府県立農業大学校や民間の農業教育機関があります。

また、就農希望者のための研修コースを用意している農業法人も増えてきました。

農業法人だけでなく、個人の農家でも研修生を受け入

れているところがあります。また、市町村においても、就農希望者の研修と地域への円滑な就農へ誘導する現地実践研修農場を設置しているところが増えてきています。

さらに、就農前の研修場所の相談・あっせん、就農時の資金・営農計画、就農後の技術・経営指導等については、普及指導センターが、市町村やＪＡ等関係機関と連携してサポートしています。

農地等確保の支援

農業をはじめするには、一般的には農地が必要です。農地を買ったり、借りたりするには農地に関する法律に基づき、市町村の農業委員会の許可等が必要になります（P19参照）。

農地の借り入れ先を自ら探して交渉することは容易ではありません。そのため、農業委員会や農業協同組合（ＪＡ）で農地の借り入れ等について、紹介やあっせんを受けることができます。農地の借り入れ等を希望する市町村の農業委員会やＪＡにご相談ください。

都道府県知事が指定する農地中間管理機構（農地バンク）が農地を貸したい人から借り受け、まとまった形で貸し付ける仕組み（農地中間管理事業）もあります。

詳しくは、農地中間管理機構（都道府県農業公社など）にご相談ください。

農地を購入する場合はまとまった資金が必要となることもあります。認定新規就農者（P28参照）であれば、借入額1,000万円以下で償還期限25年以内（据置期間5年以内）の経営体育成強化資金（取扱：株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫））を利用できます。この資金は農産物の生産、加工、販売等に必要な施設や機械等も対象となります。詳しくは農地の購入等を希望する市町村（認定新規就農担当窓口）、都道府県普及指導センター、都道府県農業経営・就農支援センターのほか、ＪＡや銀行にご相談ください。

資金確保の支援

新規就農者の定着促進に向けた制度資金として、平成26年度から「青年等就農資金」がスタートしました。この資金は、農業経営の開始に必要な機械や施設の取得等（農地等の取得は除く）のために、無利子で貸付を

行うものです。貸付主体は、株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫）です。

青年等就農資金を借りるには、市町村から青年等就農計画の認定を受ける必要があります。

青年等就農計画制度

青年等就農計画とは、これから農業を始めようとする方が自らの農業経営に関する目標や必要となる施設・機械等についてまとめた就農に関する計画で

す。青年等就農計画制度は、この計画の認定を受けた新規就農者（認定新規就農者）に対して、資金や農地集積に関して重点的に支援するというものです。

1. 対象者

その市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等

- ・ 青年（原則18歳以上45歳未満）
- ・ 知識・技能を有する者（65歳未満）
- ・ 上記の者が役員の過半を占める法人

※農業経営を開始してから一定期間（5年）以内の者を含み、認定農業者を除く。（認定農業者とは、生産規模の拡大や経営管理の合理化などについて記載した農業経営改善計画を作成し、市町村等から認定を受けた者）

2. 青年等就農計画の認定要件

- ・ その計画が市町村の基本構想に照らして適切であること
- ・ その計画が達成される見込みが確実であること 等

3. 認定新規就農者のメリット措置

- ・ 青年等就農資金（無利子融資）
- ・ 経営発展支援事業
- ・ 経営開始資金
- ・ 認定新規就農者への農地集積の促進
- ・ 経営所得安定対策（ゲタ・ナラシ対策） 等

青年等就農計画の認定の流れ

① 青年等就農計画を作成し、市町村へ提出



② 市町村が基本構想に照らして同計画を審査



③ 市町村から当該計画申請者へ認定を通知



④ 認定新規就農者となる（市町村、都道府県等関係機関により、計画達成をフォローアップ）

青年等就農資金

1. 対象者

新たに農業経営を営もうとする青年等であって、市町村から青年等就農計画の認定を受けた者（認定新規就農者）

2. 資金の使い道

- ・ 施設・機械

農業生産用の施設・機械のほか、農産物の生産、流通、加工施設や販売施設も対象となる。

- ・ 果樹・家畜等

家畜の購入費、果樹や茶などの新植・改植費のほか、それぞれの育成費も対象となる。

- ・ 借地料等

農地の借地料や施設・機械のリース料等。

※農地の取得費用は対象外。

・その他の経営費

経営開始に伴って必要となる資材費などが対象となる。

3. 融資条件

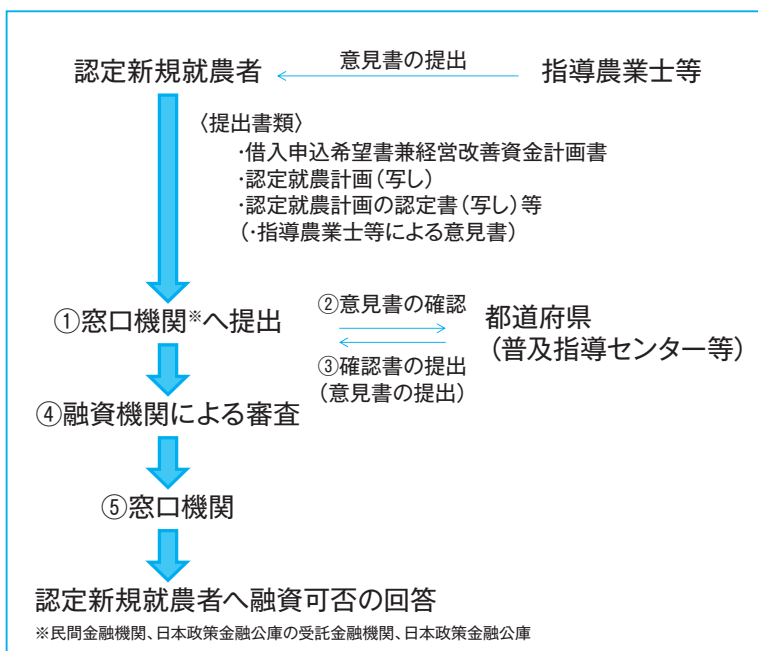
- ・借入限度額：3,700万円（特認限度額1億円）
- ・貸付利率：無利子
- ・償還期限：17年以内（うち据置期間5年以内）
- ・担保等：実質無担保・無保証人

4. 資金の利用イメージ

会社員だったAさん。就農相談会に参加したことを機に農業の魅力にひかれ、就農を決意。

普及指導センターから紹介された受入農家で2年間の研修を受けた後、妻とともに就農。

青年等就農計画の認定を受け、ハウス30aのイチゴ経営を目指す。



(計画1年目) ハウス20aの建設、経営開始に必要な資材代等

(計画3年目) ハウス10aの増設、規模拡大に必要な資材代等

(計画5年目) イチゴ直売所の設置

⋮

(計画期間満了後) 認定農業者となり、更なる経営発展を目指す ← スーパーL資金（農業経営基盤強化資金）、スーパーS資金（農業経営改善促進資金）等を利用

※スーパーL資金については日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫まで、スーパーS資金については農協等民間金融機関まで、制度については農林水産省経営局金融調整課もしくは各都道府県の担当部局までお問い合わせください。（電話番号は下表参照）

その他の認定新規就農者を対象とした主な資金の種類と融資条件

	融資限度額	利 融 資 対 象	返済期間	問い合わせ先
農業近代化資金 (認定新規就農者の場合)	個人：1,800万円 (知事特認2億円) 法人・団体：2億円 *融資率：事業費の80%以内	1.80% ** 施設・農機具資金、 長期運転資金	原則17年以内 うち据置期間5年以内	農協等民間金融機関 農林水産省 経営局 金融調整課 TEL：03-6744-2165 もしくは各都道府県の担当部局
経営体育成強化資金 (認定新規就農者の場合)	個人：1億5,000万円 法人：5億円 *融資率：事業費の80%以内 青年等就農計画に従って 行う借入額1,000万円以下の 農地等の取得は100%	1.80% ** 農地等取得資金、 施設・農機具資金、 長期運転資金	25年以内 うち据置期間3年以内 *青年等就農計画に従って行う 借入額1,000万円以下の農 地等の取得は5年以内 *果樹の新植等は10年以内	日本政策金融公庫 (事業資金相談ダイヤル) TEL：0120-154-505 沖縄振興開発金融公庫 TEL：098-941-1840

** 利率は、2025年5月19日現在。利率は、市場金利に応じて変動します。ご利用を検討される場合は最寄りの農協等民間金融機関で最新時点のものを
お確かめください。

就農準備資金・経営開始資金

「就農準備資金」は、道府県農業大学校や先進農家などで研修を受ける場合、研修期間中に月12.5万円（年間最大150万円）を最長2年間交付します。

「経営開始資金」は、市町村が作成する「目標地図」等に位置づけられた（見込みを含む）認定新規就農者に月12.5万円（年間最大150万円）を最長3年間交付します。

就農準備資金の主な交付要件

1. 就農予定時の年齢が、49歳以下であること
2. 独立・自営就農、雇用就農又は親元での就農を目指すこと
 - ・独立・自営就農を目指す者については、就農後5年以内に認定農業者又は認定新規就農者になること
 - ・親元就農を目指す者については、就農後5年以内に経営を継承する、農業法人の共同経営者になる又は独立・自営就農し、認定農業者又は認定新規就農者になること
 - ・雇用就農を目指す者については、研修終了後1年以内に正社員として期間の定めのない雇用契約を締結する、又は通算5年以上の雇用契約を締結すること。ただし、交付対象者が独立することを前提として雇用就農を行う場合は、就農後5年以内に独立・自営就農する、又は法人の共同経営者となること
3. 都道府県等が認めた研修機関・先進農家・先進農業法人で概ね1年以上（1年につき概ね1,200時間以上）研修すること
4. 常勤の雇用契約を締結していないこと
5. 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと
6. 前年の世帯（親子及び配偶者の範囲）の所得が原則600万円以下であること
7. 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

※国内での2年の研修に加え、将来の営農ビジョンとの関連性が認められて海外研修を行う場合は交付期間を1年延長することができます

※過去に雇用就農資金等で研修を行っていた場合は、予め交付主体となっている都道府県等へご確認・お問い合わせください

返還を要する場合

- ・研修計画に則して適切な研修を行っていないと交付主体が判断した場合
- ・研修終了後1年以内に就農しなかった場合
- ・交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、就農を継続しない場合 等

詳細については、交付主体となっている都道府県等にお問い合わせください

■ 経営開始資金の主な交付要件

1. 就農時の年齢が 49 歳以下で、認定新規就農者であること
 2. 独立・自営就農であること
 - ・ 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること
 - ・ 主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること
 - ・ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること
 - ・ 経営収支を交付対象者の名義の通帳および帳簿で管理すること
 - ・ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること
 3. 親等の経営の全部又は一部を継承する場合には、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、かつ新規参入者と同等の経営リスク（経営の多角化や新技術の導入等）を負うと市町村長に認められること
 4. 就農する市町村の「目標地図」に位置づけられていること（見込みも可）又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること
 5. 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でなく、かつ、雇用就農資金による助成を受けたことがある農業法人等でないこと
 6. 前年の世帯（親子及び配偶者の範囲）の所得が原則 600 万円以下であること
- ※園芸施設共済の引受対象となる施設を有する場合は園芸施設共済等に参加していること（見込みも可）

■ 交付対象の特例

- ・ 夫婦ともに就農する場合（家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合）は、夫婦合わせて 1.5 人分を交付する
- ・ 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに年間最大150万円を交付する

■ 返還を要する場合

- ・ 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しなかった場合
- ・ 青年等就農計画を達成するための必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていない場合 等

詳細については、交付主体となっている市町村にお問い合わせください

世代交代円滑化タイプ

次世代の農業を担う新規就農者の育成・確保を図るため、親元就農を含め、円滑な経営継承・経営発展に向けた取組を後押しします。

世代交代円滑化タイプ（世代交代・初期投資促進事業）の主な交付要件

1. 独立・自営就農する49歳以下の認定新規就農者、認定農業者であること
2. 将来像が明確化された地域計画^{※1}又は目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること。
3. 令和4年度以降に農業経営を開始した個人・法人^{※2}であること。
4. 青色申告を行うこと。
5. 機械・施設等を導入する場合、本人負担分の経費について、金融機関から融資を受けること
(青年等就農資金・スーパーL資金を活用可)
 - ※1 地域計画に掲げられた農地の目標集積率が高い(8割以上等)地域
 - ※2 当該農業経営の主宰権を有する役員に就農時の年齢が原則50歳未満、かつ、令和4年度以降に農業経営を開始した者を含む法人に限る

助成の対象となる事業内容

- ① 経営資源の有効利用に向けた取組
 - ・機械・施設等の経営資源を継承・利用するために必要となる修繕、移設、撤去等の取組に要する経費
- ② 円滑な経営移譲に向けた取組
 - ・法人化、専門家の活用等の農業経営の移譲に向けた取組に要する経費
(定款の認証料等の法人設立費用、専門家謝金、旅費等)
- ③ 経営発展に向けた取組
 - ・機械・施設や家畜の導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等に要する経費
 - ※①は事業費25万円以上の取組、③は事業費50万円以上の機械・施設等が対象。
 - ※農業経営以外の用途に容易に供されるような汎用性の高い機械・施設等、経営移譲者等が所有する資産の購入又は賃貸借に係る経費等は補助対象外。

助成額

支援額：補助対象国費上限600万円

補助率

①、②：国1/3以内、都道府県又は市町村1/3^{*}

③：国1/2以内(都道府県支援分の2倍を国が支援)

※①、②の地方負担は任意。都道府県又は市町村が補助を行う場合、補助率に応じてポイントを加算。

共同申請

- ・経営資源の有効利用に向けた取組又は円滑な経営移譲に向けた取組を実施する場合、経営移譲者等^{*}との共同申請(事業実施)が可能。
※市町村・JAなど、地域サポート計画に位置付けられた関係機関を含む。
- ・交付対象者が研修中など経営開始前であっても、共同申請を行い、事業実施年度の翌年度までに経営を開始し、事業要件を満たせば事業を活用可能。

詳細については、事業実施主体となっている市町村にお問い合わせください

経営発展支援事業

就農後の経営発展のために都道府県が機械・施設の導入等を支援する場合、都道府県支援分の2倍（国の補助上限1／2）を国が支援します。

経営発展支援事業の主な交付要件

1. 就農時の年齢が49歳以下で、認定新規就農者であること
2. 令和6年度又は令和7年度中に新たに農業経営を開始し、独立・自営就農であること
 - ・ 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること
 - ・ 主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること
 - ・ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること
 - ・ 経営収支を交付対象者の名義の通帳および帳簿で管理すること
 - ・ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること
3. 親等の経営の全部又は一部を継承する場合には、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、かつ継承する農業経営の現状の所得、売上若しくは付加価値額を10%以上増加させる、又は生産コストを10%以上減少させる計画であると市町村に認められること
4. 就農する市町村の「目標地図」に位置づけられていること（見込みも可）、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること
5. 本人負担分の経費について、金融機関から融資を受けること（青年等就農資金を活用可）

助成の対象となる事業内容

- ①～③の取組であって、自らの経営においてそれらを使用するものであること
- ①機械・施設等の取得、改良又はリース ②家畜の導入、果樹・茶の新植・改植 ③農地等の造成、改良または復旧
- ・ 事業費が整備等内容ごとに50万円以上であること
 - ・ 事業の対象となる機械等は、新品の法定耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること
また、中古機械及び中古施設にあっては、中古耐用年数が2年以上のものであること
 - ・ 原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫等農業経営以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと
 - ・ 事業の対象となる機械等は、あらかじめ立てた計画の成果目標に直結するものであること
 - ・ 事業の対象となる機械等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険加入等、気象災害等による被災に備えた措置がされるものであること

助成額

支援額：補助対象国費上限500万円

（経営開始資金の交付対象者は上限250万円）

補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1／2）

※1 夫婦ともに就農する場合は、補助対象事業費上限が1.5倍になります。

※2 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、補助対象国費上限は次のいずれか低い額となります。

① 1,000万円

② 経営開始資金の交付対象者は250万円、対象でない者は500万円（夫婦を含む場合は当該夫婦について※1の額）として合算した額

詳細については、事業実施主体となっている市町村にお問い合わせください

農業保険（収入保険・農業共済）

収入保険

全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償します。

（１）加入できる方

青色申告を行っている農業者（個人・法人）

※保険期間の前年1年分の青色申告（簡易な方式を含む）実績があれば加入できます。

※収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度については、どちらかを選択して加入します。

※ゲタ対策につきましては、同時に加入できます。

（２）対象収入

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

※簡易な加工品（精米、もちなど）は含まれます。

※一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含まれます。

※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

（３）補填の仕組み

○保険期間の収入が基準収入の9割（5年の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の9割を上限として補填します。

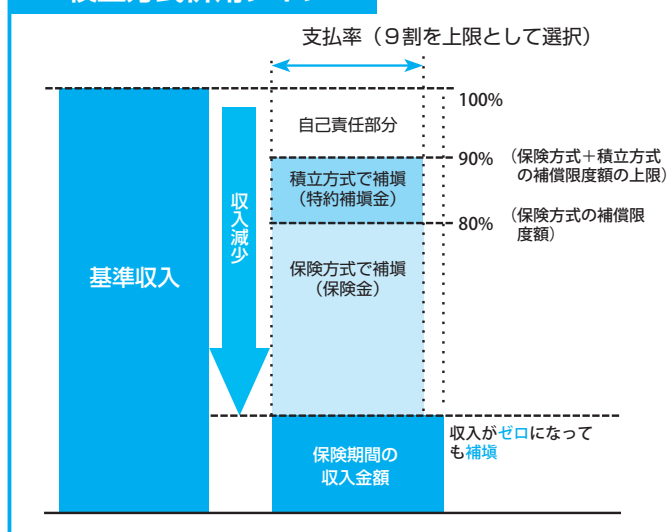
※補填方式には、保険方式と積立方式を併用する「積立方式併用タイプ」と、保険方式のみの「保険方式補償充実タイプ」があり、農業者が選択できます。

※基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入（5中5）を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。

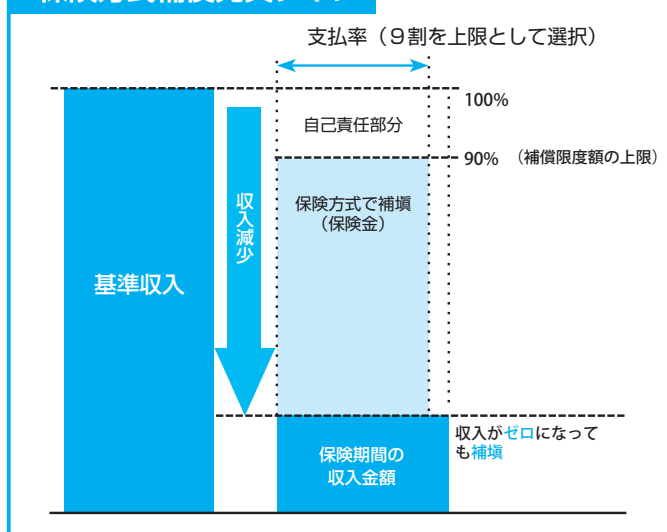
※補償限度額は基準収入の9～5割の中から選択できます。

※保険方式の支払率は9～5割、積立方式の支払率は9～1割の中から選択できます。

積立方式併用タイプ



保険方式補償充実タイプ



●基準収入が1,000万円で最大補償の場合、保険期間の収入がゼロとなったときは、いずれのタイプも同じ810万円の補償が受けられます。（※5年の青色申告実績がある者の場合）

(4) 保険料、積立金等

○農業者は、**保険料、積立金等**を支払って加入します。

※保険料には、50%の国庫補助があります。保険料は掛捨てになります。保険料率は、新規加入（補償限度80%）の場合1.498%（国庫補助後）で、自動車保険と同様に、保険金の受取実績に応じて、毎年、適用される保険料率が変わります。

※積立金には、75%の国庫補助があります。積立金は自身のお金であり、補填に使われない限り、翌年に持ち越されます。

※保険料、積立金は分割払（最大9回）や制度資金の活用ができます。

※税務上、保険料及び付加保険料（事務費）は、必要経費（個人）又は損金（法人）に計上します。積立金は、預け金として取り扱います。

※補償限度額・支払率の選択や補償の下限を設定することにより、保険料を調整することができます。

基準収入が1,000万円で最大補償の場合に農業者が負担するお金

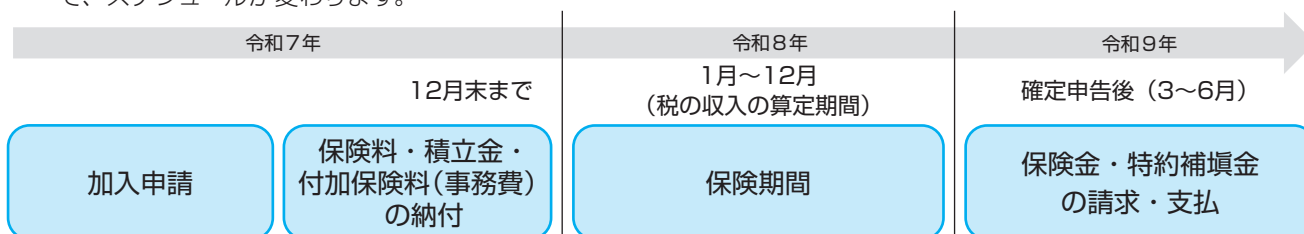
積立方式併用タイプ (保険方式80%+積立方式10%、支払率90%)		保険方式補償充実タイプ (保険方式90%、支払率90%)	
保険料	10.8万円	保険料	23.0万円
積立金	22.5万円	積立金	—
付加保険料（事務費）	2.2万円	付加保険料（事務費）	2.2万円
合計	35.5万円	合計	25.2万円

※保険料については、税務上、経費として損金算入されるため、保険方式補償充実タイプは積立方式併用タイプより所得税・法人税が軽減できます。

加入・支払等手続きのスケジュール

※保険期間が令和8年1月～12月の場合のイメージです。

※保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。



※ 保険料・積立金は分割支払もできます。
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

【つなぎ融資】※ 保険期間中に災害等により資金が必要な場合は、
つなぎ融資(無利子)を受けることができます。

詳しい内容については、お近くの農業共済組合、全国農業共済組合連合会、又は農林水産省経営局保険課(03-6744-7148)へお問い合わせください。

自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版 BCP

近年、自然災害(台風・大雪)等が多発しており、農林水産関係の被害額も増加傾向にあります。こうした中、農林水産省では農業者が自然災害等への備えに取り組みやすいものとなるよう「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」と「農業版 BCP(事業継続計画)」フォーマットを作成しました。(令和3年1月公表)

「自然災害等リスクに備えるためのチェックリスト」では、平時からのリスクに対する備えや台風等の自然災害への直前の備えをチェックリスト形式で確認することができます。また、「農業版 BCP(事業継続計画)」は、インフラや経営資源等について、被害を事前に想定し、被災後の早期復旧・事業再開に向けた計画を定めるものです。

農業版 BCPの策定は、決して難しいものではなく、各々の具体的な取組については、既に経験として備わっていることも少なくありません。それらを「見える化」することで、自然災害への備えとなるだけでなく、平常時における自らの経営の見直し改善にも繋がります。

チェックリスト、農業版 BCP は、農林水産省ホームページに掲載しています。

■ 参考：農林水産省 自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版 BCP

■ https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff_bcp.html

農業共済

- 自然災害による作物の収穫量の減少、園芸施設の損害及び家畜が死亡したり、診療を受けた場合の補償をします。
- 以下の作物を栽培、家畜を飼養、園芸施設を所有又は管理している農業者が加入できます。

農業共済の種類	対象となる作物等
農作物共済	水稻、陸稻、麦
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ※、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、茶（一番茶）、そば、蚕繭
家畜共済	牛、馬、豚
園芸施設共済	ガラス温室、ビニールハウス等の園芸施設

※指定かんきつとは、はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛果試第28号、甘平をいいます。

※補償内容は以下の通りです。

【農作物共済、果樹共済、畑作物共済】

自然災害（風水害、干害、冷害、雪害、その他の気象上の原因（地震及び噴火を含む）による災害）、火災、病虫害及び鳥獣害により**収穫量が減少した場合、果樹の樹体が損傷した場合**に共済金が支払われます。

【家畜共済】

家畜が**死亡・廃用となった場合、疾病や傷害の診療を受けた場合**に共済金が支払われます。

【園芸施設共済】

自然災害、火災、破裂、爆発、航空機の墜落及び接触、航空機からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触並びに鳥獣害により、**園芸施設が損害を受けた場合**に共済金が支払われます。

※農業者の選択により、附帯施設、復旧費用、撤去費用、施設内農作物（病虫害による損害も含む）の補償を追加することができます。

○加入者の負担を軽減するため、**掛金の原則50%を国が負担します。**

また、自動車保険と同様に、**共済金の受取実績に応じて、翌年の掛金率変動**します。

○これらの他、農業共済組合では、自主的事業として、農機具や倉庫内の農産物（米、麦、大豆、りんご等）に損害が出た場合に補償する任意共済を実施しています。

【お問い合わせ先】

最寄りの農業共済組合

全国新規就農相談センターの活動内容

全国新規就農相談センターでは、新規就農に関する様々な支援活動を行っています。大きく分けると、①日常の相談活動・情報提供、②体験活動への支援、③農業法人への就職支援です。①日常の相談活動・情報提供は、就農希望者の円滑な就農（後継者不在の農業経営の第三者継承を含む）に向けたオンライン・対面等による相談、手軽に豊富な情報が得られるホームページの開設や、就農相談関連資料の作成により、情報を発信しています。また2020年から、実際に新規就農した方等をゲストに、就農までの道のりや成功のポイントについて何う就農セミナーを開催しています。②体験活動は、学校での体験を用意しています（P8）。③農業法人への就職支援は、農業法人等の求人情

報の収集および発信、「新・農業人フェア」の紹介のほか、無料職業紹介所としても活動しています。



■各支援内容への問い合わせ先

全国新規就農相談センター 〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 中労基協ビル2階 一般社団法人全国農業会議所内
TEL: 03-6910-1133 FAX: 03-3261-5131 URL: <https://www.be-farmer.jp>

〈新規就農相談活動〉

ベテランの就農相談員による個別の就農相談（予約が必要）、新規就農相談会・農業法人合同会社説明会などを行う「新・農業人フェア」の紹介、就農相談の基礎資料となる「自治体等による新規就農支援情報」などの公開、農業法人等による求人情報の収集・発信などを行っています。

全国新規就農相談センターでは、就農にあたって必要となる制度・事業などの紹介や求人・研修情報などを満載したホームページを開設しています。

年間150万件以上のアクセスがあり、多くの方が活用しています。

また、新規就農者の受け入れを希望する農業法人も活用しており、就農情報だけでなくとどまらず、農業経営者向けの情報も充実しています。

多くの都道府県新規就農相談窓口（P44、45）でもホームページを開設しており、各県の農業概要や新規就農の支援措置が紹介されています。



就農相談員によるメール相談

紹介する「メール相談」は、全国新規就農相談センターに寄せられた電子メールでの相談に対して、相談員が実際に回答したものです。なお、掲載にあたっては、回答の一部を割愛したり表現を変えるなど編集しています。（文責 編集者）



農業を始めようとする場合、
どんな心構えが要りますか？



強い意欲と情熱。
起業マインドを持つことです。

まずは、農業や農村にいろんな夢やあこがれを持つことが大切です。そして、実際に農業を始めようとする場合は、「夢を現実のものにするぞ!」という強い意欲と情熱が欠かせません。例えば、成長産業の一つとして注目を集めている農業の分野で、「立派な経営者になってやるぞ!」という起業マインドが必要となります。

最新の新規就農者のアンケート結果（「新規就農者の就農実態に関する調査・2024年」）を見ると、「農業が好きだ

から」「自然や動物が好きだから」といった自然・環境志向の理由が71%、「自ら経営の采配を振れるから」が53%、「農業はやり方次第でもうかるから」が36%を占めるなど、農業経営者としての裁量や経済面での可能性に着目する新規就農者が増えてきています。

農村の現場でも、強い意欲と情熱をもとに、経営能力を磨きながら営農を続け、農村に定着してくれることを望んでいます。



農業を始める前に、農作業や農村生活を
体験した方がよいですか？



非常に大切なことです。
ぜひ体験してみてください。

農業や農村生活の経験がまったくない人が新しく就農しようとする場合、その前に、作りたい作物・飼いたい動物に実際に触れて、栽培や飼育を体験してみたり、農村生活を体験しておくことは非常に大切なことです。

なかでも特に、技術的な面での経験を、ある程度は積んでおく必要があるでしょう。それには、高校・大学など農業

関係の学校で教育を受ける方法が考えられますが、農家に入って実習するのも一つの方法です。

親類縁者に農家がいればよいのですが、いない場合には、お住まいの都道府県の新規就農相談窓口（都道府県農業経営・就農支援センター）（P44・45）などにお問い合わせください。

Q

農業をやりたいと思っているのですが、
何を作ったらいいのか悩んでいます。
どうやって決めたらよいのですか？

野菜・果樹が一般的で、
農地の面積などから絞り込みます。

A

まずは野菜、花き、果樹、米など、どんな作物に興味や
関心があるのかを絞ったうえで、その作物を選択した場合
の栽培方法として、慣行の農業に取り組むのか、それとも
有機農業に取り組むかなどを決めてみてはどうでしょうか。

次に農地について考えます。新しく農業経営を始める場
合は、取得できる農地面積が限られてきます。また、家族
など農業で働ける労働力の人数も限られます。そのため、
取得できる農地面積と農業で働ける労働力の人数を考えな

がら、その作物の10アール当たりの農業所得の水準をにら
んで選んでいくことになります。

新規就農者の場合、一般的に小さな経営面積でも、面積
当たり農業所得の多い労働集約的な作物を選ぶことになり
ます。

実際、新規参入者の多くは、小さな経営面積でも所得が
高くなる野菜・果樹といった園芸作物を経営作物に選んで
います。

Q

就農前の研修先の選び方と研修は
どれくらいの期間が必要ですか？

研修先は一般農家・農業法人。
研修期間は1年以上2年未満。

A

最新の新規就農者のアンケート結果（「新規就農者の就農
実態に関する調査・2024年」）を見ると、就農前の農業研
修は、「実践的な経営技術が学べる」「希望作目の研修がで
きる」農家・農業法人が7割を占めています。そのほかの研
修先としては、農業大学校（10%）、市町村・市町村公社・
農協（8%）などです。

就農前の農業研修を実際に行った期間は、「1年以上2
年未満」（49%）が最も多く、次いで「2年以上3年未満」
（19%）です。新規就農者が必要と考えている農業研修の
期間は、「1年以上2年未満」（52%）が最も多く、次いで

「2年以上3年未満」（20%）です。概ね実際の研修期間と
必要な研修期間が合致しています。

就農前の農業研修は、一般的に言えば、少なくとも2年
前後は必要です。1作物について、〈播種―定植―栽培管理
―収穫〉という1サイクルを通した実践的な研修が必要だか
らです。

研修期間を1年とすると、1年1作の稲作や施設トマトな
どでは作物の1サイクルの途中から研修に入る場合があり、
1サイクルを通した研修ができなくなる場合があります。農
業技術研修は2年と考える方がよいでしょう。



農業法人での就職を考えていますが、農業で働く場合取得しておいた方がいい資格はありますか。また、資格を取ることは就農において有利になるのでしょうか。

「マニュアル車の免許があると選択肢が広がる。」



農業で働く場合取得しておいた方がいい資格はあるかということにつきましては、酪農の場合、人工授精士の資格があった方がいいと言われていますが、耕種作物の場合、しいて言えば、車の運転免許（オートマ限定ではなくマニュアル車）は必須だと言えます。農業法人によっては、トラクターが運転できる「大型特殊（農耕用）」や「けん引自動車運転免許（農耕用）」を求めているケースも見受けられます。

農業関連の資格はそのほか「農業機械士」、「毒物劇薬取

扱者資格（一般、農業用品目）」、「危険物取扱者資格（乙種4類）」などいろいろありますが、農業法人が求人募集をかける場合、マニュアル車の運転免許を持っていることが前提になっていることが多いです。

また、農業についての知識を高めたいのであれば、全国農業会議所が事務局として実施している「日本農業技術検定」(<https://www.nca.or.jp/support/general/kentei/>)の受験をお勧めします。

① 農地の見つけ方

全国新規就農相談センター実施の新規就農者への実態調査によると、新規参入者（非農家出身者が農地の権利を取得し新たに農業経営を行う）が就農時に最も苦労した点は「農地の確保」です。

相談に来られる就農希望者のほとんどは農地のあてがありません。就農の基本は「どこで」、「何を」ですから、農地が決まらなければ作る物もまなりません。

そこで、就農相談では会話のキャッチボールをしながら「おじいちゃん、おばあちゃんの住まいは?」、「そこに農地はありませんか?」など、たとえば、家族、親族等から確保できる農地の有無等、手がかりを探します。そして、ない場合の探し方の一つとして、就農希望地（市町村等）の就農支援制度を調べたりします。

今は、各県やほとんどの市町村、JA等が事業主体となり、就農希望者向けに「農業担い手塾」などの研修・支援制度を実施しています。つまり、その地に身を置けば、農地の斡旋はもとより、技術サポーターや住居、資金補助制度など、さまざまな支援策を提供してくれる地域もあります（詳しくは当センターホームページから「支援情報」の中の「自治体等による新規就農支援情報」をご覧ください）。

農業がやりたい!という自身の気持ちを大切に、まずは農地の確保に全力を尽くし、その一歩を起点に着実に農地を広げていきたいものです。

② 新規就農も起業である

相談員をしていて、「農家になりたいが、どうすれば良いか分からない」という相談が一番多い。農家になるイメージなどまったく湧かないし、至極当然なことでもある。新規就農することとは、一言でいえば個人事業主として『農業』と言う新たな事業を開始して経営者になることである。

例えば、ラーメン店を開店することと同じみちすじである。新規就農は「どこで」「何を」作るのが基本であり、先ずこのことを決めて欲しいと相談者には伝えている。ラーメン店も醤油、味噌、塩、豚骨等何を作るか、そして何処で開店するかを決めなければならない。

そして何よりも重要となってくるのが、技術とスキルの習得である。新規就農の場合は、自治体の研修を受けるか農業法人で働きながら技術とスキルを習得するが、ラーメン店の場合は、調理師学校に入学するかラーメン店で働いて技術を身につけるのが一般的である。

次に大切なことは明確なビジョンを持つことである。俗に言うビジネスプランを立てることである。

あなたが農家になった時に「やりたいこと」（目的）「できること」（経験・スキル・人脈）「ニーズ」（消費者の動向）をよく整理することである。

次に、ビジョンが固まれば農業経営をスタートさせる資金の確保が必要となってくる。

ラーメン店の開店に際し、店舗をはじめ厨房や什器などの設備資金や商品仕入の運転資金を用意しなければならない。農業では農地、運搬車両、耕作機械、作業場、種苗、肥料など農業経営に必要な装備を揃えなければならない。特に農業経営は収益を生み出すまで相応の期間が必要になることを忘れてはならない。

これらの必要となる資金の調達については、当全国新規就農相談センターで実施した「新規就農者就農実態調査」では、新規参入した54.6%が資金の借り入れを行っており、約78.4%が青年等就農資金を活用している。青年等就農資金には年齢制限があるため、対象年齢を超えてしまった場合、すべて自己資金で賄うこととなるので、出来るだけ多くの自己資金を確保しておく必要があり、事前の蓄えは非常に重要である。

いずれにしても、農業経営を始めるためにはある程度纏まった資金を用意しなければならない。裏を返せば資金がなければ安定的な農業経営は望めないということである。一般的に仕事には、3年、5年、10年など、経験年数によって直面する壁があると言われている。農業経営においてもよく言われていることで、就農後3年間は経費に対して、所得が追付かず、赤字経営となるケースもあり、そこを乗り越えられれば、少しずつ安定していくと言われている。

そもそも、農業はリスクのある職業で、気候や社会情勢の変化や病虫害等によってその時の農産物の相場に影響し、収益が大きく変動する。そして、将来の不安材料は山積しているかもしれない。しかしながら、農家は一国一城の主である。会社で言えば社長である。自由に仕事がしたい。好きなものを作りたい。今までの経験、知識、資格を生かしたい。そんな想いや夢を叶えてくれるのも農業である。ぜひ皆さんも一流の農業経営者を目指してチャレンジしてみてはいかがか。

全国新規就農相談センターでは、就農に役立つ情報を『新規就農メールマガジン』で配信しています。メールマガジンで掲載した相談員のコラムの一部をご紹介します（一部編集）。



「メールマガジン」登録はこちら

③ 農業委員会を知ろう

新規就農者や就農希望者は、多かれ少なかれ市町村の農業委員会との関わりが生じることになるのだが、その存在、役割を知らない人が案外と多い。就農相談の際には、その役割や利点などを示しながら「まずは、足を運んでみてはどうか」と案内することもしばしば。

農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」に基づいて設置されており、主な任務である「農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など）の推進」を中心に、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申など、農地に関する事務を執行する行政委員会である。

同委員会は、原則として市町村に1つずつ設置されている。このほか、市町村行政組織には農業政策を推進する担当セクション、例えば農政課、農業振興課などがあり、農業委員会事務局とは組織機構が異なるものの、小規模の自治体では職員が兼務で両方の事務を行っているところもある。その場合は、就農支援に関する情報や農地情報など、ワンストップで情報を入手できるメリットもある。

新規就農を希望する人にとっては、就農者となり農地法により農地を取得（貸借・購入）する際には、同委員会は許可申請を提出する場所となる。また、市町村域内の農地の空き状況や貸し出し希望などの情報、場合によっては中古農業機械の仲介・斡旋の情報、ハウス施設の譲渡などの情報を有しているところもある。加えて、就農希望者への就農相談、農地の斡旋など、地域の農業生産の担い手を育成することなどにも力を入れている。

新規就農をめざす人にとって、農業委員会や行政の農業政策セクションなどは、いわば“就農情報の宝庫”でもある。日頃から足を運び、職員と交流しておくことも大切だろう。

④ 農業法人

就農相談をしていて、自身が就農して農業経営を成功することよりも、まずは法人を立ち上げることを最優先にして農業を経営始めたいと相談されたこともある。

農業法人をイメージだけで考えている相談者も一定数いると思う。

驚いたことに、希望作物や就農希望地も決めていない方もいた。

農地法では、農業法人の要件として「業務執行役員又は重要な使用人が1人以上農業に常時従事する」と規定されており、新規就農した者が会社を興して、自らが農作業に従事すれば、農業法人の要件を満たすことは不可能ではない。

将来の夢や希望を抱くことは素晴らしいことだが、農業経営はそんな甘くはない。

成功している経営者も大勢いるが、その反面失敗して離農する者もいるのが現実だ。

新規就農者も個人事業主であり、立派な経営者に変わりはない。

何のために法人化するのか、法人税や事業税などの税制面をはじめ、メリット、デメリットを十分に考えて欲しい。

地に足をつけた安定した農業経営が維持できるようになってから、次のステージとして法人化を考えてみてはどうかと筆者は思う。



新規就農者・就農希望者へのエール

農業体験をする場合

農業法人に就職する

研修を経て独立する

自営農業経営を始める

就農を支援するさまざまな仕組み

新規就農について相談する



宮城大学食産業学群
准教授／緩鹿 泰子

日本の農業を次の世代へつなぐ力

近年、スマート農業の進展により、今まで「長年の経験と勘」で支えられてきた農業の技術や知識がデータ化されたことで、農業に参入しやすくなってきたのではないのでしょうか。また、農業でも働き方が変化しており、「半農半X」の広がりによって、農業のハードルが下がりつつあるように感じます。

しかし、農業を取り巻く環境は、担い手・農地の減少や農業生産資材の価格高騰のほか、気候変動などによる生産

の不安定化といった大きな変化に直面しており、年々厳しさを増しています。このような不確実性の高い環境に立ち向かうには、常に学び続ける姿勢と柔軟な対応力が求められるかと思います。学ぶべきことは多岐にわたりますが、それらを自分の強みに変えていくことで、持続可能で魅力ある農業経営が見えてくるかと思います。

農業の道は決して平坦ではないですが、全国には皆さんと同じように、挑戦を続ける仲間がいることを忘れないでください。皆さんの農業への挑戦が、地域の未来だけでなく、日本の食を支える大きな力になります。心から応援しています。



むらかみ農園
村上 智之

就農を目指すかたへ

就農相談を受ける中でよく「まったくやったことないんですけど農業ってできますか？」と聞かれます。私は「できますよ」と即答します。どんな仕事でも最初はみな未経験です。ただ農業はスタートするまでに、農業をする場所、作目、販売方法、資金など決めないといけない事がたくさん出てきます。そのときに自分できちんと判断し、選択していくことができるかが重要です。そのための準備期間はしっかりと確保した方がいいです。

そして、農業は1人でやっているように見えて1人ではできません。集落、取引先、各団体、あるいは家族や友人、仲間、いろんな人と関わり合いながら協力しあって初めて成り立ちます。まわりの人にもたくさん教わって、少しずついろんな経験を積んでいって、一つ一つ壁(=課題)を乗り越えることで、自分の農業ができるようになってきます。農業は1年で1回の経験しかできない長期戦です。「習うより慣れろ」も大事、体を慣らしながら知識はゆっくり身につけていけばいいと思います。

都道府県農業経営・就農支援センター(新規就農相談窓口)一覧

※まずは、お電話にてお問い合わせください。

就農相談窓口	郵便番号	住所	電話番号	メールアドレス (メールフォーム含む)
北海道農業経営・就農支援センター	060-0005	北海道札幌市中央区北5条西6丁目1番23号 北海道通信ビル6階 公益財団法人北海道農業公社(北海道農業担い手育成センター)	011-271-2255	https://www.adhokkaido.or.jp/ninaite/internet/
青森県農業経営・就農サポートセンター	030-0801	青森県青森市新町2丁目4番1号 青森県共同ビル6階 公益社団法人あおもり農業支援センター	017-773-3131	aomori@aomori-nogyoshien.jp
岩手県農業経営・就農支援センター	020-8570	岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県庁5階 岩手県庁農林水産部農業振興課・農業普及技術課	019-629-5654	AF0005@pref.iwate.jp
	020-0884	岩手県盛岡市神明町7番5号 パルソビル3階 公益社団法人岩手県農業公社	019-651-2181	—
宮城県農業経営・就農支援センター	981-0914	宮城県仙台市青葉区堤通南宮町4番17号 宮城県仙台合同庁舎9階 公益社団法人みやぎ農業振興公社	022-342-9190	s-sodan@miyagi-agri.com
秋田県農業経営・就農支援センター	010-0951	秋田県秋田市山王四丁目1番2号 秋田地方総合庁舎5階 公益社団法人秋田県農業公社	018-893-6212	akitade@ak-agri.or.jp
山形県農業経営・就農支援センター	990-0041	山形県山形市緑町1丁目9番30号 緑町会館4階 公益財団法人やまがた農業支援センター	023-641-1117	Info-shinkishuno@yamagata-nogyo-sc.or.jp
福島県農業経営・就農支援センター	960-8043	福島県福島市中町8番2号 福島県自治会館1階	024-521-8676	syunou-keiei@start-fukuagri.jp
茨城県農業経営・就農支援センター	311-4203	茨城県水戸市上国井町3118番地1 公益社団法人茨城県農林振興公社(茨城県新規就農相談センター)	029-350-8686	ibaraki-ninaite@ibanourin.or.jp
とちぎ農業経営・就農支援センター	320-0047	栃木県宇都宮市一の沢2丁目2番13号 とちぎアグリプラザ1階 公益財団法人栃木県農業振興公社 農政推進部	028-648-9515	info@tochigi-agri.or.jp
群馬県農業経営・就農支援センター	371-0852	群馬県前橋市総社町総社2326番地2 公益財団法人群馬県農業公社	027-251-1220	https://www.gnk.or.jp/contact/
	371-0854	群馬県前橋市大渡町一丁目10番7号 群馬県公社総合ビル5階 一般社団法人群馬県農業会議	027-280-6171	gn-support@nca.or.jp
埼玉県農業経営・就農支援センター	330-9301	埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁5階 埼玉県庁農林部農業支援課	048-830-4052	a4040-05@pref.saitama.lg.jp
	361-0013	埼玉県行田市大字真名板1975番1 公益社団法人埼玉県農林公社	048-559-0551	seinen@sainourin.or.jp
千葉県農業経営・就農支援センター	260-0014	千葉県千葉市中央区本千葉町9丁目10番 千葉県JA情報センタービル1階 千葉県農業者総合支援センター	0800-800-1944	https://support.chiba-agri.com/inquiry/ingform.cgi
	260-0855	千葉県千葉市中央区市場町1丁目1番 県庁南庁舎9階 公益社団法人千葉県園芸協会	043-223-3008	sanchisc@chiba-engei.or.jp
東京都農業経営・就農支援センター	190-0013	東京都立川市富士見町3丁目8番1号 公益財団法人東京都農林水産振興財団 農業支援課	042-528-1357	https://www.tokyo-aff.or.jp/site/youth/1111.html
神奈川県農業経営・就農支援センター	243-0410	神奈川県海老名市市久保北5丁目1番1号 かながわ農業アカデミー(1階) 就農企業参入課	046-238-5274	—
山梨県農業経営・就農支援センター	400-0034	山梨県甲府市宝1丁目21番20号 NOSAI会館3階 公益財団法人山梨県農業振興公社(山梨県就農支援センター)	055-223-5747	ninaite@y-nk.jp
長野県農業経営・就農支援センター	380-8570	長野県長野市大字南長野字幅下692番2号 長野県庁5階 農村振興課	026-235-7245	noson-chiei@pref.nagano.lg.jp
	380-0826	長野県長野市北石堂町1177番3号 JA長野県ビル4階 公益社団法人長野県農業担い手育成基金	026-236-3702	ninaite@nagano-ninaite.or.jp
静岡県農業経営・就農支援センター	420-0021	静岡県静岡市葵区茶町二丁目8番1 銀行会館内 公益社団法人静岡県農業振興公社	054-250-8989	nougyoukeisoudanjyo@shizuoka-nk.or.jp
新潟県農業経営・就農支援センター	950-8570	新潟県新潟市中央区新光町4番1号 新潟県庁9階 新潟県庁農林水産部経営普及課	025-280-5300	ngt060090@pref.niigata.lg.jp
	950-0965	新潟県新潟市中央区新光町15番2号 新潟県公社総合ビル4階 公益社団法人新潟県農林公社	025-281-3480	ikusei@niigata-nourin.jp
富山県農業経営・就農支援センター	930-0096	富山県富山市舟橋北町4番19号 富山県森林水産会館6階 公益社団法人富山県農林水産公社農業部 農業担い手育成課	076-441-7396	nou6@taff.or.jp
いしかわ農業経営・就農支援センター	920-8203	石川県金沢市数月2丁目20番地 石川県地場産業振興センター新館4階 公益財団法人いしかわ農業総合支援機構	076-225-7621	info@inz.or.jp
福井県農業経営・就農支援センター	910-0003	福井県福井市松本3丁目16番10号 福井合同庁舎2階 一般社団法人福井県農業会議	0776-21-8234	info@f-kaigi.jp
岐阜県農業経営・就農支援センター	500-8384	岐阜県岐阜市藪田南5丁目14番12号 岐阜県シンクタンク庁舎2階 一般社団法人岐阜県農畜産公社(ぎふアグリチャレンジ支援センター)	058-215-1550	agri-stock@gifu-notiku.com
愛知県農業経営・就農支援センター	444-0802	愛知県岡崎市美合町字並松1丁目2番 愛知県立農業大学校(農起業支援ステーション)	0564-51-1034	noudai@pref.aichi.lg.jp

就農相談窓口	郵便番号	住所	電話番号	メールアドレス (メールフォーム含む)
三重県農業経営・就農支援センター	515-2316	三重県松阪市嬉野川北町530番 三重県農林水産支援センター	0598-48-1226	info@aff-shien-mie.or.jp
しがの農業経営・就農支援センター	520-0807	滋賀県大津市松本1丁目2番20号 滋賀県農業教育情報センター2階 公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金	077-523-5505	shiganou@sepia.ocn.ne.jp
京都府農業経営・就農支援センター (京都農人材育成センター)	601-8047	京都府京都市南区東大条下殿町70番地 京都テルサ西館3階 「京都ジョブパーク」内 農林水産業ジョブカフェ	075-682-1800	https://www.agr-k.or.jp/soudan/mail_form.php
大阪府農業経営・就農支援センター	541-0054	大阪府大阪市中央区南本町2丁目1番8号 創建本町ビル5階 一般財団法人大阪府みどり公社	06-6266-8916	nousei@osaka-midori.jp
	559-8555	大阪府大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎 22階 大阪府庁農政推進課 経営強化グループ(大阪農業つなぐセンター)	06-6210-9596	Nougyou@gbox.pref.osaka.lg.jp
兵庫県農業経営・就農支援センター	650-0011	兵庫県神戸市中央区下山手通4丁目15番3号 兵庫県農業共済会館3階 公益社団法人ひょうご農林機構(ひょうご就農支援センター)	078-391-1222	shyunou@forest-hyogo.jp
奈良県農業経営・就農支援センター	630-8501	奈良県奈良市登大路町30番地 県庁分庁舎 5階 奈良県庁食農部 担い手・農地マネジメント課	0742-27-7617	—
	630-8501	奈良県奈良市登大路町30番地 県庁分庁舎 5階 一般社団法人奈良県農業会議 奈良県新規就農相談センター	0742-27-7419	nokaigi@silver.ocn.ne.jp
わかやま農業経営・就農サポートセンター	640-8585	和歌山県和歌山市小松原通1丁目1番地 和歌山県庁 東別館4階 和歌山県庁経営支援課	073-441-2932	e0709001@pref.wakayama.lg.jp
鳥取県農業経営・就農支援センター	680-8570	鳥取県鳥取市東町1丁目220番 鳥取県庁本庁舎 4階 鳥取県庁農林水産部農業振興局経営支援課	0857-26-7262	keieishien@pref.tottori.lg.jp
島根県農業経営・就農支援センター	690-0876	島根県松江市黒田町432番1号 島根県土地改良会館3階 公益財団法人しまね農業振興公社	0852-20-2872	start@agri-shimane.or.jp
岡山県農業経営・就農支援センター	703-8278	岡山県岡山市中区古京町1丁目7番36号 岡山県庁 分庁舎4階 公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団	086-226-7423	ninaite@ninaiteokayama.or.jp
広島県農業経営・就農支援センター	730-8511	広島県広島市中区基町10番52号 広島県庁 本館4階 広島県庁農業経営課	082-513-3532	noukeiei@pref.hiroshima.lg.jp
山口県農業経営・就農支援センター	747-0004	山口県防府市牟礼10318 農林総合技術センター 農大教育棟2階 公益財団法人やまぐち農林振興公社	0835-28-7598	yashuno@y-agreen.or.jp
徳島県農業経営・就農支援センター	770-0011	徳島県徳島市北佐古一番町5番12号 J A会館 8階 一般社団法人徳島県農業会議	088-678-5611	home@tokukaigi.or.jp
香川県農業経営・就農支援センター	761-8078	香川県高松市仏生山町甲263番1号 2階 公益財団法人香川県農地機構	087-816-3955	k-nk@kagawa-nk.jp
	761-8078	香川県高松市仏生山町甲263番1号 3階 一般社団法人香川県農業会議	087-813-7751	—
愛媛県農業経営・就農支援センター	790-0003	愛媛県松山市三番町4丁目4番1号 愛媛県林業会館4階 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構(えひめ農業経営サポートセンター)	089-945-1542	enk-sapo@enk.or.jp
高知県農業経営・就農支援センター	780-0850	高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号 高知県庁 西庁舎3階 一般社団法人高知県農業会議	088-824-8555	39syuunousoudan@nca.or.jp
福岡県農業経営・就農支援センター	810-0001	福岡県福岡市中央区天神4丁目10番12号 J A福岡会館2階 公益財団法人福岡県農業振興推進機構	092-716-8355	syunou@f-ap.org
さが農業経営・就農支援センター	849-0925	佐賀県佐賀市八丁噺町8番地1 佐賀総合庁舎 4階 公益社団法人佐賀県農業公社	0952-20-1590	https://saga-agri.or.jp/pages/42/
長崎県農業経営・就農支援センター	854-0062	長崎県諫早市小船越町3171番 公益財団法人長崎県農林水産担い手育成基金	0957-25-0031	S070301@pref.nagasaki.lg.jp
熊本県農業経営・就農支援センター	862-8570	熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県庁 本館9階 一般社団法人熊本県農業会議	096-384-3333	https://www.kuma-farm.jp/consult/
	870-8501	大分県大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁 本館9階 大分県庁農林水産部 新規就業・経営体支援課	097-506-3586	—
	870-0044	大分県大分市舞鶴町1丁目3番30号 S Tビル 8階 公益社団法人大分県農業農村振興公社	097-535-0400	kousha@onk.oita.jp
宮崎県農業経営・就農支援センター	880-0913	宮崎県宮崎市恒久1丁目7番14号 公益社団法人宮崎県農業振興公社	0985-51-2631	—
かごしま農業経営・就農支援センター	890-8577	鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県庁 行政庁舎11階 公益社団法人鹿児島県農業・農村振興協会	099-213-7223	syunou@ka-nosinkyo.net
沖縄県農業経営・就農支援センター	901-1112	沖縄県島尻郡南風原町字本部453番地3 土地改良会館3階 公益財団法人沖縄県農業振興公社	098-882-6801	ninaite07@onk.or.jp

農業体験をする場合

農業法人に就職する

研修を経て独立する

自営農業経営を始める

就農を支援するさまざまな仕組み

新規就農について相談する

「農業を始めたい」と思ったら!!

全国新規就農相談センター

農業を
はじめたいけど、
どこに相談すれば
いいかわからない

どこで農業を
はじめたいか
決まっていない

どんな作物を
作りたいか
決まっていない

農業を
はじめる人向けの
融資や補助金に
ついて知りたい

まずは当センターにご相談ください!!

相談無料

対面 での相談

全国新規就農相談センターの
窓口で、専門の相談員が
対応いたします。



◀ご予約は
コチラ



オンライン での相談

Zoomを使って、専門の
相談員が対応いたします。



◀ご予約は
コチラ



メール での相談

いただいたご相談に対して、
専門の相談員が回答いたします。



◀メール相談は
コチラ



電話 での相談

まずはこちらまで
お電話ください。

03-6910-1133



全国農業会議所は、昭和62年から新規就農支援事業の一環として、「全国新規就農相談センター」を設置しています。
センターでは、新規就農に関する様々な支援活動を行っています。

問合せ先

全国新規就農相談センター（一般社団法人全国農業会議所）

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 中労基協ビル2階

TEL: 03-6910-1133 [対応時間: 平日9~17時] FAX: 03-3261-5131

- 東京メトロ有楽町線「麹町駅」4番出口 徒歩4分
- JR「四ツ谷駅」麹町口 徒歩8分



公式HP「農業をはじめの.JP」



@ncabefarmer



@shuunou



@be_farmer.jp



チャンネル名「全国新規就農相談センター」

移住について詳しく知りたい

地方での就農や就職について教えてほしい

「移住・交流情報ガーデン」で 気軽に移住相談！

総務省が、地方移住に関する情報提供や
相談支援の一元的な窓口として開設した「移住・交流情報ガーデン」。

地方移住に関する一般的な相談に対応しているほか、
地方での就農や就職などの相談には専門の相談員が対応します。
また、移住に関するセミナー・移住相談会が随時開催されています。



気になることを
聞いてみよう！



移住・交流情報ガーデン

営業時間 [平日] 11:00~21:00 [土日祝] 11:00~18:00

休館日 月曜(祝日の場合は、翌営業日)・年末年始

所在地 東京都中央区京橋1丁目1-6 越前屋ビル

アクセス JR/東京駅【八重洲中央口】より徒歩4分
地下鉄/東京メトロ銀座線 — 京橋駅より徒歩5分
東京メトロ銀座線
東京メトロ東西線 } 日本橋駅より徒歩5分
都営浅草線



▼ 移住に関するセミナー・移住相談会の
開催情報はwebサイトでチェック！



農業をはじめめる.JP

農業に興味を持たれた方、農業で働いてみたいと考え始めた方向けに役立つ情報を集めたポータルサイトです！

全国の自治体、民間企業、団体等が開催する就農相談会、農業体験、農業研修、農業法人の求人情報なども幅広く掲載。あなたの就農検討段階に応じた情報がきっと見つかります！



<https://be-farmer.jp>



※「農業をはじめめる.JP」は、農林水産省の補助事業として、(一社)全国農業会議所(全国新規就農相談センター)が運営しています。

新規就農者の“リアル”な経験談と就農成功のポイントが聞ける！

オンライン就農セミナー

参加無料

全国新規就農相談センターでは、農業に興味のある方、農業を本格的に始めたい方などを対象に、オンラインの就農セミナーを開催しています。

ゲストに新規就農者等を招き、就農に至った経緯や、研修から独立するまでの道のり、就農成功へのポイントを伺います。視聴者からの質問もリアルタイムで受け付けてその場で回答いたします。

「何となく農業に興味があるけど、何から始めていいかわからない」という方から「本格的に農業をやってみたい」という方まで「農業」に興味のある皆様のご参加をお待ちしております。



最新の開催情報はコチラ▶



あなた向けの農業の情報が見つかる！
WEBでの登録、はじめました！



マイページ & 希望の就農条件登録の ススメ



「農業をはじめる.JP」では、WEB上でいつでも気軽に登録ができ、相談窓口に行く前から情報を収集することができるマイページをご用意しました。
希望の就農条件を登録しておけば、ご自身の希望にマッチした情報もお届けします。

登録すべき3つの理由

3Merit

Merit

1

窓口に行く前に
情報収集できる！



各地の就農相談窓口に行く前に情報を登録し、事前に情報収集することができます。

Merit

2

希望にマッチした
「欲しい情報」が手に入る！



希望する就農条件の登録によって、メールで希望にピッタリな情報が届きます。

Merit

3

新しい地域や作目に
出会えるチャンス！



オススメの地域や作目に関する情報が自動で表示されるので、新しい視点で情報を収集することができます。

使い方 How to use

1



いくつかの項目を入力するだけ。
マイページ登録はあっという間に完了！

2



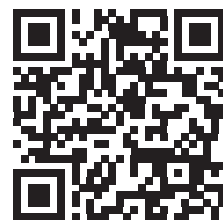
続いて希望の就農条件を登録しましょう。
オススメ情報がマイページに表示されます。

3



欲しい情報をメールでお届けします！
配信設定はマイページで変更可能です。

マイページの
登録はコチラ



農業をはじめる ログイン



登録すると
得られる情報

- ・窓口に行く前に情報収集できる！
- ・地域での支援体制に関する情報
- ・研修を受けられる機関や法人の情報

就農希望地における就農相談会の開催案内やおすすめの農業体験等の募集情報を入手できます。

地域や作目の希望に基づいて、新規就農希望者の支援体制が充実している都道府県や市町村とマッチングします。

農業大学校などの「研修機関」や研修をおこなっている「農業法人」の情報を確認できます。

マイページ登録URLはこちら https://app.be-farmer.jp/customers/sign_in

農業に、

一步を踏み出そう。



新・農業人フェア 2025

LIVE 農業就職・転職LIVE

2025 8.2^土 東京
@歌舞伎座タワー マイナビPLACE23F

EXPO 農業EXPO

2025 9.15^{月・祝} 東京
@国際フォーラム ホールE1

EXPO 農業EXPO

2025 11.9^日 大阪
@グランキューブ大阪 イベントホール

EXPO 農業EXPO

2025 11.23^日 東京
@東京ビッグサイト 東8ホール

LIVE 農業就職・転職LIVE

2026 2.11^{水・祝} 東京
@東京交通会館 ダイヤモンドホール

◆開催時間【10:00～16:00】※共通

※会場・日時は予告なく変更になる可能性があります。

入場無料

服装自由

当日参加OK

未経験者歓迎

入退場自由

事前予約・詳細

新・農業人フェアに関する詳細・ご予約は、
公式WEBサイトよりご確認ください。

✓ 詳細はWEBサイトより

新・農業人フェア



※混雑緩和のため、事前予約を推奨しております。



✓ 入場予約



✓ 出展申込



イベントは2種類！
あなたに合った農業スタイルで
新しい一步を踏み出そう。

新・農業人フェア
公式キャラクター「アグッティー」

✓ 農業EXPO EXPO

全国の自治体就農支援団体、農業法人が
大集合。様々な情報を得られます。

✓ 農業就職・転職LIVE LIVE

「雇用就農」に特化した開催で、農業法人が
メインで出展し採用などの情報を得られます。



公式SNSでは、よりリアルタイム
な情報を発信中。ぜひフォロー
チェックをお願いいたします！



Facebook



Instagram



X



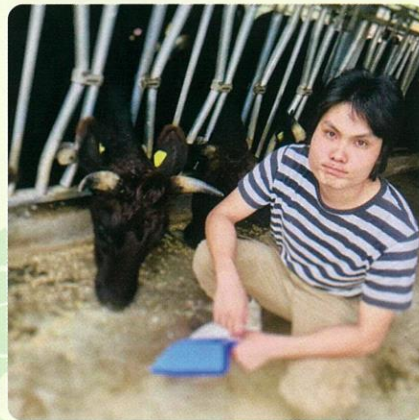
YouTube



主催：株式会社農協観光 運営協力：マイナビ農業 協賛：農林水産省 後援：厚生労働省

新しく農業を始めた人の
就農マニュアル

あいちで 農業を はじめませんか



 愛知県

あいちの農業を知らう！

愛知県農業の概要

全国有数の農業県です！

自動車や機械などの製造業が盛んである一方で、農業産出額は、全国8位（3,114億円）であり、全国有数の農業県でもあります。

農業の特色として、野菜や花きの産出額の割合が高く、これに果実を加えた園芸部門が全体の6割を占めています。

大消費地が近い恵まれた条件！

海拔0m地帯から700mの山間地域の多様な自然条件や名古屋市などの大消費地が近いという地理的条件を生かし、それぞれの地域で特色ある農業が営まれています。

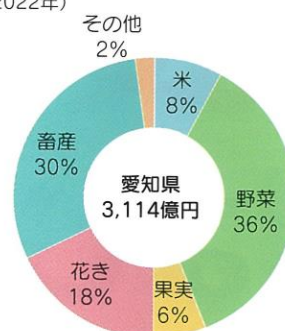


農業産出額の全国順位

区分	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年農業産出額 (億円)	
第1位	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	12,919
2	鹿児島	鹿児島	鹿児島	鹿児島	鹿児島	5,114
3	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	4,409
4	千葉	千葉	千葉	宮崎	千葉	3,676
5	宮崎	宮崎	熊本	熊本	熊本	3,512
6	熊本	熊本	宮崎	千葉	宮崎	3,505
7	青森	青森	青森	青森	青森	3,168
8	愛知	愛知	愛知	愛知	愛知	3,114
9	栃木	栃木	栃木	栃木	栃木	2,718
10	岩手	岩手	岩手	岩手	長野	2,708

農業産出額の作物別構成比（2022年）

品目	産出額（億円）
米	265
野菜	1,119
果実	185
花き	573
畜産	919
その他	53
合計	3,114



（資料 生産農業所得統計）

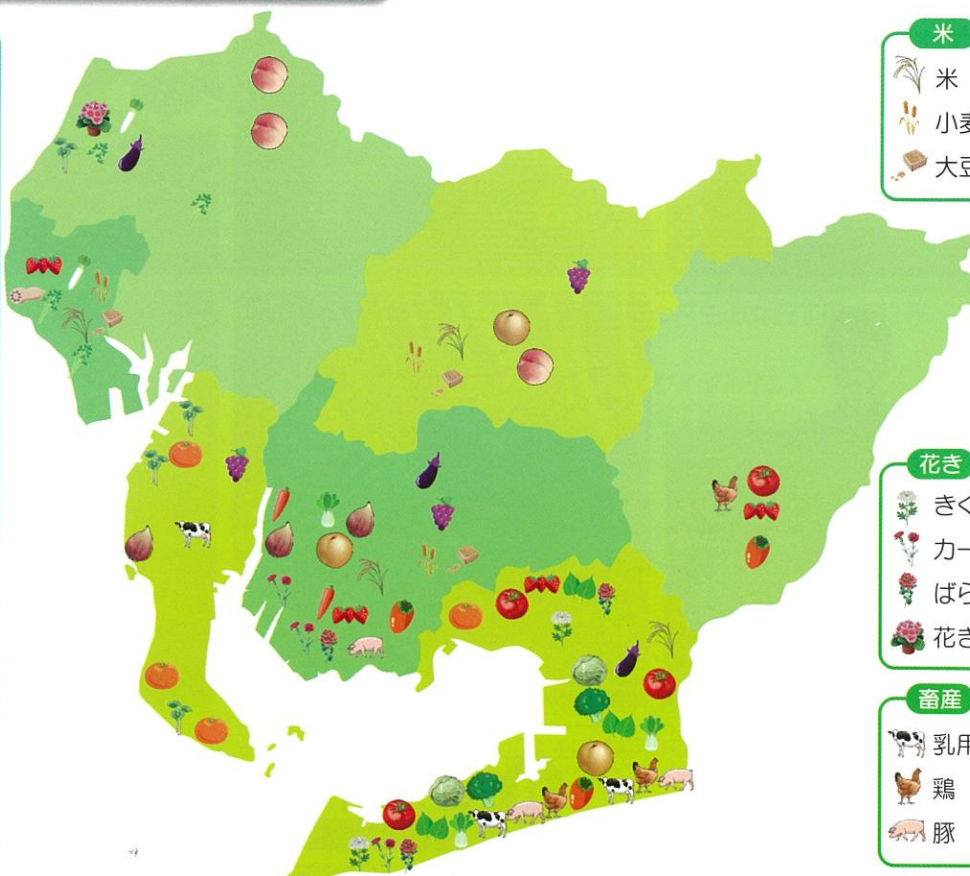
県内各地域の主な農畜産物

野菜

- キャベツ
- だいこん
- にんじん
- なす
- トマト
- ブロッコリー
- ふき
- いちご
- しそ
- みつば
- ちんげんさい
- れんこん

果樹

- みかん
- かき
- いちじく
- ぶどう
- なし
- もも



米

- 米
- 小麦
- 大豆

花き

- きく
- カーネーション
- ばら
- 花き苗類

畜産

- 乳用牛
- 鶏
- 豚

就農までの道すじ

STEP 1

情報収集・就農相談

3
ページ

十分な情報収集を行い、「農業はどのようなものか」を知ることから始まります。疑問や分からないことがありましたら、まずは農起業支援ステーションに御相談ください。

✿ 一次相談窓口

- 農起業支援ステーション

✿ 就農相談会(就農フェア)等へ参加

STEP 2

農業を体験する

3
ページ

漠然としていた農業に対する「イメージ」と「現実」とのギャップを埋めるためにも、「農業体験」を行い、就農への決意を固めていきます。

✿ 農業体験、短期研修

- 農家・農業法人での体験研修
- 農業インターンシップ
- マッチング事業者が仲介する短期バイト

STEP 3

就農への意志を固める

3
ページ

「独立して農業を始める」ということは、起業して「経営者になる」ことを意味します。決断の前に深く考えましょう。～農業法人等へ就職して農業に従事する道もあります。農業法人等で働いた後、その経験を活かし独立・自営就農する方法もあります。

独立・自営
就農

農業法人等
へ就職

6
ページ

STEP 4

就農に向けたスケジュールを立てる

4
ページ

自身の目指す農業を明確にし、いつまでに、何をしなければならないか考えておく必要があります。

就農に
必要な項目

- ① 技術の習得
- ② 農地の確保
- ③ 資金の確保
- ④ 農業機械・施設等の取得
- ⑤ 販売方法
- ⑥ 住居の確保
- ⑦ 家族の理解

STEP 5

研修で技術や経営を身につける

4
ページ

栽培(飼養)技術、農業機械の操作、経営管理など、経営者として必須な技術や経営ノウハウを習得しなければいけません。

✿ 長期研修

- 先進農家での長期研修
- 愛知県立農業大学校での研修
- 農業塾、公社等での研修

STEP 6

就農計画を具体化

5
ページ

5～10年後までの農業経営の発展過程の姿をより具体的に描くために、栽培や販売、資金などを検討し、詳細な就農計画を立てていきます。

✿ 就農計画作成

- 青年等就農計画
- 資金計画

STEP 7

就農に必要なものを確保

5
ページ

住居や農業を始めるための農地・施設・農業機械、当面の生活費を確保しなければなりません。

✿ 就農準備

- 農地、住居の確保
- 農業機械、施設等の取得
- 制度資金等の利用
- 部会、販売組織への加入

農業経営の開始



STEP 1

情報収集・就農相談【農起業支援ステーション】

新しく農業を始めるということは会社を立ち上げ、あなたが経営者となることです。

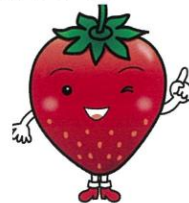
何をつくり、どこへ、どのように売りたいか、農業経営ビジョンを明確にしていくために、多くの情報を集め、イメージを固めることが就農への第一歩です。

「愛知県の農業について教えてほしい」「農業を始めるには何が必要なの？」など、疑問や分からないことがありましたら、まずは農起業支援ステーション（愛知県立農業大学校内）に御相談ください。

農起業支援ステーションでの相談をとおして、就農希望地や作目が決まったら、県内8か所にある農起業支援センター（県農林水産事務所農業改良普及課内）でより具体的な就農に向けた計画を検討することになります。

情報収集の方法～就農先（場所）、品目、販売方法など～

- 書籍・インターネットで調べる
- 地域内外の農家を視察する
- 新規就農の先輩農家に話を聞く
- 周辺農家へ訪問、ベテラン農家の意見を聞く



就農相談のながれ



一次相談窓口

2 ページ【STEP 1～STEP 3】

- 農起業支援ステーション
まずは就農説明会へ参加
その後個別相談に進みます



就農希望地・作目が決まったら…



二次相談窓口

2 ページ【STEP 4～STEP 7】

- 農起業支援センター（県内8か所）
- 市町村、農業委員会、JA等

? 農起業支援ステーションではどんなことをしているの？

① 就農説明会では…

- 就農までの道すじについて説明
- 就農支援制度について説明

② 個別相談では…

- 技術習得のための研修の相談
- 就農地・栽培作目に関する相談
- 個々の状況について相談



STEP 2

農業を体験する

農業に対する「イメージ」と「現実」とのギャップを埋めるためにも、まずは先輩農業者の話を聞いたり、実際に農業体験をしましょう。本当に農業をやりたいのか、適性はあるかなどを確認しましょう。

農業体験の方法	内 容	お問い合わせ先
農業インターンシップ	（公社）日本農業法人協会では、学生や社会人を対象に、就職先としての農業を知ってもらうため、農業法人等での6週間以内の就農体験を実施しています。	（公社）日本農業法人協会 TEL：03-6268-9500

STEP 3

就農への意志を固める

職業として農業を選択する前に、就農への心構えなどをチェックしましょう。

- ☐ あなたのやる気は本物ですか？
- ☐ 家族の協力は得られましたか？
- ☐ 農業技術・知識を習得しましょう
- ☐ 自己資金を確保しておきましょう
- ☐ 地元（地域）との話し合いや交流を大切にしましょう



STEP 4

就農に向けたスケジュールを立てる【農起業支援センター】

農業を開始し、経営者となるまでには、経営に必要な技術やノウハウを身につけるとともに、農地の確保、機械・施設の取得、営農資金の用意等、十分な準備が必要です。

スケジュールを立てて、就農に必要な項目を計画的に準備しましょう。

就農に向けて準備が必要な項目

- ★ 技術の習得方法は？
- ★ 農地確保の用途は？
- ★ 資金確保の方法は？
- 機械・施設等の取得は？
- 販売方法は？
- 住居の確保は？
- 家族の理解や地域住民との関わりは？

☆…新規就農者が特に苦労した課題



STEP 5

研修で技術や経営を身につける

農業経営の基本は技術力です。良い商品をつくることが販売に繋がり、経営が安定します。研修を受けて、しっかりと栽培（飼養）技術や経営ノウハウを習得しておく必要があります。

● 先進農家・農業法人で学ぶ（長期研修）

先進農家・農業法人研修のポイント

- 研修は、ビジョン（やりたい農業）に合わせて、できるだけ就農希望地の近くで行うと良い。
- 栽培・飼養技術だけでなく、販売、複式簿記などの経営管理手法も学ぶ。
- 農業法人等での就業（雇用）経験も貴重です。（経営の実践が学べます。）
- 希望する作物・畜種の1サイクル【播種～定植～栽培管理～収穫】以上の実務研修を研修機関や先進農家等で受けることが望ましい。一般的には、1～2年程度が必要です。

● 愛知県立農業大学校で学ぶ

《教育部農学科》

2年間の全寮制による実践教育を基本として、一般教養や農業の基礎的・専門的教育を行っています。

《企画研修部》

新規参入やUターン、定年帰農などにより、新たに農業を始めようとする方などを対象として、基礎的な農業知識及び技能を体系的に学べる研修を開講しています。

研修名	対象者	研修の内容
ニューファーマーズ研修	愛知県内で就農5年後に農業所得250万円以上を目指す Uターン就農者、新規参入者	4コース（花き、野菜、果樹、作物）から選択 自己ほ場又は先進農家での実習900時間 農業大学校での講義約180時間
農業者育成支援研修	主に新規参入者 （非農家出身、農業以外の分野から就農を希望する者）	農業大学校での実習約100日、 講義約15回（週に3～4日） 主に露地野菜
農業技術研修	離職者（失業者）	農業大学校での実技723時間、 学科207時間（週に5日） 主に露地野菜

お問い合わせ先

愛知県立農業大学校

住所：岡崎市美合町字並松1-2（研修・実習場所） 電話：0564-51-1034（ダイヤルイン）

● 市町村等が実施する農業塾（担い手コース）等で学ぶ

地域（産地）の担い手を確保するため、市町村やJA等が希望者を対象に、農業の基礎知識や栽培技術を実践的に学ぶことができる「農業塾」を開講しています。本格的に独立・自営就農をしたい人向けの担い手育成コースのほか、定年帰農者向け、産地直売向け、家庭菜園向けなど様々なコースがあります。

STEP 6

就農計画を具体化

研修を終えるまでに、将来の農業経営目標と目標達成のための就農計画、資金計画等を作成します。作目、経営規模、労働力、農地、機械・施設、資金調達などを検討し、自らの計画を作成しましょう。

就農計画は、関係機関から就農支援を受ける際や就農支援制度（6ページ）を利用する際に必要となります。

就農計画を作成するときのポイント

- 経営規模（面積、頭羽数など）の目安は、作目ごとの経営指標を参考にし、家族が生活できる所得（売上－経費）を上げられること。
- 当面（3年程度）の経営規模当たりの収益は、一般農家の5割程度に見積もる。リスクに備え、できるだけ自己資金を準備し、過剰な投資は絶対に避けましょう。
- 収量や販売価格は、農林水産省や各地の卸売市場のWebサイトで公開されている数値が参考になります。

農林水産省の統計情報

- 「農業経営統計調査」（毎年）
作目別品目別の経営内容・生産費
- 「農業物価統計」（毎年）
肥料・農薬・機械の購入価格
- 「農林業センサス」（5年ごと）
農業者数・農地面積など農業構造全般

青年等就農計画の認定制度

新たに農業を始める方が、今後5年間の経営目標などを記した「青年等就農計画」を作成し、経営を開始しようとする市町村へ提出、計画の実現可能性があると判断されると市町村長の認定を受けます。これらの認定を受けた新規就農者（認定新規就農者）に対して重点的に支援を実施していくための制度です。

● 新たに農業経営を営もうとする青年等で、以下に該当する方です。

- ① 青年（原則18歳以上45歳未満）
- ② 特定の知識・技能を有する中高年齢者（65歳未満）
- ③ 上記の者が役員の過半数を占める法人



青年等就農計画の内容

経営の構想と目標（経営規模等）

目標達成に必要な措置（機械・施設等の導入計画など）

技術・技能の習得状況

青年等
就農計画

所得目標

250万円以上

総労働時間

2,000時間/人

青年等就農計画認定のメリット

- 経営開始に必要な機械・施設等を購入するための「青年等就農資金」の貸付対象者になります。
- 国の各種支援策を活用できます（その他要件あり）。

STEP 7

就農に必要なものを確保

農地の確保（農地を購入・借りるための主な条件と手続き）

農地を購入したり、借りたりする場合は、必ず農地法や農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく手続きが必要となりますので市町村農業委員会等に相談しましょう。

農地法等では、農地の全てを効率的に利用すること、必要な農作業に常時従事すること、周辺の農地利用に支障がないことなどの一定の要件を満たす必要があります。

- 農地中間管理事業（応募窓口は、農地中間管理機構、市町村、JA）
所有者等から借り受けた農地を、担い手（新規参入者も含む）に転貸する仕組みが活用できます。

農地確保のポイント

- 農地を借りるためには、周囲の人々の信用を得て、その地域の一員として認められることが重要なポイントとなります。農家から農地を借りられるよう、地域との信頼関係を築くことが重要です。
- 農地とともに、出荷調製のための作業場、機械、農業資材などを置いておくスペースも必要です。

新規就農者のための就農支援制度

青年等就農資金

新たに農業経営を開始しようとする青年等に対し、農業経営を開始するために必要な長期資金（機械・施設の整備資金、長期運転資金）を無利子で融資する資金です。

貸付対象者	新たに農業経営を営もうとする青年等であって、市町村から青年等就農計画の認定を受けた者（認定新規就農者）
資金使途	● 機械・施設の取得等 ● 果樹などの新植・改植費、家畜の購入費及び育成費 ● 農地の借地料や施設・機械のリース料等 ※農地の取得は除く ● 経営開始に必要な資材費
取扱金融機関	株式会社 日本政策金融公庫、農協、信用金庫等の公庫業務受託金融機関

就農準備資金・経営開始資金

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修期間（2年以内）の生活安定と就農直後（3年以内）の経営確立に資する資金を交付します。詳しくは農林水産省ホームページを検索してください。

経営発展支援事業

就農後の経営発展のための機械や施設の導入時に融資を受けることを条件に事業費の3/4以内を補助します。（補助条件、要件有り）詳しくは農林水産省ホームページを検索してください。

農業法人等への就職

就農には、①独立して自営の農業を始める（独立・自営就農）、②農業法人等に就職して従業員として農業に携わる（雇用就農）、という2つの道があります。「雇用就農」で給与をもらいながら技術を身につけ、生活を安定させた後に、独立就農する方法もあります。

情報収集、希望する農業法人を探しましょう。

- ① 就農希望地のハローワーク（公共職業安定所）で求職している農業法人等の情報を収集する。
- ② Webサイト「農業をはじめ.jp」で求人情報を収集する。
- ③ 「新・農業人フェア」（農業法人等の合同会社説明会）等に参加し、直接会社の事業内容などを聞き、相談する。

就農相談窓口

まずは就農説明会に申し込みを!

◆農起業支援ステーション

愛知県立農業大学校企画研修部就農企画科

〒444-0802

岡崎市美合町字並松1-2

電話 0564-51-1034 (ダイヤルイン)

URL <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/noudai/>



農起業支援センター (県農林水産事務所 農業改良普及課)	連絡先
◆ 尾張農起業支援センター 尾張農林水産事務所 農業改良普及課	〒460-0001 名古屋市中区三の丸二丁目6番1号 電話 052-961-8094 (ダイヤルイン)
◆ 海部農起業支援センター 海部農林水産事務所 農業改良普及課	〒496-8532 津島市西柳原町1-14 電話 0567-55-7611 (ダイヤルイン)
◆ 知多農起業支援センター 知多農林水産事務所 農業改良普及課	〒475-0903 半田市出口町1-36 電話 0569-21-8111 (代表)
◆ 西三河農起業支援センター 西三河農林水産事務所 農業改良普及課	〒446-0066 安城市池浦町境目1 電話 0566-76-2400 (ダイヤルイン)
◆ 豊田加茂農起業支援センター 豊田加茂農林水産事務所 農業改良普及課	〒471-8566 豊田市元城町4-45 電話 0565-32-7509 (ダイヤルイン)
◆ 新城設楽農起業支援センター 新城設楽農林水産事務所 農業改良普及課	〒441-2301 北設楽郡設楽町田口字小貝津6-2 電話 0536-62-0546 (ダイヤルイン)
◆ 東三河農起業支援センター 東三河農林水産事務所 農業改良普及課	〒440-0806 豊橋市八町通5丁目4 電話 0532-35-6550 (ダイヤルイン)
◆ 田原農起業支援センター 東三河農林水産事務所 田原農業改良普及課	〒441-3427 田原市加治町南恩中7-5 電話 0531-22-0381 (ダイヤルイン)



相談は予約制です。



県・関係機関

名 称	連絡先
◆ 愛知県農業水産局農政部農業経営課	〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県庁西庁舎4階 電話 052-954-6409 (ダイヤルイン) URL https://www.pref.aichi.jp/nogyo-keiei/
◆ 一般社団法人 愛知県農業会議	〒460-0001 名古屋市中区三の丸二丁目6番1号 愛知県三の丸庁舎8階 電話 052-962-2841 URL http://www.nougyoukaigi.or.jp/
◆ 公益財団法人 愛知県農業振興基金 「愛知県農地中間管理機構」	〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号 JAあいちビル西館1階 電話 052-951-3288 URL https://aichinoshinki.or.jp/
◆ JA愛知中央会 営農・くらし支援部	〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号 JAあいちビル12階 電話 052-951-6944

農起業支援ステーションによる 就農説明会を開催します

就農までの道すじや必要な要件、支援制度について説明します。就農を考えている方は、まずは就農説明会にご参加ください。

1 開催日等

回	月 日	時 間	申込み締切日
第 13 回	10 月 3 日 (金)	13:30-15:30	9 月 30 日 (火)
第 14 回	10 月 20 日 (月)	18:00-19:00	10 月 15 日 (水)
第 15 回	11 月 5 日 (水)	13:30-15:30	10 月 30 日 (木)
第 16 回	11 月 21 日 (金)	18:00-19:00	11 月 18 日 (火)
第 17 回	12 月 2 日 (火)	13:30-15:30	11 月 27 日 (木)
第 18 回	12 月 17 日 (水)	18:00-19:00	12 月 14 日 (日)
第 19 回	1 月 8 日 (木)	13:30-14:30	1 月 5 日 (月)
第 20 回	1 月 26 日 (月)	18:00-19:00	1 月 21 日 (水)
第 21 回	2 月 5 日 (木)	13:30-14:30	2 月 2 日 (月)
第 22 回	2 月 20 日 (金)	18:00-19:00	2 月 17 日 (火)
第 23 回	3 月 4 日 (水)	13:30-15:30	3 月 1 日 (日)
第 24 回	3 月 13 日 (金)	18:00-19:00	3 月 10 日 (火)

2 説明方法

(1) リモート

実施回：すべての回

方 法：We b (Cisco Webex Meetings) によるリモート説明

(参加のためのURLを開催日前日までにメールで送信します。)



裏面へ

(2) 対面

実施回：第 13 回、第 15 回、第 17 回、第 23 回のみ

場 所：愛知県立農業大学校 中央教育棟 2 階 第 1 研修室

岡崎市美合町字並松 1-2 電話 0564-51-1034

3 内容

就農に向けた情報提供（就農までの道すじ・支援制度について）

第 13 回、第 17 回は先輩農家の講話、第 15 回は研修受入体制の説明、
第 23 回は農業見学を併せて実施します。

（第 23 回の農業見学は歩きやすい靴でお越しください。）

4 申込方法

愛知県立農業大学校の Web ページ「愛知県で農業を始めたい人へ」

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/noudai/aichi-nougyou.html>

からお申し込みください。



5 その他

個別面談を希望する方は、就農説明会後に改めて面談をお申し込みいただきます。

6 問合せ先

愛知県立農業大学校企画研修部就農企画科 担当:西川、加藤

電話 0564-51-1034

E-mail noudai@pref.aichi.lg.jp

（件名に「就農説明会について」と記載してください）

林業

林業

林業就業に関する動画「あいちの森林で働く」を公開！

愛知県農林基盤局林務部林務課

YouTube に「愛知県林務課公式チャンネル」を開設し、林業就業に関する動画「あいちの森林で働く」【ダイジェスト】、【本編】を令和4年4月15日に公開しました。

ダイジェストは、豊田森林組合、豊根森林組合で働く就業5年以内の若手職員4名へのインタビューを中心としています。

本編では、ダイジェスト版のインタビューの他、就業相談会で、林業の1日の流れが知りたいという相談者が多いことから、1日密着取材した内容を取りまとめています。

愛知県林務課公式チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UCL0nq-2Tq8gneCs5nrtY9RQ>



動画リンク
<https://youtu.be/MDeKPx6bJuA>

【ダイジェスト】



動画リンク
<https://youtu.be/juNsaB-laQM>

【本編】

QRコード

こちらから動画を視聴できます



【ダイジェスト】



【本編】

緑の雇用

“木々で私を
変える”



もり
森林を守り育てる担い手のための知識・技能の習得を支援します。

JForest 全国森林組合連合会

緑の雇用

段階的な研修を通じて、未経験の方でも着実に知識や技能を身につけることができます。

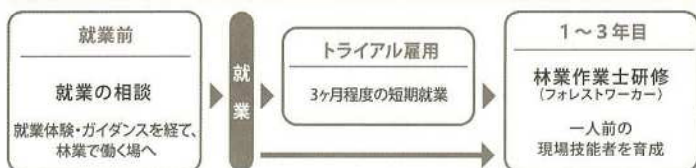
「緑の雇用」事業は、将来の林業を担う現場技能者を育てる国の事業です。林業経営体にて採用された人に対する3年間の段階的な研修プログラムにより、未経験の方でも基礎知識・技能の習得から一人前の現場技能者として必要な力を身につけることが可能です。さらには、就業5年以上、10年以上の方へのキャリアアップの研修プログラムも用意されています。



2024 ミス日本 みどりの大使
安藤 きらり

高校・大学とチアダンスに打ち込んできました。将来の夢は「子どもたちの未来を豊かにすること」。自然豊かな未来のために、林業ではたらくひと、林業をめざすひとを、私も全力で応援します！

新規就業者育成対策



現場技能者キャリアアップ対策



「緑の雇用」
総合ウェブサイト



緑の雇用 検索



就職相談窓口

2024年3月現在

※こちらの団体では、林業への就業を希望する方からの相談を随時受け付けています。

北海道	(一社)北海道造林協会	011-200-1381
青森県	(公社)青森県林業会議	017-732-5288
岩手県	(公財)岩手県林業労働対策基金	019-653-0306
宮城県	(公財)みやぎ林業活性化基金	022-217-4307
秋田県	(公財)秋田県林業労働対策基金	018-864-0161
山形県	(公財)やまがた森林と緑の推進機構	023-666-6348
福島県	(公社)福島県森林・林業・緑化協会	024-521-3270
茨城県	(公社)茨城県森林・林業協会	029-225-5949
栃木県	(公社)とちぎ環境・みどり推進機構	028-624-3710
群馬県	(一財)群馬県森林・緑整備基金	027-386-5901
埼玉県	(公社)埼玉県農林公社	0494-25-0291
千葉県	(公社)千葉県緑化推進委員会	0438-60-1521
東京都	(公財)東京都農林水産振興財団	042-528-0643
神奈川県	神奈川県森林再生課林業振興グループ	045-210-4342
新潟県	(公社)新潟県農林公社	025-285-7712
富山県	(公社)富山県農林水産公社	076-441-6747
石川県	(公財)石川県林業労働対策基金	076-237-0121
福井県	(公財)福井県林業従事者確保育成基金	0776-38-0345
山梨県	(一社)山梨県森林協会	055-242-6667
長野県	(一財)長野県林業労働財団	026-225-6080
岐阜県	(公社)岐阜県森林公社	0575-33-4011
静岡県	(公社)静岡県山林協会	054-255-4485
愛知県	(公財)愛知県林業振興基金	052-953-3608
三重県	(公社)みえ林業総合支援機構	059-261-4760

滋賀県	(一社)滋賀県造林公社	077-522-0307
京都府	(公財)京都府林業労働支援センター	075-821-9277
大阪府	(一社)大阪府木材連合会	06-6685-3101
兵庫県	(公財)兵庫県営林緑化労働基金	078-361-8010
奈良県	(公財)奈良県緑化推進協会	0744-26-0202
和歌山県	(一社)わかやま森林と緑の公社	0739-83-2022
鳥取県	(公財)鳥取県林業担い手育成財団	0857-28-0123
島根県	(公社)島根県林業公社	0852-32-0253
岡山県	(公財)岡山県林業振興基金	086-230-7444
広島県	(一財)広島県森林整備・農業振興財団	0826-72-7833
山口県	(一財)やまぐち森林担い手財団	083-932-5286
徳島県	(公財)徳島県林業労働力確保支援センター	088-676-2200
香川県	(一財)香川県森林林業協会	087-861-4353
愛媛県	(公財)えひめ農林漁業振興機構	089-934-6153
高知県	(公財)高知県山村林業振興基金	0887-57-0366
福岡県	(公財)福岡県水源の森基金	092-712-1443
佐賀県	(公財)佐賀県森林整備担い手育成基金	0952-20-0084
長崎県	(一社)長崎県林業協会	0957-25-0184
熊本県	(公財)熊本県林業従事者育成基金	096-340-1151
大分県	(公財)森林ネットおおいた	097-546-3009
宮崎県	(公社)宮崎県林業労働機械化センター	0985-29-6008
鹿児島県	(公財)鹿児島県林業担い手育成基金	0995-54-3131
沖縄県	(一社)沖縄県森林協会	098-987-1804

林業就業
オンライン相談



オンライン相談も受付中！



間伐材マークとは、間伐や間伐材利用の重要性等をPRし、間伐材を用いた製品を表示する間伐材マークの適切な使用を通じて、間伐推進の普及啓発及び間伐材の利用促進と消費者の製品選択に資するものです。

本紙は、豊かな森林を守るために間伐材を活用しています。

森^{もり}林で働く。

100年先へ、届ける仕事。

緑の雇用

(林野庁補助事業)

林業を仕事にすること。



日本は、世界屈指の森林国です。

その豊かな環境を活かし、木を植え、育て、森林をつくり生活に役立ててきました。

「林業」とは、そんな森林を育て、人々の生活に活かす仕事です。

国土の約7割を占める森林を維持管理し、育成した樹木を伐採。木材資源として生産していきます。

また、樹木を伐採した後に苗木を植え、豊かな森林に育つように下刈りや枝打ち、間伐を行いながら100年先に豊かな森林を伝えていく息の長い仕事です。

現在、戦後に植林された木が十分に育ち、資材として利用できる段階になりました。

先人の残してくれた森林を未来に届けるために、

今、森林で働く若い担い手を必要としています。

そのため、国では「緑の雇用」事業により林業の仕事に必要な技能を身につける研修プログラムを用意しています。



JOB DESCRIPTION 仕事内容

地ごしらえ



伐採後、植え付けをするために、散乱した枝葉や残木を集積します。

植え付け



地ごしらえした林地に、新しい苗を1本ずつ丁寧に植え付けます。

下刈り



植え付けされた苗木の成長を妨げないように、周りの雑草木を刈り取りします。

作業道
作設



伐採した木材の搬出のために路網を作ります。

伐採



混みあった木を間引きしたり、伐採時期を迎えた木を利用するために、木を伐り倒します。

造材・
搬出

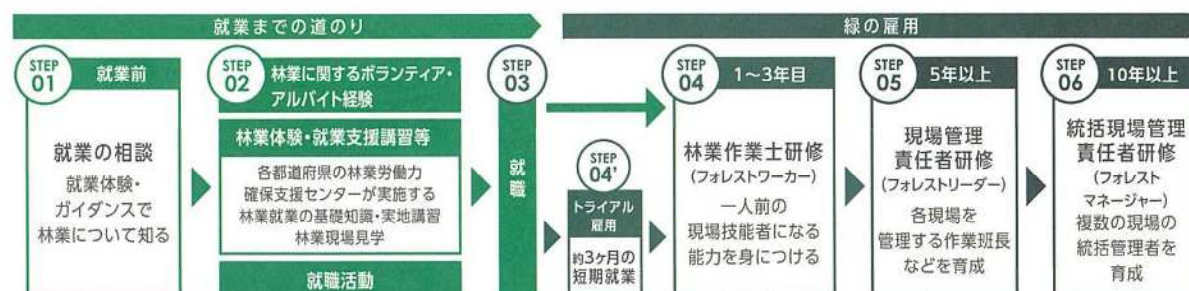


伐倒木の枝を払い、玉切りして、林道端などに運びます。



SYSTEM 「緑の雇用」事業の体系

「緑の雇用」事業は、新規就業者に対して、将来の林業を担う現場技能者に育てる国の事業（林野庁補助事業）です。林業に必要な知識・技術・技能を習得するための集合研修と、実地研修（OJT）を組み合わせた研修プログラムとなっており、未経験でも安心して技術を身につけることができます。





TRAINING 「緑の雇用」事業の研修内容

トライアル雇用

林業作業士(フォレストワーカー)FW研修 3ヶ年

林業就業希望者が、仕事や職場に合っているか試す期間です。

新規就業者の方が対象。実地研修(OJT)や集合研修を通じて林業の基礎を学び、一人前の現場技能者になるための能力を段階的に身につけます。

約3ヶ月

8ヶ月/年

FW1年目

FW2年目

FW3年目

実地研修

短期雇用や試用期間中に、林業経営体*にて実施。

林業経営体の指導員によるOJT研修。



就業している林業経営体*にて実施。
林業経営体の指導員によるOJT研修を行い、働きながら学びます。

集合研修

実施しません。



都道府県単位で実施し、年間21～29日程度の座学と実習を同じ年次の仲間と共に学びます。

【研修中に取得できる安全講習等】

刈払機取扱作業、伐木等の業務(チェーンソー作業)、玉掛け技能講習、不整地運搬車運転技能講習、荷役運搬機械によるはい作業従事者、機械集材装置の運転業務、簡易架線集材装置の運転業務、伐木等機械の運転業務 など

*林業経営体とは：森林組合や林業会社などのこと。「緑の雇用」事業は、年度ごとに承認を受けた林業経営体が対象です。

VOICE 従事者の声

女性が活躍する場面は多いと思います。

「林業のやりがいとは？」

「林業って何？」というレベルから転職しました。木を切る時も最初は伐倒方向が全然定まらなかったのが、先輩方に教えられて安全に倒せるようになりました。周りの人たちに助けられて今の自分があるのだと感じます。入った頃に比べて自分でもできることが増えてきました。任せられる仕事が増えるとやりがいも増え、達成感もあります。この仕事を続けられている要因のひとつです。1日1日を着実にやれば前に進めるし、自分の成長にも繋がります。

「林業は女性でもできる？」

仕事は男女の分け隔てなくさせていただいています。外で体を動かすことが好きな方なら女性でも全然できる仕事です。やっているうちに体力もついてきます。大変なこともあります。植え付けは女性の方が丁寧だと言われることもあり、そういう“らしさ”を伸ばしていくといいかもしれません。女性が活躍できる場面は多いと思います。少しでも興味がある方は体験からでもぜひ来てもらいたいと思います。やってみるとすごく楽しい仕事です。

毎日が充実しています。



金沢さん 林業就業 4年目(取材当時)

「林業の魅力は？」

伐採した木が川のようにきれいに並んで倒れていくさまを見ると仕事のやりがいを感じます。作業前の山は、枯れ木や流木、枝が散乱していて暗い印象です。それが人の手加わると見違えるように明るくなります。山には人が必要だと実感します。将来、林業をベースに、山が持つポテンシャルを活かした事業が生まれてもっと多くの人の利益につながるようになるといいなと思います。

「林業を選んだ理由は？」

以前は東京で働いていましたがライフワークバランスを保ちたくて転職を考えました。今までとは違う分野で、スケールの大きい仕事がしたいと思い林業を選びました。徳島県の人材育成研修で学び、インターンでお世話になった会社に就職しました。移住して結婚し子供も授かりました。平日も終業後は家族とゆっくり過ごせるし、気候が温暖で海が近く、休日も楽しめて毎日が充実しています。林業を選んでよかったと改めて思います。

西野さん 林業就業 3年目(取材当時)



RECOMMEND 林業はこのような人におすすめ



EMPLOYMENT TYPE 雇用形態について

1
各地の森林組合の
現場職員になる

2
民間の造林会社、
素材生産会社等に就職する

1と2を総称して林業経営体という

林業に従事するには、左記などの方法があります。就業した森林組合や、林業会社から給与が支払われます。社会保険制度はもちろん、退職金制度に加入している林業経営体も増えています。森林の仕事の就業情報は、下記の各都道府県の林業労働力確保支援センターやハローワークなどで知ることができます。

相談窓口：林業労働力確保支援センター等

各都道府県に設置されていて、林業に従事したい人のために説明会や求人情報の提供、林業従事者の技術研修や林業経営体の雇用管理の改善・合理化など林業労働力の育成確保に取り組んでいます。なお、都道府県により団体名称は異なります。

北海道	(一社)北海道造林協会	011-200-1381	滋賀県	(一社)滋賀県造林公社	077-522-0307
青森県	(公社)青森県林業会議	017-732-5288	京都府	(公財)京都府林業労働支援センター	075-821-9277
岩手県	(公財)岩手県林業労働対策基金	019-653-0306	大阪府	(一社)大阪府木材連合会	06-6685-3101
宮城県	(公財)みやぎ林業活性化基金	022-217-4307	兵庫県	(公財)兵庫県営林緑化労働基金	078-361-8010
秋田県	(公財)秋田県林業労働対策基金	018-864-0161	奈良県	(公財)奈良県緑化推進協会	0744-26-0202
山形県	(公財)やまがた森林と緑の推進機構	023-666-6348	和歌山県	(一社)わかやま森林と緑の公社	0739-83-2022
福島県	(公社)福島県森林・林業・緑化協会	024-521-3270	鳥取県	(公財)鳥取県林業担い手育成財団	0857-28-0123
茨城県	(公社)茨城県森林・林業協会	029-225-5949	島根県	(公社)島根県林業公社	0852-32-0253
栃木県	(公社)とちぎ環境・みどり推進機構	028-624-3710	岡山県	(公財)岡山県林業振興基金	086-230-7444
群馬県	(一財)群馬県森林・緑整備基金	027-386-5901	広島県	(一財)広島県森林整備・農業振興財団	0826-72-7833
埼玉県	(公社)埼玉県農林公社	0494-25-0291	山口県	(一財)やまぐち森林担い手財団	083-932-5286
千葉県	(公社)千葉県緑化推進委員会	0438-60-1521	徳島県	(公財)徳島県林業労働力確保支援センター	088-676-2200
東京都	(公財)東京都農林水産振興財団	042-528-0643	香川県	(一財)香川県森林林業協会	087-861-4353
神奈川県	神奈川県森林再生課林業振興グループ	045-210-4342	愛媛県	(公財)えひめ農林漁業振興機構	089-934-6153
新潟県	(公社)新潟県農林公社	025-285-7712	高知県	(公財)高知県山村林業振興基金	0887-57-0366
富山県	(公社)富山県農林水産公社	076-441-6747	福岡県	(公財)福岡県水源の森基金	092-712-1443
石川県	(公財)石川県林業労働対策基金	076-237-0121	佐賀県	(公財)佐賀県森林整備担い手育成基金	0952-20-0084
福井県	(公財)福井県林業従事者確保育成基金	0776-38-0345	長崎県	(一社)長崎県林業協会	0957-25-0184
山梨県	(一社)山梨県森林協会	055-242-6667	熊本県	(公財)熊本県林業従事者育成基金	096-340-1151
長野県	(一財)長野県林業労働財団	026-225-6080	大分県	(公財)森林ネットおおいた	097-546-3009
岐阜県	(公社)岐阜県森林公社	0575-33-4011	宮崎県	(公社)宮崎県林業労働機械化センター	0985-29-6008
静岡県	(公社)静岡県山林協会	054-255-4485	鹿児島県	(公財)鹿児島県林業担い手育成基金	0995-54-3131
愛知県	(公財)愛知県林業振興基金	052-953-3608	沖縄県	(一社)沖縄県森林協会	098-987-1804
三重県	(公社)みえ林業総合支援機構	059-261-4760			

2024年7月現在



「緑の雇用」総合ウェブサイト

RINGYOU.NET

<https://www.ringyou.net/>

緑の雇用

検索



SNSでも情報発信



間伐材マークとは、間伐や間伐材利用の重要性等をPRし、間伐材を用いた製品を表示する間伐材マークの適切な使用を通じて、間伐材の普及啓発及び間伐材の利用促進と消費者の製品選択に資するものです。

本紙は、豊かな森林を守るために間伐材を活用しています。

2024.07

農林漁業就職フェア ～林業ガイダンス～



愛知県農林基盤局林務部林務課

1

動画「あいちの森林で働く」

林業の現場はどんな景色だろう？
どんな一日を過ごすのだろう？

ダイジェスト版約4分

愛知県の林業の現場で実際に働いている方の1日を密着インタビューしました。
動画を見て是非イメージをつかんでください！

本日はダイジェスト版を放映しますが、興味がありましたら、本編動画（約14分）も
ご覧ください。配布資料QRコードもしくは「あいちの森林で働く」で検索してください。



動画リンク
<https://youtu.be/MDeKPx6bJuA>



【ダイジェスト】



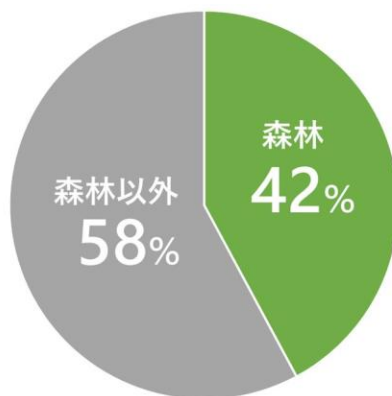
動画リンク
<https://youtu.be/juNsaB-laQM>



【本編】

2

あいちの森林



森林率

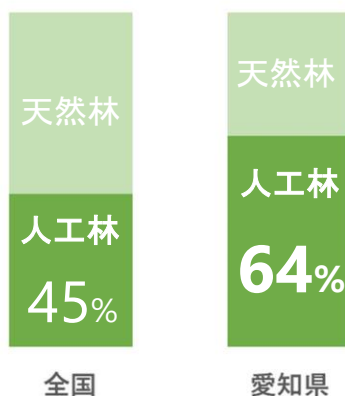
総土地面積 517,014 ha
森林面積 217,593 ha

人工林率

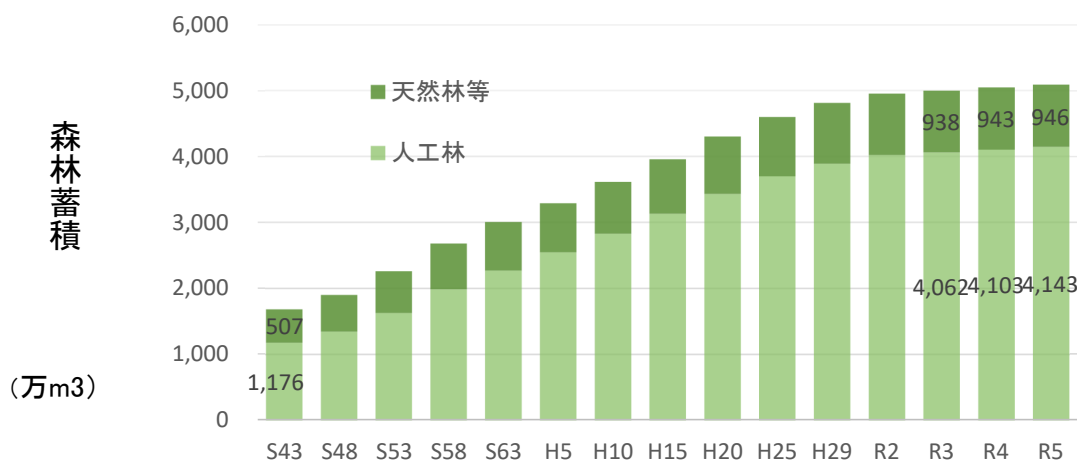
全国第 **3** 位

愛知県は、
昔から人の手で森林が
育てられてきた地域

資料：2023年度愛知県林業統計書³



あいちの森林資源



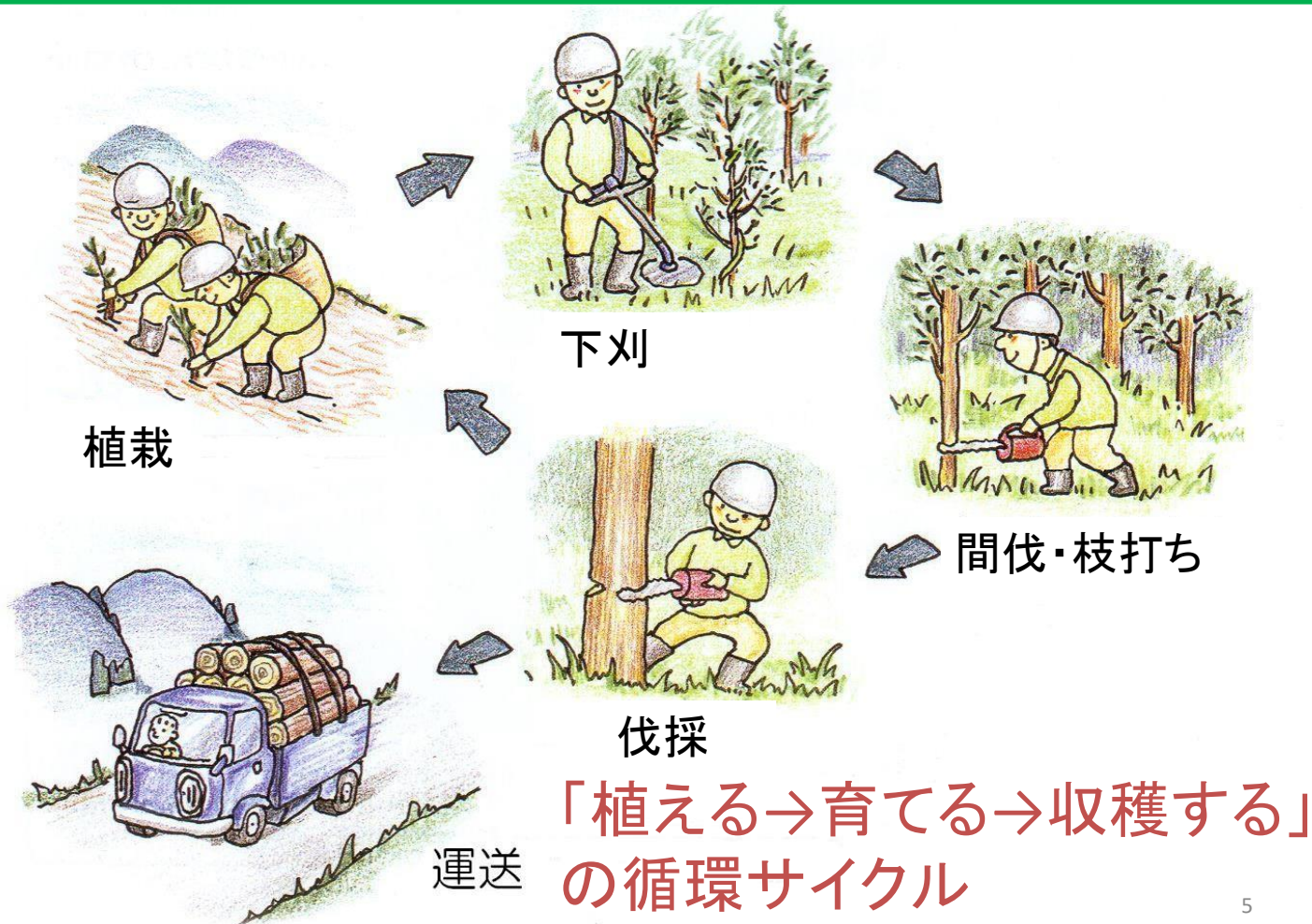
年間成長量の木材換算イメージ

人工林の
年間成長量
37万m³/年

丸太※
約140万本分

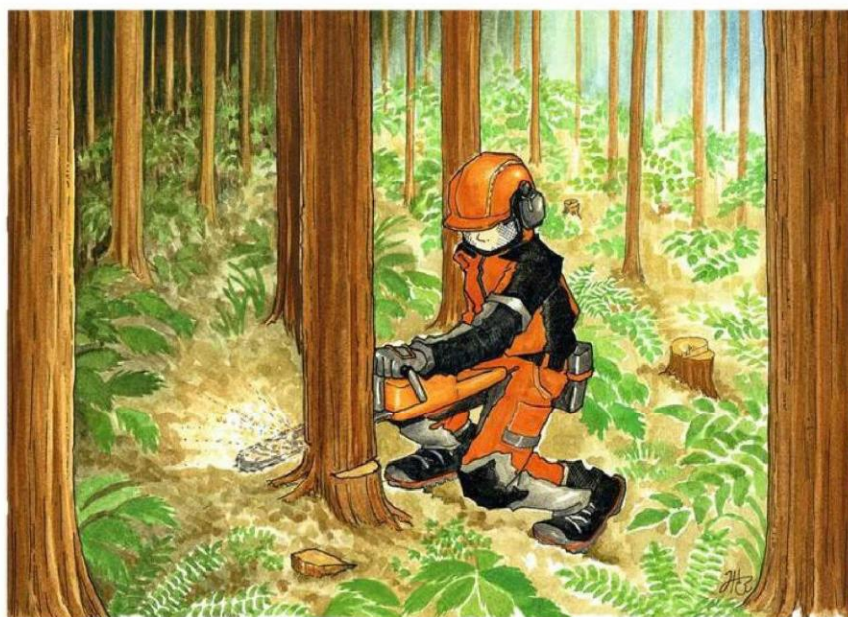
木造住宅※
約1.5万軒分

「植える→育てる→収穫→使う」林業



5

林業の仕事とは??



間伐

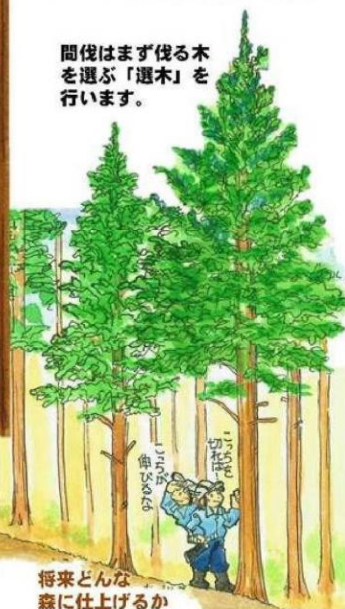
健全な生長を促すために、混み合った木を間引きします。

間伐はまず伐る木を選ぶ「選木」を行います。

適切な間伐は森を健全に保ちます。また、間伐材を家具や燃料に利用することでCO2の固定等にもつながります。

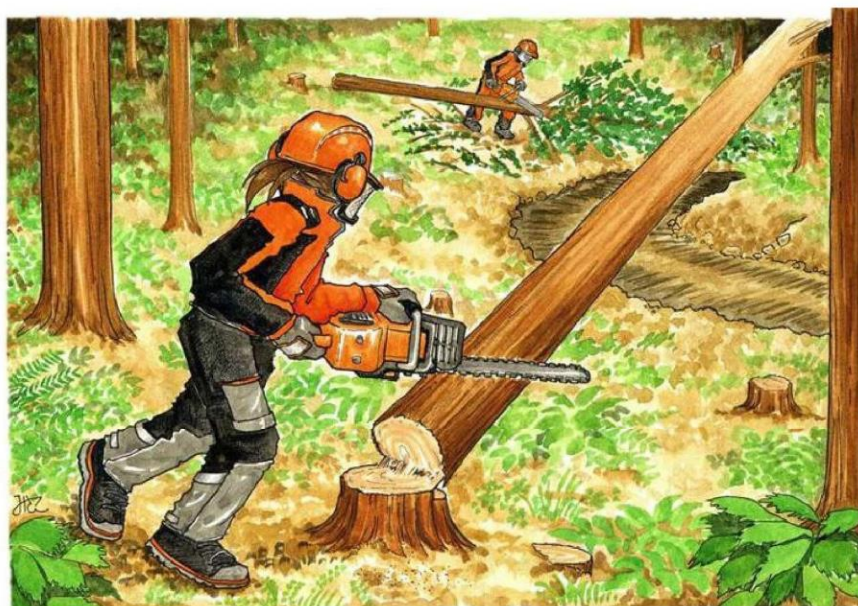


間伐をしないと木は形質不良になる上、林床の植生もなくなるので土壌の流出が起きやすくなります。



将来どんな森に仕上げるか予想しながら選びます。

林業の仕事とは??



主伐

木材として利用するために、木を伐り倒します。

植付から約50年育てた木は、建築材などに利用できるまで生長します。



伐倒は倒す方向をよく確認した上で、慎重かつ安全に行います。



近年主伐はチェーンソーの他、高性能林業機械でも行われるようになりました。

7

林業の仕事とは??



造材・搬出

伐採木の枝をはらい、玉切り造材して、林道端などに運びます。

近年の造材・搬出ではプロセッサによる枝払い、玉切り、タワーヤードによる架線集材、フォワーダによる搬出等、高性能林業機械の活躍が目立ちます。



高性能林業機械による造材や搬出では作業する道の整備が重要です。



日本は1ha未満の小面積森林所有者が大多数

そこで施行箇所を集約し効率的に道を作ることが重要です。

コストを抑えまとまった量の材を出して、利益の向上を目指します。

林業の仕事とは??



地拵え

伐採後、植付をするために、散乱した伐採木、枝葉や残木を取り除き整地します。

一貫作業システム

通常地拵えと植付は、伐採・搬出が終了した翌年以降に行います。近年伐採・搬出に使用した重機をそのまま利用し、地拵えと植付を行う、効率的な一貫作業システムが試行されています。

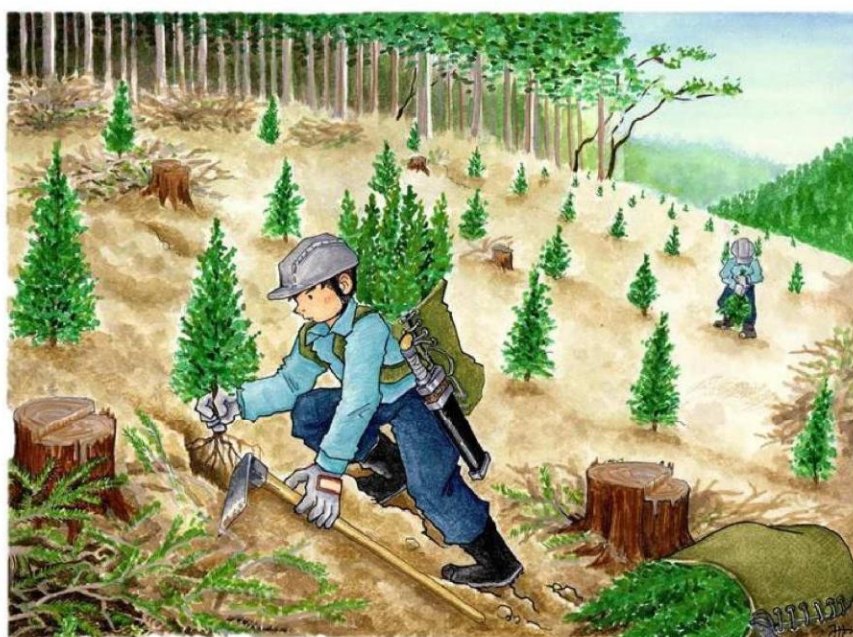


コンテナ苗を利用することでさらに作業効率UP!

最も経費のかかる初期施業の効率化を図ることでコスト削減を目指します。



林業の仕事とは??



植付

地拵えした林地に新しくスギやヒノキ等の苗木を植えます。

苗木は苗畑で育てます。



育てた苗木を林地に運び植付します。

より効率的な苗木の生産と植付を目指し、コンテナ苗の技術も普及中です。



上部を引っ張り抜いたらアウト! もう一度しっかり植え直し!



苗木を植え、土を戻して踏み固める



苗木の根が広がるサイズの穴を掘る



林業の仕事とは??



下刈り

周りの雑草木が苗木の生育を妨げないよう、刈り取ります。

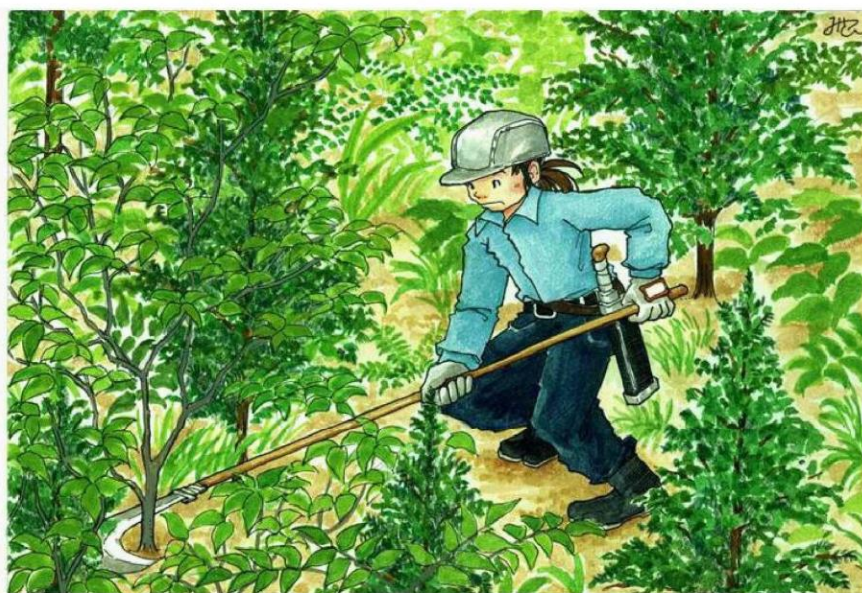


苗木は通常50cm位のサイズで林地に植付されます。



11

林業の仕事とは??



除伐・つる切り

植えた木の生育を妨げる雑木やつる植物、生長や形質の悪い木を除去します。

つる植物とは光を得るために他の植物に取り付く植物の総称です。



植栽木に密接しているつる植物を、ナタ等で丁寧に切り落とし、絡まりをはずします。



植栽木がつる植物に巻きつかれたり覆い被されると生長が阻害されてしまいます。

高性能林業機械



枝を落としし木を切断するプロセッサ

13

高性能林業機械



木を運び出すフォワーダ

79

14



伐り倒す、枝を落とす、
丸太の長さに切る、積み込む！
ハーベスタ



林業経営体（林業を営む企業）について

大きく分けて3つ

組合の顧客の
約75%は組合員

森林組合...森林組合法に基づいて組織された、森林所有者を組合員とする協同組合。主に、森林所有者からの委託により、作業班が伐採等を行う。

民間企業...国有林や公有林での公共事業、森林組合や企業から伐採等を請け負う

個人

給料は…

主な給料体系

①月給制 163,000円～400,000円/月

②日給制 8,000円～18,000円/日

その他、各種手当、賞与、福利厚生、

○だいたい4割くらいの経営体が日給制を採用している。
(日給・月給どちらも採用している経営体もあり)

17

求人情報の収集方法

①ハローワークで求人情報を探す

②WEBサイトや電話により、個別に情報収集・申し込み

※林業就業全般の悩みや質問については、
林業労働力確保支援センター((公財)愛知県林業振興基金)に
相談してください。

労働災害について

全国調査の結果

2023年（令和5年）の、労働者千人あたり1年間に発生する死傷者数は、林業は22.8人で、全産業平均の2.4人に対して9.5倍

事故の原因

- ・伐倒した丸太が転がってきて挟まれた
- ・高いところから転落した
- ・狙った方向に伐倒木が倒れず、他の人にあたった
- ・丸太を踏み外し、こけた
- ・枝が落ちてきた
- ・チェーンソーが跳ね上がり、自分の体を切った

⇒ 正確で安全な
伐倒技術・知識の習得が必要

19

あいち林業技術強化カレッジ

愛知県森林・林業技術センターを拠点に、
年間を通じて様々な研修を実施

基礎研修・高度な技術研修・指導者向け研修など、愛知県で林業で働く人なら誰でも受けられます。

担い手の確保 ⇒ 育成

まずは、安全で正確なチェーンソー技術を身につけましょう！

研修の実施状況



21

研修の実施状況



83

22

研修の実施状況



研修の実施状況（あいち伐木競技会2025）



漁業

漁業



農林漁業就職 フェア —漁業ガイダンス—

愛知県農業水産局水産課

愛知県の漁業

海面漁業

- ・船びき網漁業(イワシ、シラス)
- ・沖合底びき網漁業(メヒカリ、ニギス)
- ・小型底びき網漁業(スズキ、アサリ)
- ・刺網漁業(クルマエビ、カレイ)
- ・採貝漁業(アサリ) など

海面養殖業

- ・のり養殖業
- ・わかめ養殖業
- ・かき養殖業

内水面養殖業

- ・うなぎ養殖業
- ・あゆ養殖業
- ・ます類養殖業
- ・金魚、錦鯉養殖業

特徴

- 海面漁業・養殖業生産量は全国22位、産出額は全国27位
- 漁業種類・魚種は多岐にわたり、生産量全国1位※の魚種も多い
※くるまえば、がざみ類、あさり類、養殖あゆ(2022年)
- 沿岸漁業(主に日帰り操業)が多いが、沖合漁業(数日間の航海)もあり





漁業の紹介① 「船びき網漁業」

対象魚種：イワシ、シラスなど

漁 期：周年

漁 場：伊勢湾、三河湾、渥美外海

漁業地域：南知多町、碧南市、田原市

操業形態：

網船2隻＋運搬船1隻で船団を組む。2～3時頃に出港し、魚群探知機で魚群を探索し、夜明けを合図に網入れを行い、午後には帰港する。大量のイワシやシラスが入網する瞬間は圧巻である。



漁業の紹介② 「小型底びき網漁業」

対象魚種：

甲殻類、マダイ、ヒラメなど（板びき網）

アサリ、クルマエビなど（桁網）

漁 期：周年

漁 場：伊勢湾、三河湾、渥美外海

操業地域：南知多町、西尾市、田原市など

操業形態：

網船1隻に2～3名で操業する。主に日帰り操業で、その日の夕方や翌日の朝のセリに漁獲物を水揚げする。多様な漁獲物の中には、レアな魚も紛れているかも？



漁業の紹介③ 「沖合底びき網漁業」

対象魚種：深海魚（ニギス、メヒカリ）など

漁 期：9月～6月

漁 場：和歌山県沖～静岡県沖

漁業地域：蒲郡市

操業形態：

網船1隻に6名程で、愛知県沿岸を離れ1週間程かけて航海し、水深100～500mの深海魚を狙う。愛知県では数少ない漁法であるが、仲間とともに何日も沖に出て漁業をする、沖合底びき網漁業でしか味わえない魅力がある。



漁業の紹介④ 「のり養殖業」

対象魚種：のり類（黒のり、青のり）

漁 期：秋季～冬季

漁 場：伊勢湾、三河湾

漁業地域：常滑市、美浜町、南知多町、西尾市、田原市

操業形態：

10月～3月頃にかけて、網を張り込んでノリを生産する。生長したノリは、刈り取ったあと陸上の機械で製品に加工する。熟練の生産者達は毎日海の様子を見に行き網の管理を行うが、その手間暇のおかげで高品質・高単価なノリを生産することができる。



漁業の紹介⑤ 「内水面養殖業 ～うなぎ養殖～」

対象魚種：うなぎ

漁 期：周年飼育

生産地域：西尾市、碧南市、豊橋市など

操業形態：

天然のシラスウナギ（稚魚）を池入れし、半年～1年半ほど飼育する。日常作業は餌やりなどがメインだが、出荷時期は繁忙期となる。大型ウナギの開発や完全養殖の実現など、今後の新技術導入に大きな期待がある。



漁業の紹介⑥ 「内水面養殖業 ～ます・あゆ養殖～」

対象魚種：マス類、アユ

漁 期：周年飼育

生産地域：豊橋市、豊川市、設楽町など

操業形態：

養魚場にてマス類やアユの生産を行う。日常管理は餌やり、選別など。愛情かけて至高のマス類やアユが生産されており、生き物の飼育が好きな方におススメの職業である。また、ます養殖は奥三河地域の主要産業でもあり、大自然の中で仕事ができる魅力もある。

漁師として働く

①従事者として働く

②独立して起業する



- ・まずは船長に従事し、操業技術を教えてもらう
— 漁具の操作方法、操船方法、選別・・・
- ・給料は歩合制がメイン
— 水揚げ量や単価により収入は変動するが、大漁や高単価の時は高収入の可能性！（でも乱獲はNGです）
- ・特別な資格は不要だが、従事しながら取得も目指せる
— 主に小型船舶免許など

漁師として働く

①従事者として働く

②独立して起業する

- ・船長への従事期間を経て、経営主として船長を目指す
— 一般的に数年以上は経験を積むことが必要
- ・設備（漁船、漁具）が必要
— 補助や融資による、取得支援制度あり
- ・漁業許可が必要な漁業種類もある
— 水産資源の乱獲防止や保護の観点から、大臣や知事の許可制となっているもの。



漁業体験をしてみたい！

漁業体験研修の実施

愛知県では、漁業に興味がある人に対し漁業体験研修を実施中です。

実際に乗船し、間近で操業の実態を見学・体験できます。
就業前に一度体験してみることをオススメします！

※詳細は愛知県水産課webページをご確認ください。
<https://www.pref.aichi.jp/press-release/gyogyoutaiken2025.html>

過去の参加者の声

- ・ 漁業者や漁業研修生と直接話ができ、参考になった。
 - ・ 揺れる船の上での漁獲物の選別は大変だったが、楽しかった。
- など…



漁業就業の相談をしたい！

- ・ 愛知県水産試験場内「愛知県漁業就業者確保育成センター」 0533-68-5198
- ・ 愛知県漁連「愛知県漁業担い手確保育成支援協議会」 052-971-3501
- ・ 県庁水産課 企画・環境グループ 052-954-6458



漁師.jp

漁業就業を考えている人に向けた情報発信サイト
求人情報や就業フェア案内などを掲載中！
<https://ryoushi.jp/>

(運営：全国漁業就業者確保育成センター)

漁業就業の支援制度を知りたい！

- ・ 長期漁業研修支援事業（愛知県漁連）

研修生として雇用され、操業等の技術習得を支援（1～4年間）

- ・ 県水産課による支援制度

沿岸漁業改善資金：経営開始に必要な漁船建造費等の資金を無利子融資

- ・ 市町による支援制度

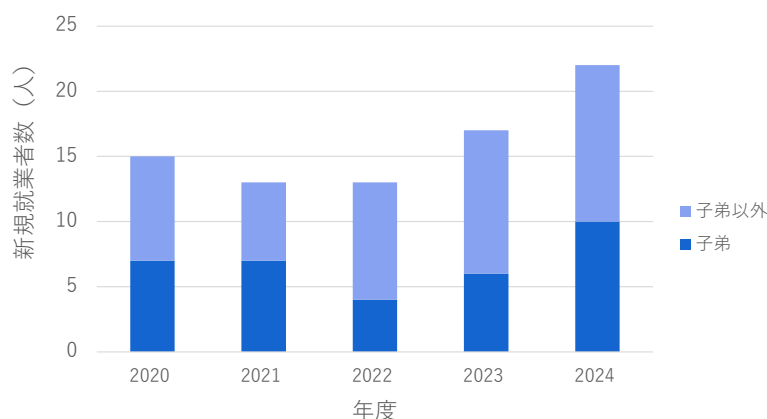
蒲郡市、西尾市、南知多町などで新規漁業就業者に対する支援事業を実施
（詳細は各市町のwebサイト等をご確認ください）

新規漁業就業者について

- ・ 新規就業者は県内で毎年15～22人です。

- ・ 新規就業者は、漁業者の子弟関係（子供、孫、親族など）が学校卒業後にそのまま弟子入り…が多いというイメージもありますが、子弟関係以外の方の就業も多く見られます。

- ・ また、他業種から転職された方もいらっしゃいます。



漁業の魅力とは

～これから漁師を
志す人へのメッセージ～

「サラリーマン時代より収入は良い」

「仕事は自分の裁量によるが、収入は自分の手でもぎ取らないといけない。辛いときもあるけど、達成感はある」

「甘い世界ではなく忍耐力が必要な世界だとは思いますが、海が好きな人や魚を釣ったり獲ったりするのが好きな人は天職になると思う。」

○詳細は水産課YouTubeチャンネル（あいちの漁業魅力発信 脱サラ漁師の漁場～小型底びき網漁業～）で公開中！



蒲郡漁協所属 浦田さん（42歳）

- ・ 31歳のときにサラリーマンから転職して漁業の世界に飛び込む
- ・ 現在は経営主として小型底びき網漁業を営む
- ・ 青年漁業士に認定され、担い手育成にも尽力している

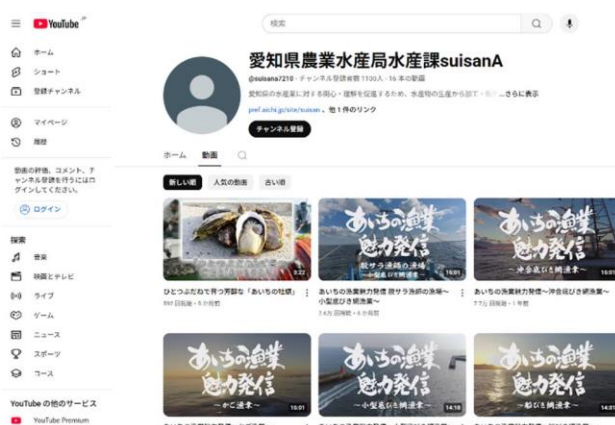
漁業就業に関する情報発信 「あいちの漁業魅力発信」

愛知県の漁業紹介動画や、漁業者への密着撮影動画などを水産課YouTubeチャンネルにて公開しています。

チャンネル登録して、ぜひご覧ください！



www.youtube.com/@suisana7210



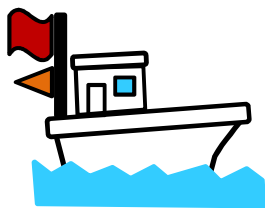
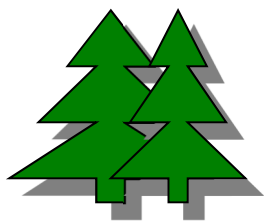
MEMO

[illegible]

ハローワーク

ハローワーク

農業・林業・漁業へ



トライ!

ハローワーク豊橋 農林漁業就職支援コーナーのご案内



農林漁業就業に向けて支援します！

- ♪ 就業に向けた職業相談、職業紹介
- ♪ 農林漁業の求人情報提供
- ♪ 各種面接会・説明会などイベントの情報提供
- ♪ 農林漁業関係機関の情報提供
- ♪ 初めて就労をお考えの方に農林漁業の情報提供



【問合せ先】

ハローワーク豊橋

7440-8507

豊橋市大国町1-1-1

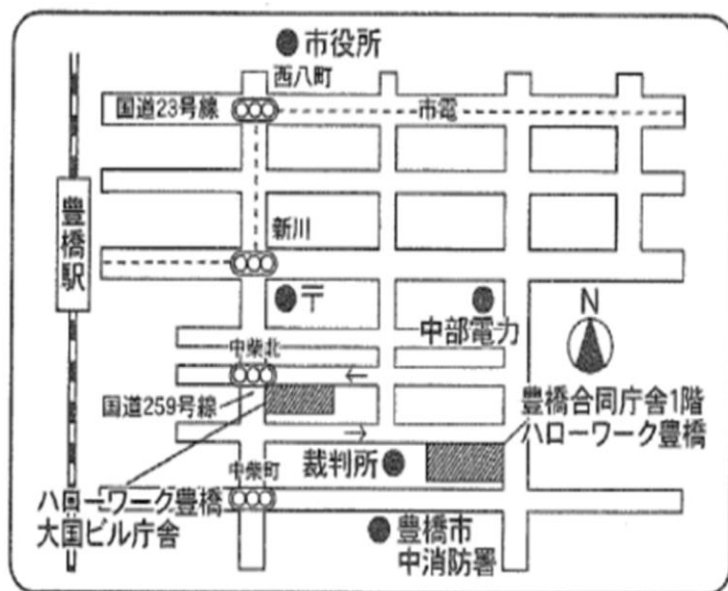
豊橋地方合同庁舎1F 2番窓口

☎ 0 5 3 2 - 5 2 - 7 1 9 3

★まずは一本お電話を!! 電話相談も対応します★

【ご利用時間】 平日 8：30～17：15

※土・日・祝および年末年始（12/29～1/3）を除きます。



○新着求人情報（ハローワークインターネットサービス）

二次元コードをスキャンすると、愛知・岐阜・静岡県内の新着（1週間以内）求人を検索できます。

【希望する業界：仕事内容】

① 農業・林業・漁業
こだわらない



② 稲作・畑作・農作物栽培・収穫作業員



③ 家畜・飼育作業員
・動物飼育員



④ 植木職、造園師



⑤ その他の農業



⑥ 林業



⑦ 漁業



⑧ 農林水産技術者



○関連リンク先

厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/> 農林漁業雇用対策

農業相談窓口 <https://www.be-farmer.jp/> 全国新規就農相談センター

林業相談窓口 <https://www.nw-mori.or.jp/> 林業就労支援ナビ

漁業相談窓口 <https://ryoushi.jp/> 全国漁業就業者確保育成センター

まちむら交流 <https://www.kouryu.or.jp/> （財）都市農山漁村交流活性化機構

移住支援金 <https://www.chisou.go.jp/sousei/> 内閣府のサイト

公共職業安定所の所在地及び管轄区域等一覧表

令和7年10月1日現在

安定所 番 号	安 定 所 名 (出張所名)	所 在 地 (郵便番号)	電 話	管 轄 区 域
2302	名古屋中	名古屋市中区錦2-14-25 ヤマイチビル (〒460-8640)	★ハローワーク・コールセンター 052 (855) 3740	西区 中村区 中区 中川区 北区 北名古屋市 清須市 西春日井郡
2303	名古屋南	名古屋市熱田区 旗屋2-22-21 (〒456-8503)	★ハローワーク・コールセンター 052 (681) 1211	瑞穂区 熱田区 港区 南区 緑区 豊明市
2301	名古屋東	名古屋市名東区 平和が丘1-2 (〒465-8609)	★ハローワーク・コールセンター 052 (774) 1115	千種区 昭和区 名東区 天白区 東区 守山区 日進市 長久手市 愛知郡
2304	豊 橋	豊橋市大国町111 (豊橋地方合同庁舎1階) (〒440-8507)	★ハローワーク・コールセンター 0532 (52) 7191	豊橋市 田原市
2305	岡 崎	岡崎市羽根町字北乾地50-1 (岡崎合同庁舎1階) (〒444-0813)	★ハローワーク・コールセンター 0564 (52) 8609	岡崎市 額田郡
2306	一 宮	一宮市八幡4-8-7 (一宮労働総合庁舎内) (〒491-8509)	★ハローワーク・コールセンター 0586 (45) 2048	一宮市 稲沢市(平和町を除く。)
2307	半 田	半田市宮路町200-4 (半田地方合同庁舎1階) (〒475-8502)	★ハローワーク・コールセンター 0569 (21) 0023	半田市 常滑市 東海市 知多市 知多郡
2308	瀬 戸	瀬戸市東長根町86 (〒489-0871)	0561 (82) 5123	瀬戸市 尾張旭市
2309	豊 田	豊田市常盤町3-25-7 (〒471-8609)	★ハローワーク・コールセンター 0565 (31) 1400	豊田市 みよし市
2310	津 島	津島市寺前町2-3 (〒496-0042)	★ハローワーク・コールセンター 0567 (26) 3158	津島市 愛西市 稲沢市(平和町) 弥富市 あま市 海部郡
2311	刈 谷	刈谷市若松町1-46-3 (〒448-8609)	★ハローワーク・コールセンター 0566 (21) 5001	刈谷市 安城市 知立市 高浜市 大府市
	碧南出張所	碧南市浅間町1-41-4 (〒447-0865)	0566 (41) 0327	碧南市
2312	西 尾	西尾市熊味町小松島41-1 (〒445-0071)	0563 (56) 3622	西尾市
2313	犬 山	犬山市松本町2-10 (〒484-8609)	★ハローワーク・コールセンター 0568 (61) 2185	犬山市 江南市 岩倉市 丹羽郡
2314	豊 川	豊川市千歳通1-34 (〒442-0888)	★ハローワーク・コールセンター 0533 (86) 3178	豊川市
	蒲郡出張所	蒲郡市港町16-9 (〒443-0034)	0533 (67) 8609	蒲郡市
2315	新 城	新城市西入船24-1 (〒441-1384)	0536 (22) 1160	新城市 北設楽郡
2317	春 日 井	春日井市南下原町2-14-6 (〒486-0841)	★ハローワーク・コールセンター 0568 (81) 5135	春日井市 小牧市

◎「★ハローワーク・コールセンター」の表示のある電話番号について

「★ハローワーク・コールセンター」の表示のある電話番号は、自動音声応答による取り次ぎサービスを行っています。
 音声案内にしたがって、「部門コード」と「#」を押すことによって、担当係へお取り次ぎを行います。
 なお、お問合せ先の「部門コード」がご不明な場合は、「9」と「#」を押すことによって「部門コード」の案内が流れます。
 また、初めてお問合せをする方やお問合せ先がご不明な方は「1」と「#」を押していただくことにより、総合案内へお取り次ぎします。
 (ダイヤル式の電話機をご使用の場合は、アナウンス終了後に総合案内へおつながりますのでそのままお待ちください。)